

川崎市民の居住

首都圏に位置する川崎の住宅事情と課題

(川崎市の住宅事情2001から)

はじめに

国の人口は、二〇〇六年ごろをピークに減少することが予測され、川崎市においても二〇一五年ごろから人口が減少するという推計がある。住宅に居住する単位である世帯は、小世帯化（一世帯当たりの人員が小規模化）が進むことからこれ以降も増加が続くと考えられるが、国においては二〇一四年、川崎市においては二〇三〇年以降に減少することが予測される。

一方、平成一〇年の住宅・土地統計調査では、川崎においては、住宅ストック数が世帯数を一割以上上回るなど、住宅の量的な充足は進んでいる。また、土地価格や住宅の家賃水準もバブルの時期から大きく下落し、住宅が取得しやすい状況となり、住宅をめぐる課題も変わってきている。

こうした中、国においては、住宅金融公庫の廃止等の特殊法人改革や社会資本整備審議会から「新たな住宅地政策のあり方」の建議が提出されるなど、新規供給、公的直接供給重視から民間住宅市場や既存住宅ストック

を重視する方向への政策転換を図ろうとする動きがある。

本市においては、国の動向や平成一四年に策定された行財政改革プラン等を踏まえ、民間住宅市場、既存住宅ストックの改善等を重視した政策への転換などを旨とし、市の住宅政策の基本方針、基本施策等を示す川崎市住宅基本計画の改定に向け、住宅政策審議会での審議など作業を進めている。

本稿では首都圏に位置する川崎市のまちづくりの課題がテーマとなっていることから、市民の勤務地としての東京との関連を切り口に、川崎市の住宅事情についてなるべく細かく見ると、川崎市の住宅事情2001の既存資料のほか、最新の住宅・土地統計調査（平成一〇年）、国勢調査（平成一二年）等を基に区別のデータを集め、新たに分析や考察を試みた。

今後の住宅政策のあり方として、地域特性に応じ、木目細かくのを絞り込み、効果的な施策展開が求められることから、ここでの分析は、今後の基本計画の改定作業においても有用となると考えている。川崎市は、地域ご

とに異なる特徴を有していることから、区独自の居住に係る特性・課題は多くあると考えられる。

就業者の通勤地及び駅への利便性

図1は、就業者の通勤地を見たものであるが、全市平均では通勤地で最も多いのが東京都で約四割を占めている。次いで自区内が約三割で、近年あまり変化していない。

各区別に見ると、川崎区は就業者の通勤地は自宅及び自区内が六〇%であり、職住が近接している。

北部の区ほど勤務地を東京とする割合は高くなり、麻生区が四九%と最も高くなっている。

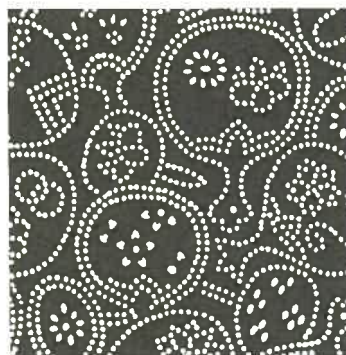
図2は、最寄りの交通機関までの距離を見たもので、中原区、多摩区が鉄道駅への利便性が高く、宮前区、麻生区、川崎区は駅から遠いところが多い。

区別に見た住宅の状況

①住宅の所有関係

まちづくり局住宅整備課主査

藤原徹



伊勢型紙

図3は、区別の住宅の所有関係別の世帯数割合を見たものであるが、駅からの利便性が高い中原区、多摩区は最も民間借家の割合が高く、駅から遠い麻生区、宮前区は持家の割合が高い。

②住宅の規模

図4は、一戸あたりの平均床面積を持家、借家別に見たものであるが、川崎区は持家、借家ともに、最も小さい。逆に麻生区は持家、借家ともに大きい。宮前区の持家が比較的小さいのは、中高層住宅（マンション等）の割合が多いことが原因と考えられる。

③家賃水準

図5は、(株)アットホームが調査した、平成一三年度の民間賃貸住宅のmあたりの家賃を見たものである。借家率が高い中原区が最も高いが多摩区は麻生区に次いで安い水準となっている。

④老朽度

図6は一九八一年以前に建築された住宅の割合を見たものである。最もこの割合が高いのは幸区、次いで川崎区となっており、最も低いのが多摩区、高津区となっている。

区別に見た世帯の特徴と居住水準

①世帯主の年齢と世帯人員

図7は世帯主の年齢と世帯人員別に、世帯数の割合を見たものである。多摩区、中原区では単身世帯の割合が最も高いが、比較的若い単身世帯と考えられ、多摩区では単身世帯の約四割が、二五歳未満である。川崎区、幸区は、六〇歳以上の単身世帯が多くなっている。ファミリー世帯が最も多いのは麻生区、次いで宮前区である。また、麻生区、幸区は高齢者の二世帯が多い。

②居住水準

国は、世帯の人数に応じて最低限確保すべき住戸面積を最低居住水準、誘導すべき住戸面積を誘導居住水準として定めているが、図8は、最低居住水準を満たしていない世帯の割合と世帯数を見たものである。

川崎区は、最低居住水準未満の世帯数、割合とも最も高くなっている。図9は最低居住水準未満世帯の世帯人員を見たものであるが、川崎区では単身世帯が四四・八%と半分近くを占めている。実数で多いのは次いで中原区、多摩区であるが、その内訳はやはり単身世帯が最も高くなっている。

宮前区、高津区、麻生区は単身世帯の割合は比較的低く、三人以上世帯の水準未満世帯が多い。麻生区は実数、割合ともに最も低い。

各区の住宅事情のまとめと課題

表1は、就業者の通勤地や居住水準等について各区ごとに住宅事情としてまとめ、(全般的なものは除き)課題を整理したものであるが、各区の住宅事情は様々で、課題も異なっていることがわかる。

今後、住宅政策の転換を進めるにあたっては、市民やNPO等を含む事業者との連携が重要と考えているので、住宅や住環境に対する課題に対し、区民等とも認識を共有し、区のまちづくりと連携することが必要となってくる。

また、効果的な施策展開を図るため、地域特性に応じて、優先すべき課題は何か、市民や行政が行わなければならないことは何かといった議論を重ねる必要があると考える。

図1 川崎市に常住する就業者の通勤地

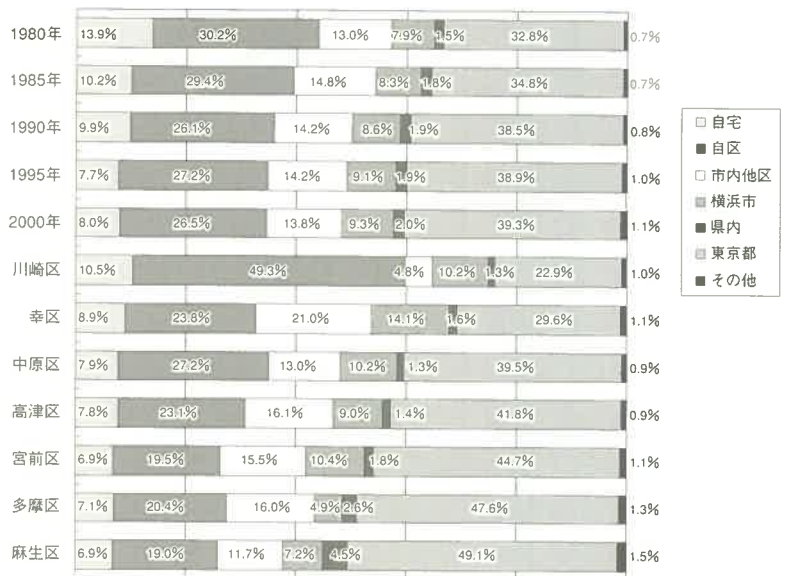


図2 最寄りの交通機関までの距離

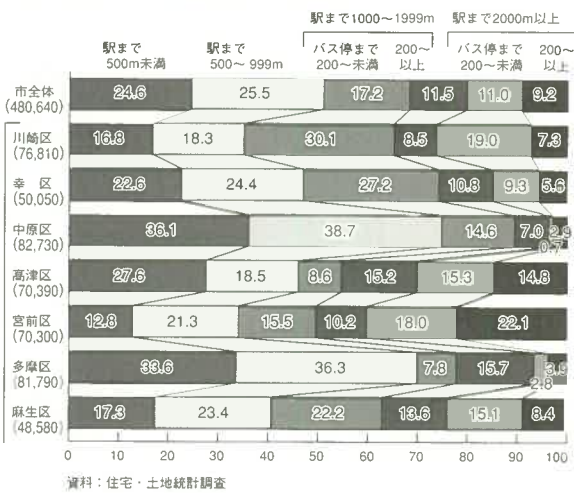


図7 世帯主の年齢別世帯人員別世帯数割合 (%)

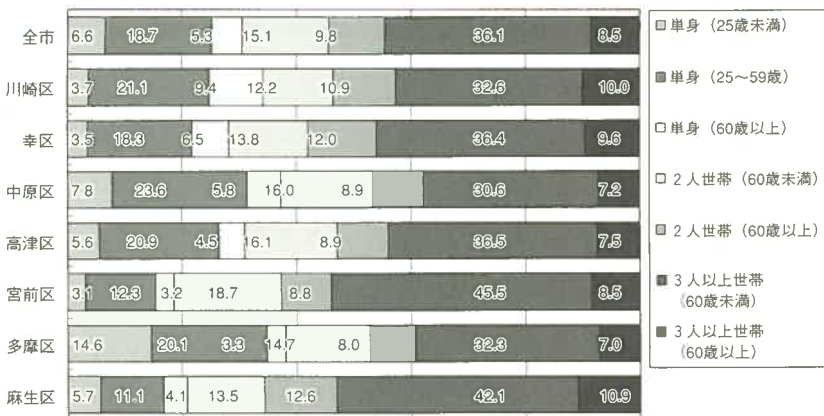


図3 住宅の所有関係

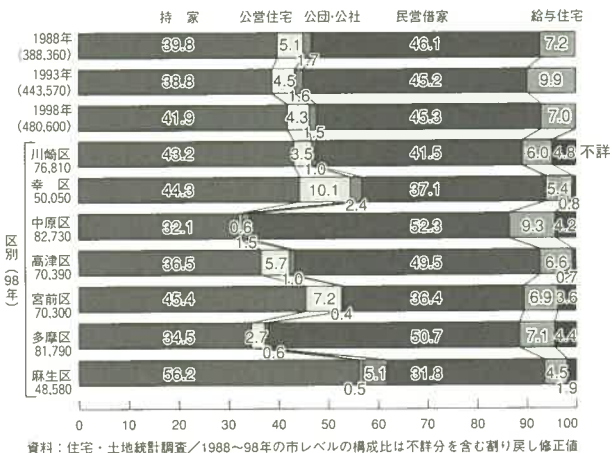


図8 最低居住水準未満世帯数と世帯数割合

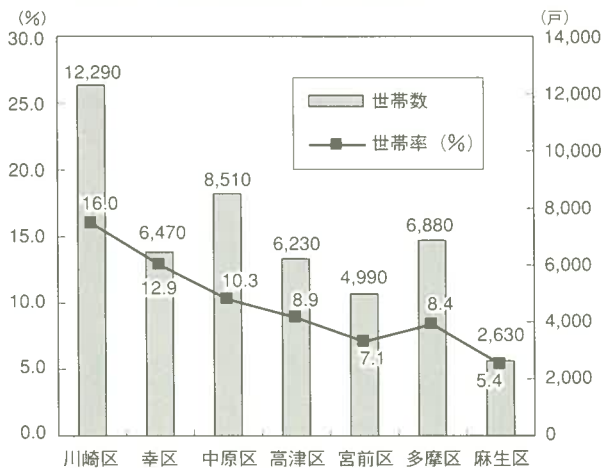


図4 区別所有関係別平均延床面積

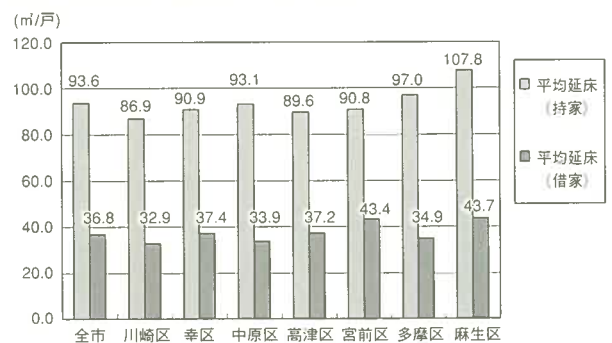


図9 最低居住水準未満世帯の世帯人員別割合 (%)

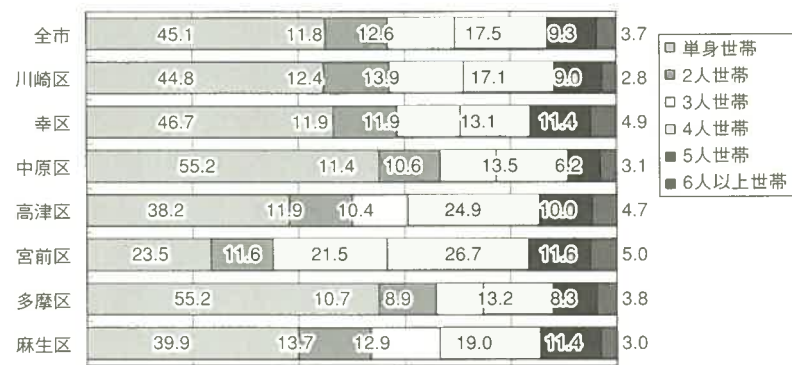


図5 区別民間賃貸住宅家賃水準

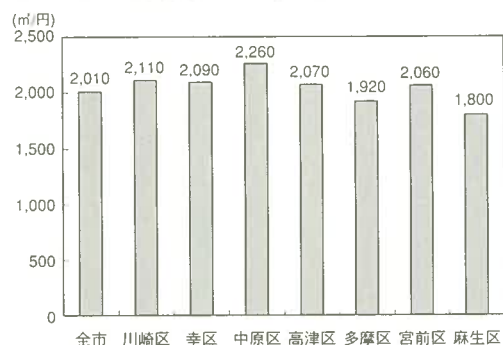


図6 区別1981年以前建設の住宅割合

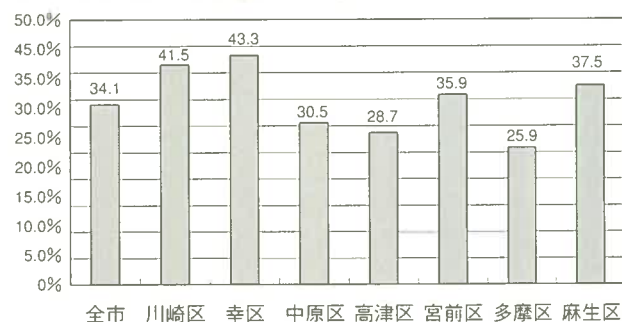


表1 各区の住宅事情と課題

区名	就業者の通勤地	最寄の交通機関からの距離	住宅の状況（所有関係、平均規模、家賃水準、老朽度）	居住世帯と居住水準	住宅事情のまとめと課題
川崎	・自宅及び区内が59.8%で他の6区を引き離して最も高く、就労先での東京都への依存度は低い(22.9%)	駅までの距離が1キロ未満の世帯が35.1%で、バスを利用する世帯が宮前区に次いで多い	・所有関係で見ると持家が43.2%、民間借家が41.5%とほぼ同じ割合 ・住宅の1戸あたりの平均面積(戸/m ²)は、持家、借家共に7区のうち最も小さい ・民間賃貸住宅の家賃水準は、中原区に次いで高い・昭和56年以前の住宅の割合は41.5%と幸区に次いで高い。	・単身世帯の割合が34.2%と多摩区、中原区に次いで高い。特に60歳以上の単身世帯は9.4%と最も高い。 ・3人以上世帯は42.6%で平均をやや下回っている。 ・最低居住水準未満世帯は、その割合、実数共に最も高い。(単身世帯、2人世帯が57.2%を占める)	・職住近接し、自立性が高く、市内からの住み替えの割合が高いことから安定的なコミュニティが形成されていると考えられる。 ・古くから市街化が進み、高齢者世帯とあわせ、老朽化した住宅も多い。 ・住宅の規模は小さく、特に借家が小さいことから、単身者や2人世帯でも最低居住水準を満たさないストックが多くある。 ・こうしたストックにも高齢単身が多く住んでいると考えられる。 ↓ ・安定的なコミュニティを活かしつつ、高齢者世帯の居住の安定を図ると共に、狭小な不良ストックの改善を進めることが課題と考えられる。
幸	・自宅及び区内が32.7%であるが、市内他区は最も高く(21%)、これを加えると53.7%となり、就労先での東京都への依存度は川崎、幸区について低い(29.6%)	駅までの距離が1キロ未満の世帯が47%で、バスを利用する世帯とほぼ半々となっている。	・所有関係で見ると持家が44.3%、民間借家が37.1%でやや持家の割合が高い。また、公営住宅の割合が最も高い。 ・住宅の1戸あたりの平均面積(戸/m ²)は、持家は全市平均より低く、借家は区平均よりやや高くなっている。 ・民間賃貸住宅の家賃水準は、中原区、川崎区に次いで3番目に高い ・昭和56年以前の住宅の割合は43.3%と最も高い。	・単身世帯の割合は28.3%と平均よりやや下回るが、60歳以上の単身世帯は6.5%と川崎区に次いで高い。 ・3人以上世帯は46%で平均をやや上回っている。 ・最低居住水準未満世帯は、その割合は川崎区に次いで高いが、実数は宮前、高津に次いで少ない。(単身世帯、2人世帯が58.6%を占める)	・ある程度職住近接し、自立性は高い。川崎区同様、市内からの住み替えの割合が高いことから安定的なコミュニティが形成されていると考えられる。 ・古くから市街化が進み、高齢者世帯とあわせ、老朽化した住宅も多い。 ・川崎区に比べ、持家、中高層住宅の割合が高い ・古くに建てられた共同住宅に狭小なストックが多くあると考えられる。 ・また、こうしたストックにも高齢世帯が多く住んでいると考えられる。 ↓ ・安定的なコミュニティを活かしつつ、高齢者世帯の居住の安定を図ると共に、共同住宅を含め、狭小な不良ストックの改善を進めることが求められる。
中原	・自宅及び区内が35.1%で、川崎区を加えると48.1%となり、就労先での東京都への依存度は川崎、幸区について低い(39.5%)	駅までの距離が1キロ未満の世帯が74.8%で、最も多い。	・所有関係で見ると持家が32.1%で最も低く、民間借家が52.3%と最も高い。また給与住宅が9.3%と最も高い。 ・住宅の1戸あたりの平均面積(戸/m ²)は、持家はほぼ平均値であるが、借家は川崎区に次いで小さい ・民間賃貸住宅の家賃水準は、最も高い ・昭和56年以前の住宅の割合は30.5%と平均を下回っている。	・単身世帯の割合が37.2%と多摩区に次いで高い。特に25歳以下の単身世帯は7.8%と多摩区に次いで高い。 ・3人以上世帯は37.8%で最も少ない。 ・最低居住水準未満世帯は、その割合は10.3%とほぼ平均値であるが、実数は川崎区について高い(単身世帯が55.2%を占める。)	・駅からの利便性が高いことから、借家の割合が高く、東京に勤務する比較的若い単身世帯が多く居住していると考えられる。また給与住宅(社宅)も多くある。 ・民間賃貸住宅の家賃水準が高いことから、狭小な借家ストックが多い。 ・近年、中高層住宅が増え、ストックは比較的新しい。 ↓ ・単身若物向けの借家ストックが多いと考えられ、将来の高齢化への対応も考慮する必要がある。
高津	・自宅及び区内が30.9%で、市内他区(16.1%)を加えると47%となる。就労先での東京都への依存度は41.8%と4割を超える。	駅までの距離が1キロ未満の世帯が46.1%で、バスを利用する世帯がやや多い	・所有関係で見ると持家が36.5%、民間借家が49.5%と民間借家の割合が高い。 ・住宅の1戸あたりの平均面積(戸/m ²)は、持家は平均より低く、借家はやや高い ・民間賃貸住宅の家賃水準は、平均よりやや高い ・昭和56年以前の住宅の割合は28.7%と多摩区に次いで低い。	・単身世帯の割合が31%とほぼ平均 ・3人以上世帯も44%でほぼ平均値である。 ・最低居住水準未満世帯は、その割合は8.9%と平均を下回り、実数も宮前区に次いで低い。(単身世帯の割合は38.2%と宮前区に次いで低く、4人以上世帯が39.6%となっている。)	・東京に勤務するファミリー世帯が多く居住していると考えられるが、借家の割合も高い。借家の住戸水準は比較的大きいことから、一定規模のファミリー向けストックも多いと考えられ、小世帯での居住水準未満世帯は少なく、4人以上世帯が多くを占めている。 ↓ ・4人以上のファミリー世帯が、適正な負担の範囲内で、ゆとりある居住空間を享受できるような、賃貸住宅等の必要性が高い。
宮前	・自宅及び区内が26.4%で、麻生区に次いで低く、市内他区(15.5%)を加えても41.9%となり、就労先での東京都への依存度は44.7%と麻生区、多摩区に次いで高い。	駅までの距離が1キロ未満の世帯が34.1%で、7区のうち最も低く、バスを利用する世帯がほとんど	・所有関係で見ると持家が45.4%、民間借家が36.4%とほぼ持家の割合が高い。また公営住宅の割合も幸区に次いで高い。 ・住宅の1戸あたりの平均面積(戸/m ²)は、持家は平均よりやや低く、借家は麻生に次いで大きい ・民間賃貸住宅の家賃水準は、平均よりやや低い ・昭和56年以前の住宅の割合は35.9%とほぼ平均値	・単身世帯の割合が18.6%と最も少なく、3人以上世帯が54%となっている。 ・最低居住水準未満世帯は、その割合は7.1%、実数は最も低い。(3人以上世帯が64.8%を占める)	・東京に勤務する持家ファミリー世帯が多く居住していると考えられる。 ・中高層住宅の割合が最も高いことから、持家の平均規模は比較的小さい。 ・借家の家賃水準は比較的低く、小世帯での居住水準未満世帯は少なく、3人以上世帯が多くを占めている。 ↓ ・中高層住宅ストックが急激に増えていることから、新規ストックによる地域住環境の悪化防止や地域コミュニティとの融和が求められる。
多摩	・自宅及び区内が27.5%で、麻生区、宮前区に次いで低く、市内他区(16%)を加えると43.5%。就労先での東京都への依存度は47.6%と麻生区に次いで高い。	駅までの距離が1キロ未満の世帯が69.9%で、中原に次いで多い	・所有関係で見ると持家が34.5%と中原区に次いで低く、民間借家が50.7%を占める。 ・住宅の1戸あたりの平均面積(戸/m ²)は、持家は麻生区に次いで大きく、借家は平均を下回っている。 ・民間賃貸住宅の家賃水準は、麻生区に次いで低い ・昭和56年以前の住宅の割合は25.9%と最も低い	・単身世帯の割合が38%と最も高い。特に25歳以下の単身世帯は14.6%と最も高い。 ・3人以上世帯は39.3%で最も低い。 ・最低居住水準未満世帯は、その割合は8.4%、実数は川崎、中原に次いで高い。(単身世帯が55.2%を占める。)	・駅からの利便性が高いことから、借家の割合が高く、東京に勤務する若い単身世帯が多く居住していると考えられる。 ・民間賃貸住宅の家賃水準は低く、特に若年層が住みやすいと考えられる。 ・ストックは比較的新しい。 ↓ ・単身若物向けの借家ストックが多いと考えられ、将来の高齢化への対応を考慮する必要がある。
麻生	・自宅及び区内が25.9%と最も低く、市内他区(11.7%)を加えても37.6%となり、就労先での東京都への依存度も49.1%と最も高い。	駅までの距離が1キロ未満の世帯が40.7%で、バスを利用する世帯が宮前、川崎区に次いで多い	・所有関係で見ると持家が56.2%と最も高く、民間借家は31.8%と最も低い ・住宅の1戸あたりの平均面積(戸/m ²)は、持家、借家共に7区のうち最も大きい ・民間賃貸住宅の家賃水準は、最も低い ・昭和56年以前の住宅の割合は37.5%と幸区、川崎区に次いで高い。	・単身世帯の割合が20.9%と宮前区に次いで低く、3人以上世帯が53%を占める。 ・60歳以上の2人世帯が12.6%と最も高い。 ・最低居住水準未満世帯は、実数、割合ともに最も低い(3人以上世帯が46.3%を占める。)	・東京に勤務する持家ファミリー世帯が多く居住していると考えられる。 ・持家は広いものが多く、借家についても家賃水準は低く、比較的ゆとりある規模のものが多く。 ・また、老朽化した住宅が多く、その多くに高齢小世帯が住んでいる実態が伺える。 ↓ ・老朽住宅の改善と高齢小世帯の住み替えを推進し、高齢小世帯が持てるような広い住宅ストックをファミリー世帯が利用できるようなストックを有効活用する仕組みが求められる。

「川崎都民」の生活から考えるまちづくり②

就学構造から見たかわさき都民像

富士見台小学校を事例として

川崎市宮前区、東急田園都市線「宮前平駅」から徒歩五分程度に位置する「富士見台小学校」は、市内有数の児童数を誇るマンモス校（注1）として知られるほか、昭和五二年から文部省の帰国子女教育協力指定校となり、帰国児童が多い（注2）ことで知られている。このため、富士見台小学校に通わせたいと考える保護者も多いと聞く。

本稿では、就学構造の問題を正面から論ずるつもりはないが、事例として「富士見台小学校」を取り上げたのは、昼夜間人口比率が低く、川崎都民が多いと考えられる宮前区（注3）の中でも、特にマンションや住宅の多い学区（注4）を有すること、特色ある教育を行っていることで、学区を越えて、高い評価を受けていることなどから、広域的な視点で就学構造を捉えることができると考えたためである。

田園都市線沿線の都市化と地域

はじめに、富士見台小学校にお子さんが通学している川崎都民の方にお話をお伺いするため、JR武蔵溝の口駅で下車し、東急田園都市線に乗り換え、二子玉川駅に向かう。今

回、宮前区役所に紹介してもらったのは、宮前区土橋にお住まいで、東京都世田谷区に勤務されている高橋さん。数分の車中で、事前にいただいた情報に目を通す。一級建築士として、設計事務所を二子玉川に構えられ、宮前区区づくりプラン推進委員会として地域のまちづくりにも携わる。小学三年生の息子さんが富士見台小学校に通学され、御自身も東急の開発にともない、三二年前に宮前区に移られ、小学二年生から富士見台小学校に通学されたという親子そろって富士見台小学校へ通学するという経歴を持っている。現在、地域の野球チームのコーチも務められている。

高橋さんの事務所に着し、早速、御自身の富士見台小学校への転校からこれまでの経歴を語ってもらう。

「私が宮前区に引越してきたころは、まだ東急の田園都市開発の途上で、多くの自然が残っていました。よく裏山で遊んだ記憶があります。小学校自体はトイレなどの標記に英文も併用されていることなど以外あまり変わっていません。ただ、児童の環境に目を向けると、塾通いの子が増えたような気がします。」

政策情報かわさき編集部

次に地域の実状に話を移す。人口の流動性が高い、宮前区、その中でも富士見台小学校の学区では人口の移動が激しい。これは社宅が多いことによるものではないかと訊ねる。高橋さんは答える。

「私自身はずっと宮前区に住み、地元中学校、高校と歩んできました。当時の友人で現在も富士見台小学校の学区内に住んでいる人は一割にも及びません。よく、社宅が多いことなどが指摘されますが、住宅の購入価格の高さも一つの要因です。私と同世代でこの地区で住宅を購入するのは非常に難しいと思います。そして、人口の流動性が高く、地域の関係性が弱い結果として、両親、そして子ども達も地域に対する意識、我がまちに対する意識が希薄な状況が生み出されているように思います。」

地価の高騰のために、自分の育った地域に居住しつづけるのが困難な状況にある。そこでの地域と人の関係性、そしてまちづくりとは何を意味するのか、考えをめぐらせる。

地域のまちづくりと小学校

注1

富士見台小学校の生徒数は、児童総数一、四三一人（平成一四年六月一日現在）で、年間の転入児童数は一〇〇から一五〇人にも上る状況にある一方、転出児童数もほぼ同じ数となっている。

注2

帰国児童総数は、二二七人（平成一四年六月現在）で、一六・六％に及んでいる。

注3

富士見台小学校の位置する宮前区は、市内でも給与住宅の比率が七・七％（全市平均が六・二％）と高く、共同住宅比率が七〇・〇％（全市平均が六四・七％）と高い状況となっている。また、昼夜間人口比率は六八で全行政区の中で最も低い水準となっており、昼夜間人口移動が激しい地域となっている（平成一二年国勢調査）。このように住居選択、昼夜間の人口移動の両面から、近隣都市の影響を受けており、特に、東京などに、通勤、通学先を区外に依存する「川崎都民」が多く居住すると考えられる。また、就学構造、特に小学校から中学校への進学の状況を見ると、私学を選択する比率が二〇・二％（全市平均一七・四％）と高い状況にある（平成一四年五月一日現在）。

注4

宮前区土橋のほぼ全て（三丁目目は、五、一四番、二〇、二四番、二八番）、宮崎六丁目及び宮前平二丁目を学区としており、田園都市線の宮前平駅に近く、同駅から渋谷までは五分の通勤圏内にある。また、同小学校の学区は（土橋三丁目全体含む）、企業の社宅といった給与住宅の比率が、一四・三％であり、全市平均の六・六％、区平均の七・七％と比較して非常に高い状況にある。さらに、平均年齢は三四・五歳であり、全市平均三八・八歳、区平均三六・九歳と比較して若い状況がうかがわれる（平成一二年国勢調査）。

まちづくりに様々な思いをお持ちの高橋さんはさらに話を続ける。

「小学校というのはまちづくりの単位として非常に重要です。越境入学が認められるようになって、中には三〇分ほどかけて、遠くから通ってくる子どもも見受けられるようになりまして。地元で遊ぶ友達がいらない、こうした環境に子どもを置くべきか疑問も残りります。また、周辺の小学校では逆に生徒数が減少するといった状況も生まれてきています。地域との関係性の中で小学校のあり方を考えていくことも必要でしょう。地域と全く関係なく生活していたのでは、子どもが大きくなって、地域に帰ってくるのは困難となってしまう。また、人口割による学区の決定方法(注5)も機械的過ぎます。多少児童数が増えて、プレハブで対応するとしても、地域のまちづくりの視点、特に長期的、総合的なまちづくりの視点も踏まえて学区割を考えて欲しい。」

話の中心がまちづくりに移ってきた。まちづくりと小学校という質問を投げかけてみる。「富士見台小学校に限らず、学校自体が門の中に閉じこもっているように思います。塾通い、学校の変容の中で、子どもの動きが、学校、塾、家庭という単線になってきており、この結果として、行き場を失った子どもが息苦しさを感じ、まちにたむろするような状況を生み出していると考えられます。是非、先生方にも、地域性やまちづくりという視点を持って、子どもの教育に携わって欲しいと思います。また、私自身、都市計画マスタープラン宮前区構想市民提案の策定に関っていたのですが、今後のまちづくりはより『将来の都市計画』の見地から総合的な施策展開が必要だと感じます。こうした考えにたてば、今後、

学校は授業を受ける場とともに、地域の施設として考えていかなければならない。特に都市近郊に位置する川崎の場合、学校は数少ない、重要な地域施設の一つであり、地域のまちづくりを考えていく拠点施設として重要だといえます。」

安心して通える公立中学の必要性

さいごに、卒業後の進路に話を移す。「たしかに中高一貫教育に関心を持つご両親も多いですが、富士見台小学校の場合、二分化しているように思います。私がコーチをしているチームでも四年生くらいから塾のために、野球をやめていく子どももいますが、半分以上はそのまま卒業まで活躍しています。おそらく富士見台小学校の場合、学校の雰囲気、教育水準などの面で安心して通わせることのできる宮前平中学校の存在が大きいように思います。学区の公立中学に不安があれば、私学を選択せざるを得ない状況になることも想定されます。」

まちづくりの実践、そして野球を通じた子どもたちとのふれあいの経験を踏まえながら語られる言葉は非常に重い。教育問題が常に地域のまちづくりとの関係性の中で検討されるべきであること。そつでない、学校、塾、そして家庭という単線的な動きのなかで、子どもは息苦しさを感じてしまつこと。そして、その前提には開かれた学校づくりや安心して通わせることのできる公立学校の存在が大きいこと。高橋さんのヒアリングを通じて、就学という問題から学校を考える場合には、首都圏における川崎という視点とともに、地域のまちづくりという視点を踏まえて考えていく必要性が高いことを痛感させられた。

川崎都民の通勤実態は？

高橋さんの事務所を後にし、二子玉川の駅に向かう。見知った「中央林間行」の各駅停車に乗って、宮前平に向かう。逆のホームには、南栗橋駅行きの各駅停車の電車が停車している。南栗橋つてどこと考える。南栗橋は、東武動物公園の先、埼玉県北東部、茨城県との県境付近に位置している。鉄道網の発達の中で、田園都市線一本でここまで広域的な移動ができることに驚く。東急田園都市線「宮前平駅」で下車し、北口に出る。高橋さんの事務所から三〇分弱。宮前区民の平均通勤時間が約五四分(注6)。通勤時間はすいぶん短いほうだなと思う。

富士山を臨む丘に位置する学校

そこから徒歩で、富士見坂といわれる坂を上っていく。その坂を登りきつたところ、かつて高層建築物がなかったころ、富士を眺める丘として富士見台といわれたところに、今回取材の対象とした「富士見台小学校」は位置している。坂の道路沿いには、新築のマンションが立ち並ぶ。このマンションも「富士見台小学校」の学区となっている。こうしたマンションの広告には、「富士見台小学校、宮前平中学校の学区」ということが掲載され、居住地選択にも影響を与えていると聞く。

「富士見台小学校」の正門につく。ローマ字標記された看板が目に入ってくる。「ローマ字が併記されている」という高橋さんの言葉が頭をかすめる。就学時間中のため、裏門に回り、職員室へと向かう。校長室へ案内され、柴内正弘校長先生と水沼日出雄教頭先生にお



建築家・高橋隆博さん

注5

本市における学区割の考え方については、「川崎市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方」の報告書参照

<http://www.city.kawasaki.jp/88/88kikaku/home/teiseiseikibo/teiseiseikibo.htm>

注6

平成一〇年度住宅・土地統計調査報告



右から富士見台小学校校長・柴内正弘先生と教頭の水沼日出雄先生

特色のある教育スタイル

話を伺う。インタビューの口火を切るべく、富士見台小学校の特徴について聞いてみた。

「富士見台小学校は、市内でも有数の過大規模の学校です。現在、児童数の増加への対応としてプレハブ校舎を建設して対応していますが、児童数は依然として増加傾向にあります。児童数が四〇人を超える学級も出てきています」と水沼教頭先生は手元の資料を基に実際の数字をまじえながら語った。柴内校長先生は特色ある教育について続ける。

「本校の特色の一つとして、帰国児童が多いことがあげられます。帰国児童の本校に対

するニーズは高く、帰国前にホームページを御覧になって、電子メールで問い合わせ、本校の学区内に引越される方も多い状況です。日本語のレベルに応じて国際学習室で対応を行っています。共生を重点目標に掲げる本校では、可能な限り一緒に授業を受けられる環境づくりに努めています。」

私立中学校への進学へ熱心な保護者

現在、文部省を中心として、学校における週休二日制、総合学習時間の導入など、ゆとりある学習機会を子どもに保障しようとする動きが顕著となりつつある。こうした一方で、私立中学を視野に入れた塾通いが多い状況にある。手元の資料では、富士見台小学校における私学進学率は平均して三割から四割（注7）となっている。「中高一貫教育（注8）に関心を持つ保護者の方々も多い」という高橋さんの言葉が頭に浮かぶ。ここで、富士見台小学校に子弟を通わせる保護者の方々について聞いてみた。柴内校長先生は答える。

「本校の場合、保護者の方は非常に教育に熱心で、学校に協力的です。学校には、友達と一緒に協力しながら、楽しい学校生活が過ごせることを期待されているようです。また、さまざまな学校の行事や授業等に教育ボランティアとして積極的に携わっていただいております。」

地域社会と学校

さいごに、地域社会との関係について、学校の考え方を聞いてみる。柴内校長先生は答える。

「総合学習の時間など、教育プログラムの

中で地域との関係性を持つような授業を行ったり、逆に保護者の方たちに学校に来ていただくような形態を取っています。富士見台小学校では、積極的に地域との関係性を持つよう努めています。」

学校という組織運営、特に池田小学校事件以降、危機管理も学校には求められている。こうしたマネジメントとともに、積極的に地域との関係性を構築していくことに努めている。保護者の方も、共に生活する場として小学校を捉えている。周囲の評価が高いだけに、さらなる教育水準の向上に取り組んでおられる姿に熱いものを感じた。

富士見坂を下る。帰宅のラッシュ時間も近い。川崎都民の人たちも家路につく時間なのだろうか。

おわりに

本稿では、ヒアリングを通じて、富士見台小学校の事例を取り上げ、川崎都民を取り巻く状況の一端を紹介してきた。そこからみえる課題を深く掘り下げるまでには至らなかったが、教育問題については、今後策定される教育プラン、総合計画等でより深く検討されるべきであると思う。ただ、首都圏における川崎、そして地域のまちづくりという、今後のまちづくりの視点から、就学という問題を捉えていくべきことについての課題提起はできただけではないかと考えている。

さいごに、快くヒアリングに応じていただいた建築家の高橋さん、富士見台小学校の柴内校長先生、水沼教頭先生に感謝申し上げるとともに、本稿の記述については全て編集部責任であることを明記しておきたい。

（文責 総合企画局政策部 鈴木洋昌）

注8

学校における週休二日制、総合学習時間の導入など、ゆとりある学習機会を子どもに保障しようとする動きが顕著となりつつある。こうした流れの中で、中高一貫教育への関心が高まり、中央教育審議会第二次答申（平成九年六月）の提言に基づき学校教育法の改正によって、平成十一年四月より、中高一貫教育を選択的に導入することが可能となった。

注7

富士見台小学校における私立中学進学率は、平均三五%前後であり、平成一三年卒業生の場合、平成一四年五月一日現在で二七・六%となっている。



富士見台小学校のローマ字標記の看板

「川崎都民」の生活から考えるまちづくり ③

都市における女性の暮らし

育児・介護の視点から

平成一二年の国勢調査によると、川崎市の共働き世帯の割合は、三九・二%となっている。家族類型別にみると、核家族だけの世帯より、他の親族（例えば、夫婦の両親など）と同一世帯の方が、夫婦での就業率が高いという結果が出ている（図1参照）。また、子どもがいる夫婦世帯の就業状態に関しては、全体では、三九・二%。末子の年齢別に見ると、未就学の六歳未満では二二・九%、子どもが就学する六〜一四歳になると、四八・九%と大きく上昇する。義務教育が終わる一五〜一七歳になると五八%になる（図2参照）。この数字が意味することは、都市においての女性の暮らしを反映させているのではないだろうか。

都市における子育て （川崎市の場合）

一般的に女性は、結婚や妊娠、出産といったライフスタイルの変化により、離職していく傾向が強いといわれている。川崎市においてもこのような傾向は例外ではなく、特に妊娠を機に離職し、自分の住んでいる地域に目を向けるようになる。

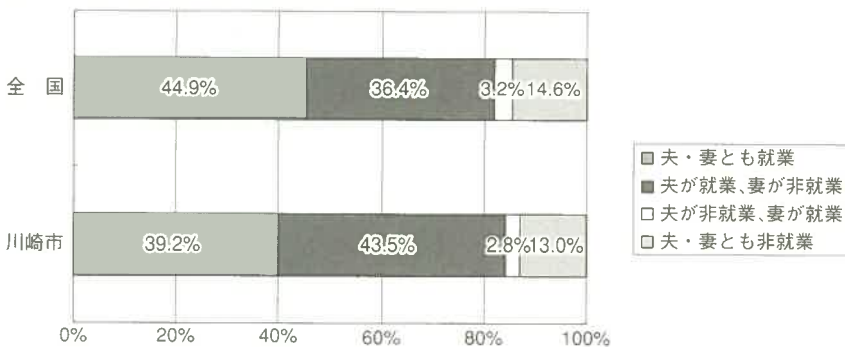
各区保健福祉センターでは、妊産婦そしてそのパートナーを対象とした「両親学級」を開講し、毎月各区で地域にすむ妊産婦を中心に集まり、妊娠中の生活や出産後の育児等の講座を設け学ぶ。この講座に参加する妊産婦の居住歴は、様々だが私が所属をする麻生区では、居住歴が比較的浅い方を多く見受けられる。それまでの生活は様々だが、結婚もしくは出産前は就業し、朝、早く自宅を出て、夜遅く職場を出るといったような、職場と自宅の往復で、居住地では週末買い物に行く程度で、公園もどこにあるのか分からないといった状況であるようだ。

しかしながら、女性たちは結婚・妊娠・出産などライフスタイルの変化とともに、「地域」における様々なことに目をむけはじめていく。「両親学級」を受講した妊産婦たちも、自宅の近所に住むほかの妊産婦と連絡先の交換をし、同じ境遇の人々と交流を図っているようである。―その同じ境遇の人々のことを育児雑誌等では「ママ友」（ママ友達の略）と称し、出産後も保健福祉センターで行う乳児健診や離乳食教室などの各種講座も、その「ママ友」達と群れをなし、グループで行動して

麻生区役所保健福祉センター地域保健福祉課

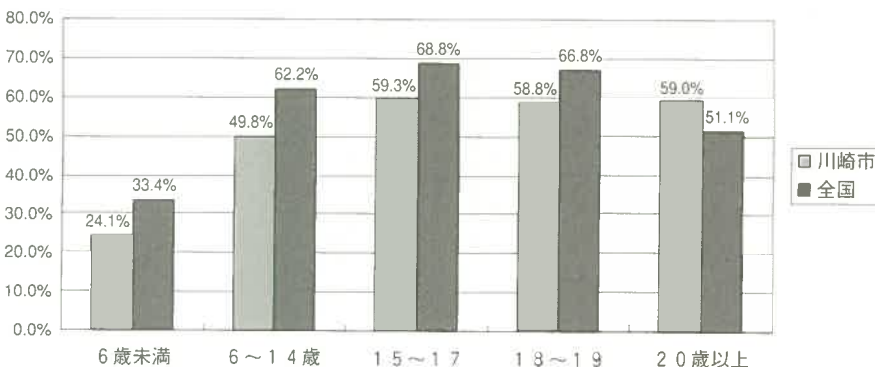
蛭川睦

図1 夫婦の就業状態別夫婦のいる一般世帯の割合



平成12年度国勢調査

図2 末っ子の年齢別就業率



いる姿もよく見受けられる。また、「ママ友」グループは、「地域」に育児用品が安価で買える店や子供が安心して遊べる公園がどこか、おすすめの産婦人科や小児科の評判など情報交換は欠かせない。このような調子で、女性たちは自宅周辺の「地域」の情報に目をむけはじめた。

それから、出産後転入してきた、「両親学級」に参加していない……といった女性たちも、「地域」に目を向けている。子供がある程度外に連れ出せるようになると、地域子育て交流広場や育児サークルに顔を出す人もいる。育児サークルをみずからつくる人もいる。グループの活動場所には、近隣の公園や子ども文化センター、町内会館など「地域」にある公共の施設を利用しているケースが目立つ。いわゆる「地域」資源の利用である。でも、利用制限があったり、他のグループとの共有も目立つ。必ずしもグループの目的と施設の使用手が合致していない場合もある。公園の場合も同様で、みんなが集うようなスペースの公園が少ないという要望もある。

また、育児グループをつくる↓人が集まる↓とりあえず時間を共有する↓子どもが成長する↓幼稚園や保育園へ入園する↓グループの存続を考える↓グループの次の担い手がいけないという問題を抱えている現状もある。残念ながら、幼稚園・保育園に入園もしくは小学校へ入学すると、今までの「地域」とのつながりはプツリ切れてしまっていることが多い。また、「地域」の他の世代とのつながり、たとえば「地域」の老人クラブが、小さな子どもたちと集めたいと持ちかけても、「めんどうだから」「あれこれ指図されることは避けたい」といって、交流したくないのだ。もし、活動場所を新たに開拓する可能性を探

るのであれば、こういった世代間交流も視野に入れる必要があるだろうし、行政としても世代ごとの対象別の施設から、地区ごとの施設整備も考えなくてはならないだろう。

グループ存続の問題については、新メンバーの加入によって、今までのやり方を押しつけていけないか、新しい風を受け入れていける体制ができていくかどうか、支援していく際に配慮すべき点ではないだろうか。

はたらく育児ママ達のすがた

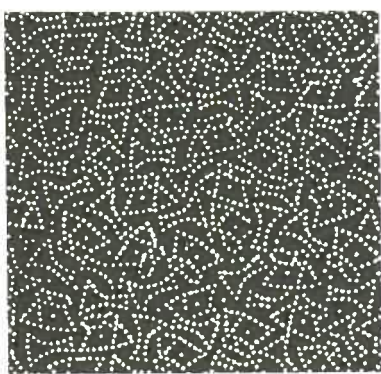
子育てをしている女性の中には、ある程度の期間、産休↓育児休業をとり、子どもを預けて働きに出るといったケースもある。そうすると保育園の様子や空き状況に、女性たちはリサーチをかけている。市立保育園では、地域に向け園庭開放や保育園で行っている行事を近隣地域住民の親子と一緒に参加してもらっているところもある。随時、保育園職員による育児相談や保育園の見学も受け付けている。そういうところに参加し、保育園の雰囲気を確認しながら、子供を預けるところを選択する。また、保健福祉センターには、待機児童の情報を常に掲示しているところもある。総合相談窓口周辺には、ベビーカーで子どもを連れた女性が、その掲示物を真剣に見ている姿は珍しくない。

毎年、各区保健福祉センターに寄せられる保育園入所の申請は、増え続けているといった現状もある。平成一五年四月一日現在の保育園の申請者数は、約一万二千人。そのうち入所児童数は、一万一千人弱。川崎市の保育施策の中で対応している児童や保護者が産休・育休中の児童等を除くと、約七〇〇人の待機児童がある。四月一日の時点で入所開始月齢・

もしくは年齢に満たない児童等各保育園の入所要件に満たない児童もいる。川崎市が認可をしている保育園では、一般的に年度途中での入所が難しいとされている。

かくいう私も四月一日の時点で、長男の月齢が入所希望の保育園の要件に満たすことができず、年度途中で入所できる保育施設等を探してみつづしに見学した経験がある。赤ちゃん安心おなかま保育室も見学に行った。しかし、おなかま保育室も満室で、年度途中特に〇歳児の入室は難しいという話を職員から聞いた。当時、大和市での無認可保育所における児童虐待事件がおこったこともあり、長男の預け先探しに、ある意味で不安とストレスを感じていた時期もあった。ここでの重要な情報源：これがいわゆる「ママ友」であった。そのころ、自宅の隣人は私と同世代の仕事をもつ女性で、子どもの月齢も近く、お互いに仕事復帰後の保育園探しをしていた。それぞれ、いろいろな保育園や受託施設を見学し、地域情報誌を読みながら情報交換をしていた。今考えると、私はこの保育園探しを通じて、自分が住む「地域」に、目を向けていけたのだと思う。

認可保育園入所におさまらない事例もある。今でこそ一九時までの延長保育も一般的になったが、二四時間コンビ二エンスストアが開いている時代、この枠ではおさまりきれないこともあるだろう。子どもが病気の時には、既存施設には預けることができない。就業の多様化、年次休暇の取得困難などの社会状況で保育に対するニーズも多様化している。既存の枠組みでは対応できないケースも出てきている。行政だけでなく、企業やNPO法人、ボランティアなどとの連携等で解消していく術を探っていくことも必要なかもしれない。



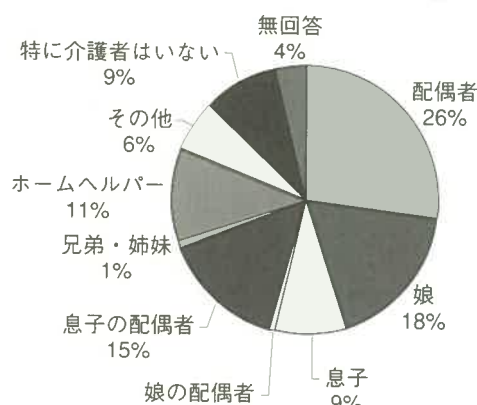
伊勢型紙

都市部における女性中心の高齢者介護の実態

一方、子育てを終えた世代（ミドルエイジと称す。）についてはどうだろうか。人口の高齢化を迎え、川崎市においても平成一四年一〇月一日現在、六五歳以上の人口比は、一三・三％である。全国平均一八・五％と比較するとまだまだだろうが、高齢者予備軍である六〇歳から六四歳の人口が増える傾向もあり、今後一層高齢化は進んでいくことが予想される。

平成一三年度国民生活基礎調査では、主要介護者の七一・一％が、同居家族であった（図3参照）。また、平成一三年度川崎市高齢者実態調査では、家庭内の主たる介護者について、配偶者は二六％であるが、このうち女性がどれくらい占めているかはこのデータからは不明だが、他に一八％が娘、一五％が息子の配偶者で、いずれも女性である（図4参照）。こうした状況から、ミドルエイジの女性たちは、子育てが一段落すると両親もしくは、舅姑の介護がはじまること分る（介護も、男女一緒に乗り切りたいものだが、実際にはまだ女性を中心になっているのは否めない）。この介護を通して女性たちは、自分の住む地域もしくは親の住む「地域」に触れていくことになる。かかりつけの病院、デイサービス、在宅介護支援センター、保健福祉センターなど：「地域」には今まで気がつかなかったことが多く、親の介護を通していろいろな制度があり、利用できる場所を探す。平成一二年四月一日に介護保険制度がはじまり、その状態に応じて調査認定を行い、必要と思われるサービスを受けられるという仕組みにな

図3 家庭内での主たる介護者

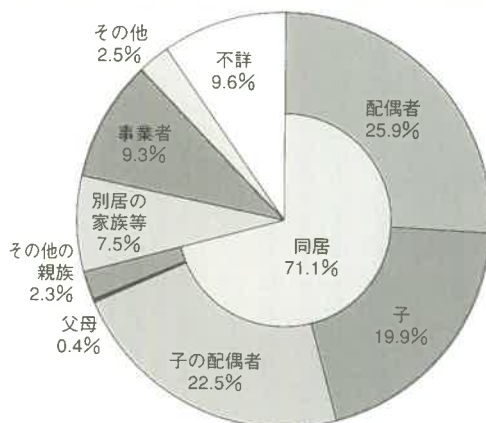


平成13年度川崎市高齢者実態調査報告書

った。

今年三月、川崎市では、第二期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画が策定された。この計画の柱は、①高齢者サービス供給システムの構築、②地域保健福祉システムの見守り体制の構築、③地域保健福祉システムの構築、④高齢者パワーアップの推進と四つあり、健康で安心できる地域づくりをめざしていく。この計画は、介護・支援を必要とした高齢者だけでなく、虚弱傾向にある高齢者、健康・元気高齢者についても、様々な事業・サービスでバックアップしていくというものである。計画の主題は、「地域」が主役☆川崎発！ニューシニア健康づくり大作戦である。高齢者の様々な課題を、当事者だけでなく、隣近所や町単位など人々の交流を通じて取り組んでいく姿勢が示されている。いわゆる地域のコミュニティである。このコミュニティを通し、女性は「地域」の人々と交流し、輪を広げてもらうのが理想である。しかし、現状では介護の問題は、家族単位で処理する場合が多い。

図4 主な介護者の要介護者等との続柄及び同居の状況



平成13年度国民生活基礎調査

また、地域でのコミュニティ活動も自分の居住地では行わず、わざわざ他の地域まで出かけて活動する人もいるという。それだけプライベートな問題として、いくら近所であっても、他人に踏み込ませたくないということなのである。ミドルエイジからの女性が「地域」で生活していくために、この問題はこれからの課題である。

「子育て」と「介護」。この二点についての都市での女性の暮らしについて述べた。都市、特にこの川崎は平均居住年数も短かく、市民が地元と感じている人が少ない。それ故に、この「子育て」「介護」が孤独な作業になりつつあるのは否めない。市民に生活圏として、このまちを感じてもらうためにも、自分たちだけでなく、周りとうまく付き合いながら支えあつていく仕組みづくり、そしてそれを支援する取り組みを行っていく必要性を感じている。

終の棲家の居住選択と地域活動

麻生区役所区政推進課副主幹

入口茂

「郊外居住に望まれたこと」
「問われる郊外居住のあり方」

都心から郊外へと進んだ宅地開発の大きな流れは終息を迎えつつあり、都心での地価下落などの影響により、都心居住を望む傾向が強まっているといわれています。一方で、子育ては緑豊かな環境で行いたい、終の棲家は郊外の一戸建てに住んでみたいという郊外居住志向も相変わらず根強いようです。

しかしながら、現在までの郊外のまちづくりに目を向けると、郊外ならではの魅力を評価し、それを生かしながら、居住者の意向に応えるべく、まちづくりが行われてきたかについては疑問が残ります。たとえば、郊外居住の一つの理想的なモデルとしてつくられた東急田園都市線や小田急沿線のまちづくりは、急激な少子高齢化が進展する中で、一つの転機を迎えつつあります。これまで良好であると思われていた住環境や住宅地形成が、実は「顔の見えない、人と人のふれあいの感じられない」「住んではいけるが生活がみえない」まちを生んでしまい、そのことが今問われてい

るのです。そして、そのことに気づきはじめ、何らかの地域活動を通じて、地域に積極的に関わろうと考えている人も確実に増えつつあるようです。

このように地域との積極的な関わりを持つ、その契機としては、子育て、退職など様々あると思いますが、ここでは、特に終の棲家として麻生区を選じた方たちがどのように地域活動に携わっているか、麻生区のまちづくりの状況とともに、こうした地域活動の実状を紹介する中で考えていきます。

川崎市北西部の地域特性

「私鉄沿線に進められた大規模開発」

川崎市北西部、特に宮前区や麻生区では、都心から放射線以上に延びる東急田園都市線、小田急線の沿線各駅を中心に、大手デベロッパー主導による大規模な区画整理事業や住宅団地建設等により面的整備が行われてきました。道路等の基盤整備も同時に行われ、地区計画制度の誘導を図るなど、高品質で、良好な住環境を大きな魅力としてきました。一方で、大量の住宅が供給され、同世代の人が同

時期に住みはじめたことにより、一斉に高齢化を迎えようとしています。

また、これらの地域に住む大部分はサラリーマン世帯であり、現役時代に川崎都民といわれるような都心の勤務先と家との往復を繰り返す生活が中心だったために、身近な地域活動などに参加する機会や時間が持てずに、地域との接点を見い出せないまま、高齢期を迎えてしまったといえるかもしれません。

さらに、少子高齢化によるまちの変容は、川崎市北西部のこれらの郊外住宅地も例外ではありません。区画も広く良好な住環境を魅力としていた住宅地では、地区計画や建築協定などの制度を活用している地域も多く、そのことが敷地分割や二世帯住宅すら建築できない状況を生み出しています。そして、良好な地域ほど、地価が高く、若い世代の居住が困難になってしまっており、地域での防犯や防災、自治会組織などの活動を含め、さまざまな場面であらたな課題を生じています。このような住宅地形成は、豊かなアメリカの住宅地を理想として、高度経済成長期につくられたものと思われませんが、このような閑静な住宅地に、子どもの歓声やまちの活気が感じ



伊勢型紙

図1 川崎都市計画図



*麻生区内の「第1種低層住居専用地域」は50%アミの濃い部分、区内の白部分が「市街化調整区域」。薄アミで帯をつくる内側が川崎市域。

られないのは単なる思い過ごしでしょうか。

麻生区のまちづくり

「良好な住環境」

麻生区のまちの特徴はおおまかに「豊かな緑や農地をはじめ、良好な住環境に恵まれ、新百合ヶ丘駅周辺に象徴されるように都心機能の集積された、環境と利便性の優れた街」といえると思います。ここで、麻生区のまちがどのように形成されてきたのかについて、前述のような市北西部の地域の傾向とともに、土地利用の状況をヒントに考えてみたいと思います。(図1参照)

図1からは、麻生区の土地利用の特徴的な点をいくつか指摘できます。一つは区域の約四割程度を市街化調整区域が占めていることです。そして、それら市街化調整区域には農業振興地域や農用地区域に指定されている地域もあり、都市農業を支えながら、貴重な田園風景や緑地が提供されています。

さらに、第一種低層住居専用地域が六割程度を占め、地区計画や建築協定などの制度を活用し、良好な住環境維持に努めている地域も比較的多く、反面、集合住宅等の中高層住居専用地域の割合が極端に少ない傾向を示しています。そして、こうした地域では大規模に面的整備が行われ、まとまった戸建て住宅地や大団地群が建設されています。

また、こうした地域は鉄道各駅から比較的離れた地域に島状に点在しており、このことが駅周辺からの道路網などの一体的な整備が遅れがちになる一つの要因といえるかもしれません。こうした状況は、東急田園都市沿線のように、鉄道建設と同時期に周辺のまちづくりが一体的に行われた場合との大きな

違いといえます。いずれにしても、こうした大規模な開発は、高度経済成長期の大量な住宅需要への対応であると思われるが、そのことが同時に大勢の人が一時期に住みはじめた結果を生み、図2が示すように、特に高齢化が深刻な状況を招いています。

麻生区的生活特性

「均質性の高い生活様式」

麻生区は、私鉄沿線での大量な住宅需要への対応というかたちで、まちづくりが進められたため、区民生活も近隣の開発された地域と同様の生活パターンを示しており(図3参照)、通勤先や通学先は都内が中心であり、買

い物等においても同様の傾向がみられます。このことは、現役世代では、都心と家との往復の生活に終始し、娯楽やショッピングにおいても、利便性の点から都心に依存していることが窺えるでしょう。こうした傾向は子どもたちも同様で、幼いころから都内に通学し、地域との関係性を持たないまま成長してしまう可能性も高いといえます。

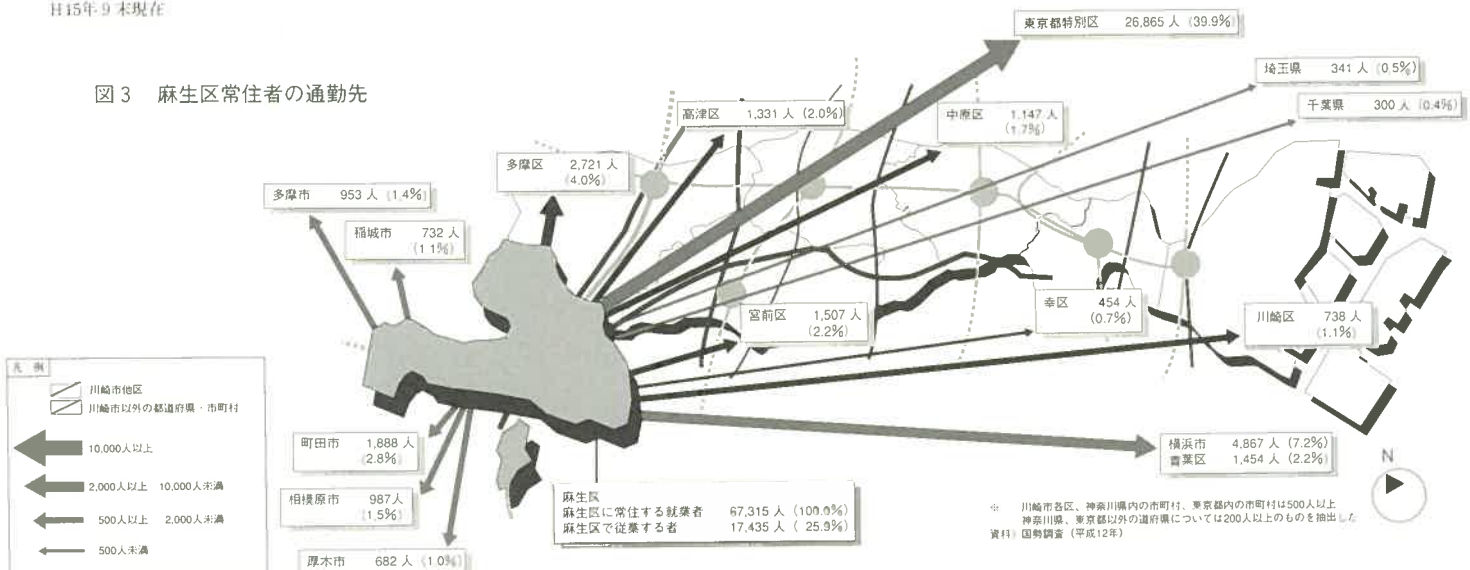
麻生区では、このような生活様式を持つサラリーマン世帯が大部分であり、その均質化も一つの特徴となっています。核家族化の進

図2 麻生区町丁別年齢別人口(外国人登録者含む)より
(65歳以上の人口比率、15%以上のみを掲載)

町丁名	高齢化率	町丁名	高齢化率
片平3丁目	17.2%	千代ヶ丘6丁目	15.7%
金程1丁目	15.4%	千代ヶ丘7丁目	19.0%
金程3丁目	18.1%	千代ヶ丘9丁目	16.1%
上麻生2丁目	30.0%	虹ヶ丘1丁目	16.4%
栗木台5丁目	20.1%	虹ヶ丘2丁目	16.0%
栗平1丁目	16.4%	早野	20.0%
白鳥2丁目	18.3%	東百合丘1丁目	16.5%
白鳥3丁目	20.2%	東百合丘2丁目	17.7%
多摩美1丁目	22.0%	東百合丘4丁目	19.6%
千代ヶ丘1丁目	17.3%	古沢	19.3%
千代ヶ丘4丁目	17.6%	細山4丁目	16.5%
王禪寺西1丁目	20.3%	細山5丁目	21.6%
王禪寺西2丁目	36.3%	万福寺	16.5%
王禪寺西3丁目	23.8%	百合丘1丁目	16.8%
王禪寺西4丁目	20.9%	百合丘2丁目	21.8%
王禪寺西6丁目	17.2%	百合丘3丁目	20.8%
王禪寺西7丁目	18.1%	上麻生3丁目	17.8%
王禪寺東1丁目	27.1%	王禪寺東4丁目	19.4%
王禪寺東2丁目	24.2%	王禪寺東5丁目	15.5%
王禪寺東3丁目	18.4%	片平	32.9%
王禪寺	30.0%	栗木	21.2%

日15年9 末現在

図3 麻生区常住者の通勤先



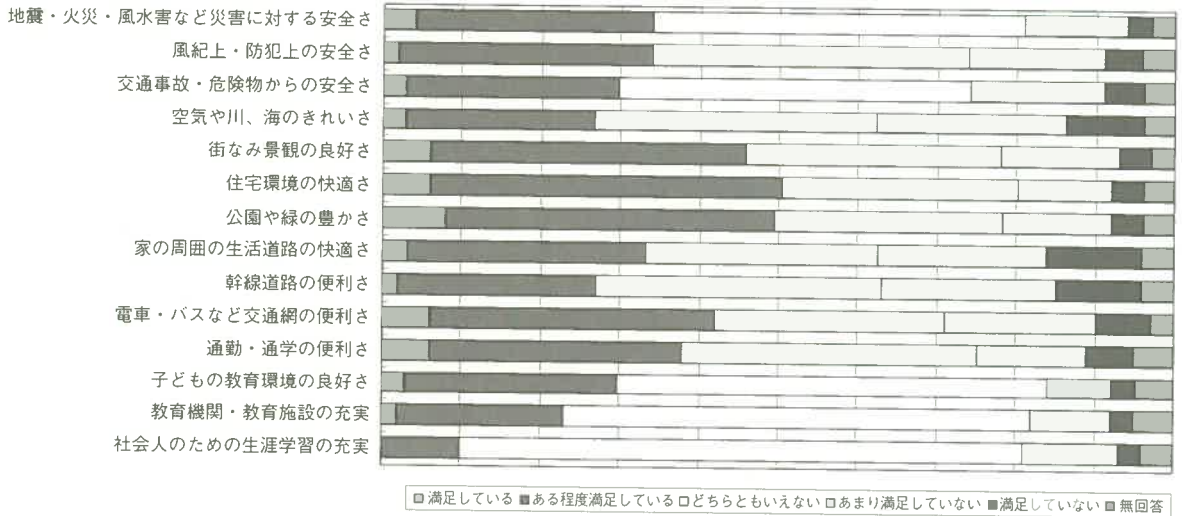
展が顕著で家族の形態も均質化し、年令や収入、職業までも同様の傾向にあります。そして、ほとんど見知らぬ同士が集まった新しいまちであるため、共通の伝統や地域活動などで培われた共同性が希薄であり、隣近所と一緒に何かをする機会も少ないようです。このことは地域コミュニティの醸成が立ち遅れがちになる大きな要因となっていると考えられます。

終の棲家としての麻生区 アンケート結果から

川崎市市民一人アンケート（平成一四年度実施）によると、今後の定住意向については、「これからも住んでいたい」と答えた人が六三・六％あり、七区で最も高い割合を示しています。また、住まいの区的生活環境満足度では「公園や緑の豊かさ」「住宅環境の快適さ」「街並み景観の良好さ」のそれぞれの項目において、おおむね五〇％の人が満たされていると答えており（図4参照）、麻生区に居住選択した主な理由が容易に想像できます。さらにそれらを裏づけるように、一戸建て住宅の持ち家比率が三八％を超え、市内でも最も高い割合を示しています。このような「市民一人アンケート調査」による定住意向や生活環境満足度から考えると、麻生区に居住する大方の人が「終の棲家」としての居住を選択し、取得し終えていると考えられます（図5参照）。

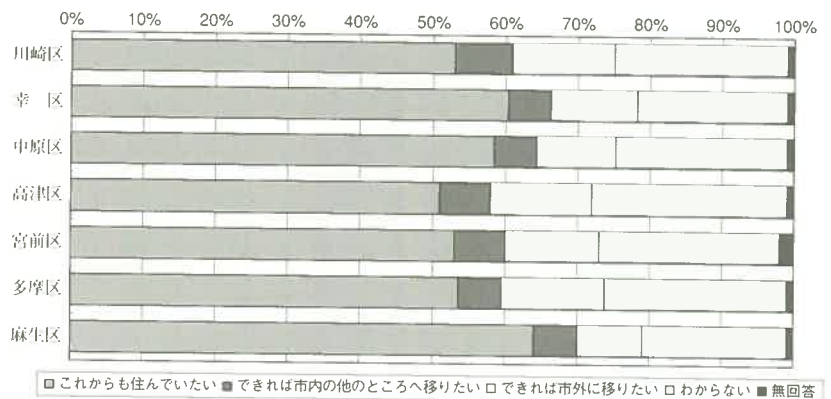
さらに、市民活動等、何らかの地域活動に参加している人も七区の中で最も多く、四九・五％を示しており（図6参照）、「参加したいが時間がないから」と回答した人が四七・四％、「参加したいが情報がわからないから」が二八・二％と

図4 住まいの区的生活環境満足度 麻生区



地域活動に参加していない人においても、その関心は高く、条件や機会さえ整えばさらに地域活動への参加は増えそうです（図7参照）。

図5 今後の定住意向



終の棲家としての居住選択と地域活動 実際の活動から

これまで、麻生区のまちづくりの特徴とともに、住民の住環境に対する評価は高く、定住志向も同様であり、「終の棲家」として考えている住民が多いこと、市民活動に対する関心が高いことをみてきました。

さいごに、区内で行われている実践活動の紹介を通じて、地域活動への関心の高さを紹介したいと思います。

麻生まちづくり会議・麻生まちづくり市民の会の応募状況

麻生区では、区民と行政との協働により区のまちづくりを進めていくまちづくり推進組織としての「麻生まちづくり会議」、そして「麻生まちづくり市民の会」を設置しました。当初の「麻生まちづくり会議」の応募者は、一、二六名にのぼり、他区に比べてもその参加者は多く、まちづくり活動への関心の高さや参加意欲が窺えると思います。さらに、今年度からあらたにスタートした「麻生まちづくり市民の会」においても応募者が九四名と多数あり、依然としてまちづくりに対する関心は高いといえます。そして、公募での参加者に特徴的なのは、会社役員、大学教授、公務員などの現役引退を機にはじめて地域デビューを果たした人が多く、特に地域とのあらたな接点を求めて応募した人が多いことです。

くろかわグリーンネットワークの活動

自然環境に恵まれた麻生区では、その自然環境への関心も高く、さまざまなグループが地域で緑地の管理活動等を積極的に展開しています。こうした活動の一つに「黒川グリーンネットワーク」があります。都市基盤整備公団が進めている区画整理地内にある緑地的施設を拠点に、公団や市の職員と市民とが一緒に汗をかきながら、田んぼでの米づくりや里山の維持管理活動を行っています。参加している人の中には、近隣の多摩市や町田市をはじめ、宮前区の市民も含まれており、麻生区民に限らずさまざまな地域から活動に参加しています。また、参加している年代なども

バラエティに富んでおり、現役世代のお父さんやその子どもとともに、子育てを終えたサラリーマンや現役引退を機に活動に参加した人など「終の棲家」を既に決定している人も多い状況です。

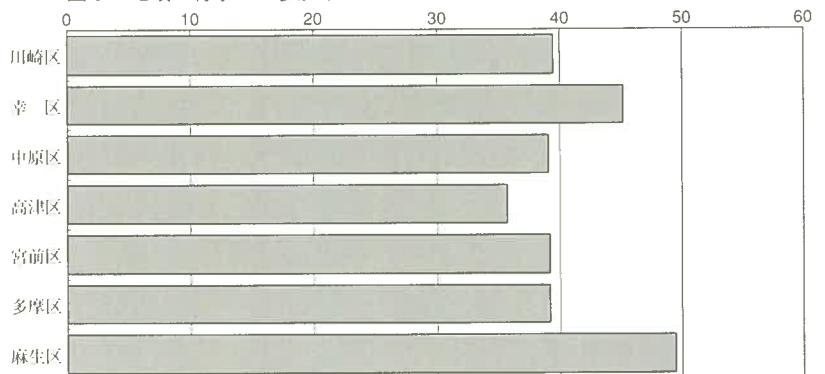
その参加動機は、環境保全に貢献したいということ、さらには地域との接点を探り、活動の場を求めることにあり、「終の棲家」として居住している方たちの地域志向の一端を垣間見ることが出来ます。また、参加者はみな活動を通じて、郊外居住ならではの魅力ある生活を満喫しているようです。

おわりに

これまでのデータや事例から、麻生区の地域活動の参加傾向のすべてを判断することには無理があるかもしれませんが、少なくとも、参加意欲の高さやその積極性から、地域活動を通じて新たなコミュニティづくりの兆しを感じ取ることはできそうです。

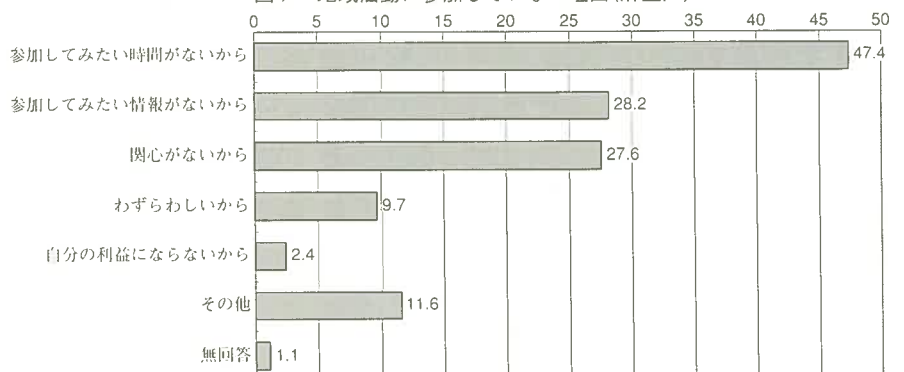
今後の急速な高齢化を迎えつつある、麻生区のまちづくりを考えた時、単に基盤整備し、良好な住環境を提供するだけのまちづくりの時代は終わりを告げたといえるかもしれません。むしろ、将来にわたって持続可能なまちづくりを考えていく必要があるそうです。あらたなコミュニティづくりの仕組みや仕掛けなども必要といえるかもしれません。そして、それらまちづくりを推し進めるのはもちろん行政のみではなく、そこに住む市民の主体的な関わりなしには推進することはできないでしょう。「終の棲家」としての居住選択をし終えた人が多いこと、何らかの地域活動を通じての地域との接点を求めている人が多いこと、また、それらへの参加意欲や意欲が高いこと

図6 地域の行事への参加率



などが、郊外居住としての魅力を生かした、今後の麻生区のまちづくりコミュニティづくりを考える際に大きな示唆や方向性を与えてくれそうです。

図7 地域活動に参加していない理由(麻生区)



「川崎都民」をめぐる

政策情報かわさき編集部

本特集では、首都圏に位置する川崎のまちづくりについて、川崎都民という視点から検討を行ってきた。教科書風にいえば、足による投票、福祉の磁石（wellfare magnet）といった概念が提示するように、自治体による市域を超えた人の移動はやむを得ないともいえ、特に所得再配分など人口移動に影響を与える福祉施策を自治体が行うべきではないとの議論もありえよう。しかしながら、本特集では、人口移動の要因には様々なものが想定され、これが複雑に絡み合いながら存在しているのであり、その要因を的確に捉えた上で、発生する行政需要への対応や魅力づくりを行い、まちづくりを進めていく必要性が指摘されていたと考えられる。

本特集の分析のポイントは、直面する公共課題に応じて、様々なエリアが重層的に存在していること、さらに人口移動に着目すれば、日常生活といった短期的な移動、そして人々のライフサイクルに応じた長期的な移動という二つの軸に着目する必要性の指摘であるといえよう。

これまで、本市は「生活ゾーンを踏まえ

た多核ネットワーク型の都市構造」を掲げ、周辺都市への移動が顕著な川崎市民の生活圏にあわせた生活ゾーンを設定しながらも、地域の一体性を重視した市域完結型の政策・施策運営を行ってきた。さらに、図書館、市民館、スポーツセンターなどの施設整備については、各区一箇所を行うことを前提として進めてきた。ただ、人口減少時代、成熟型社会の到来がいわれている中で、こうした考え方の再考が求められている。このような視点を踏まえ、本特集の分析で提示された論点について一定の整理を行うことで、川崎のまちを読み解く視点、本市が直面する政策課題の一端を提示することができればと考えている。

本特集の分析から① 「広域的視点から見た川崎のまち

（1）人々の日々の生活からの視点（短期的視点）

短期的な人口移動については、就業構造及び商業の視点から分析が行われている。就業構造について、小松崎は各区の状況を

分析した上で、北部三区は東京型ベッドタウンとして東京都に対してほとんど依存しているとする一方で、川崎区は就業者ベースの昼夜比が100%を上回っている中核都市であると位置づけている。また、商業の視点から、平井は、川崎駅周辺地域を「首都圏の中では東京・横浜に及ばないものの、広域的な集客力を有する」地域であるとしている。

一方、パーソントリップデータから、小清水たちは、臨海部を除けば「市民の多くが東京都心部に勤務し、通勤の利便性を重視して居住地を選択しているため、一日生活行動圏ともいえる圏域が鉄道沿線に沿って形成される」とする。

このように、本市の短期的な人口移動は、一三〇万の人口を擁する政令指定都市の顔としての川崎駅周辺、臨海部の影響を受けつつも、私鉄の鉄道沿線に沿って行われている、つまり市民の生活圏に着目すれば、「従来の『閉鎖的な自立型』のまちづくり方針を見直し、市域を越えて広がる市民の生活圏に基づいた『開放的な連携・協調型』のまちづくりへと進めていく必要性がある」

（小清水）のであり、これまで依拠してきた都市構造をもう一度、首都圏という中で捉えなおす必要性が指摘されていたように考えられる。

ただ、中心市街地の機能低下は「経済面だけではなく、景観の面、治安面からも問題視され」、「都市にとって、また生活者にとっての大きな損失に繋がる」（平井）、就業の問題についていえば、「ベクトタウンの役割を果たすだけでなく、市民の就業状況の特性を反映した雇用を創出していくこと」（小松崎）も重要であるという指摘がなされている。

こうした点を踏まえ、短期的な人口移動の現状に着目して、効率的・効果的なまちづくりを推進するとすれば、私鉄沿線の人口移動に応じて、本市内の都市機能の配置を重点的に行っていくべき、さらに他都市との機能分担を行うべきという主張が大きな意味をもつと考えられるが、逆に本市の中心、顔、そして産業をどのようにしていくかという議論も重要であり、川崎を首都圏という開放系においた上で、どこに位置づけるかという戦略を検討する必要もあるといえよう。

（2）ライフサイクルの視点（長期的な視点）

ライフサイクルの視点から人口移動に影響を与える要因について、良好な住環境、公立小・中学校という視点から検討が行われている。入口は、麻生区の特徴を挙げながら、緑豊かで、地区計画などで規制がかけられている良好な住環境を求めて、「終の棲家」として選択する傾向が高いことを指摘する。

こうした動向は、これまで本市の人口動態の中で指摘されていた「転入・転出のひとつの傾向として、就職して単身世帯で転入し、結婚して子供が生まれると転出していく」(菅野)という本市の傾向が徐々に変化しつつあり、川崎を終の棲家として考える人たちが増えていることの証であるとも考えられる。

ただ、宮前区土橋地域では、マンション広告に「富士見台小学校、宮前平中学校の学区」であることが記述され、それに基づいて住居選択が行われているという指摘があり、マンションを終の棲家として選択するケースは少ないことを考えれば、終の棲家としての住居選択が行われるという兆候は伺われるが、依然として子どもがある程度成長するまで本市で居住するという傾向が存在していることを物語っているともいえよう。

また、このような住居選択が行われる中で、顕在化しつつある地域課題もある。良好な緑に囲まれ、敷地面積が広く、地区計画で一定の規制がかけられている「終の棲家」について、入口は「敷地分割や二世帯住宅すら建築できない」、「地価が高い」といった状況を生み出しており、「若い世代の居住が困難になって」、高齢化を招き、地域社会に様々な問題を生じていることを指摘する。こうした傾向は、宮前区土橋地域でも同様であり、住宅価格の高騰が定住の阻害要因となり、まちに対する意識の希薄さをもたらしているという。

良好な環境を有する「終の棲家」、さらには子どもを産み、子育てを行う場所など様々な志向のもとに川崎に定住しつつける、または川崎に転居するという選択がなされ

ているが、その志向は開発年代ともあいまって、地域ごとに均質化しているがゆえに、相反するとも思える問題が顕在化してきているのだと思われる。

生活圏の形成が私鉄沿線の住居選択に基づくことを考慮すれば、当然ながら、特に北部地域を中心として、「今後とも首都圏における居住地としての役割が期待されること」から、住み手の多様な、需要に配慮する住宅の供給や居住環境の整備を進めていく必要がある(小清水)ともいえよう。ただ、具体的な今後の整備のあり方については、顕在化している課題を的確に捉えた上で、検討していく必要があると考えられる。

本特集の分析からII 地域社会から見た川崎のまち

(1) 地域社会の見直し

本特集では、市民のライフサイクルに即した地域社会における川崎都民の生活実態が描きだされていくように思われる。以下、その点について概観する。

川崎都民が最初に地域社会と関係性を持つのは、出産、子育ての時期だと考えられる。それまで、「朝、早く自宅を出て、夜遅く職場を出るといったような、職場と自宅の往復で、居住地では週末買い物に行く程度で、公園もどこにあるのか分からないといった状況」にある両親たち。当然、就業先を東京に依存していれば、地域社会と関係性を持つ機会は非常に限定的とならざるを得ない。しかしながら、核家族化が顕著な川崎の場合、「結婚や妊娠、出産などライフスタイルの変化とともに、『地域』に

おこる様々なことに、目をむけはじめていく(蛭川)という。

子どもが徐々に育っていく、そして幼稚園・保育園・学校に通うようになる。ここでまた地域社会との関係性の一つの転機を迎える。「今までの『地域』のつながりはブツリ切れてしまっている(蛭川)ことが多いという指摘がある一方で、富士見台小学校のように保護者が教育に熱心な地域では、『学校の行事や授業等に教育ボランティアとして積極的に携わる』、学校自体が保護者たちの集う場所となる構造がみられるのである。この相違は、母親の就業とも密接に関連していると考えられ、就業を契機として『川崎都民』に戻る人たちがいる一方で、子育てに専念するという二つの構造があるのだと思われる。

このように子どもを中心とした生活が子どもの就職、そして自分の退職時期が間近に迫る中で一変する。川崎都民が地域住民と関係性を持つていたとしても、その大部分は女性であることが多く、男性は就労先を東京などに持ち、地域社会との関係性が希薄だった。良好と思われた住環境等を求めて購入したマイホーム、実はそこでの生活が「顔の見えない、人と人とのふれあいの感じられない」「住んではいるが生活がみえない(入口)まちを生んでいるように感じられる。こうした状況は、地域社会との接点を持っていない自分、『川崎都民』だった自分自身の生活もその要因の一つだったのでないかと気づく。このように自分の生活を振り返る中で、『何らかの地域活動を通じて、地域に積極的に関わろうと考えている人も確実に増えつつある』(入口)のである。こうした傾向は、特にエン

プティネスタース(empty nesters)といわれる子育てが終了した人たちや退職者で顕著であり、退職というライフステージの変化は、『川崎都民』が地域に帰ってくる時期を象徴しているともいえよう。

エンプティネスタースや退職者が積極的に地域との関わりを持つていく次の段階が老いの問題である。介護保険制度の導入の中で、地域の中に介護を担うNPO等が増えつつあるといわれる。これについて、「介護の問題は、家族単位で処理する場合が多く、介護などの活動を地域コミュニティで行う場合でも、『自分の居住地では行わず、わざわざ他の地域まで出かけて活動する人もいる』(蛭川)という。自分の居住する地域コミュニティにおいて、自分のプライベートに立ち入って欲しくない、他人のプライベートに立ち入りたくないという構造が存在していることが伺われる。

老いの問題、そして介護の問題は地域社会の中で、解決すべき問題として認識されることも多い。ライフサイクルの中で地域社会を捉えようと、子どもの就職、退職などをきっかけとして男性も地域に根ざしつつある。しかしながら、依然として地域社会における女性の担うべき役割は非常に大きく、地域社会の営みは、家庭、そして女性に負う部分が大きいと考えられる。

首都圏という開放系で捉えれば、様々な要因に基づき、居住地の選択が行われていると考えられるが、ライフサイクルにに応じた営みは、一定程度閉じられた地域社会の中で行われているのであり、持続可能な地域社会のあり方が問われているのである。

(2) 地域のまちづくり

地域社会の営み、それは地域のまちづくりをどのようか考えていくかということと密接に関連している。小さなまちづくりに注目が集まる中で、今回の分析には、どのようなまちづくりを行うべきか様々なヒントが隠されている。

都市計画マスタープラン区別構想づくりを推進する中で、顕在化してきた市街化調整区域に関連する問題、この検討に当たっては「地域住民の合意を核にした将来にわたる土地利用の誘導が必要であり、当該地域の住民自身が里山や田園景観を守り、活用するという将来の望ましい土地利用のあり方を共有することが不可欠である」（柏井）とする。川崎市の緑地は、首都圏における広域的な緑地としての多摩丘陵に含まれる。ただ、それを守っているのは地権者にほかならない。ここでは、地区計画のような手法によるまちづくりを住民の合意に基づいて進める必要があること、さらに地域の中で借景の緑に価値を見出す都市住民も変わりつつある兆候が指摘されている。この検討は、まだ緒に付いたばかりであり、今後地権者など地域住民とともに、議論を進めていくという段階に位置づけられ、地域住民に地域のまちづくりに関って欲しいという行政のメッセージの方が強く感じられるようにも思われる。

ていきたい」という意識が、市民の具体的なアクションとしての「のぼりとゆうえん隊」の結成につながった（平井）という。ここでは、単なる消費者ではなく、地域のまちづくりの視点から商店街を捉える住民の動きが何われ、住民側も自分の生活を地域に求め、それを考えていく過程が見受けられる。さらに、終の棲家として地域をみつめる住民が増加しつつあるとの指摘があり（入口）、住宅を購入した住民達も同様に地域のまちづくりに関心をむけつつあるのである。

このように地域社会におけるまちづくりへの関心が高まる兆候は感じとれるが、人口移動が激しい中で、地域との接点を持つのは難しい状況にある。学校との関係性の中で、「地域と全く関係なく生活していたのでは、子どもが大きくなって、地域に帰ってくるのは困難」という指摘、さらに「地価の高騰のために、自分の育った地域に居住しつづけるのが困難な状況」を招いているなど、子どもと地域との関係性、子育て世代と地域との関係性が問われている。住民が主体的にまちづくりに関っており、行政もその必要性を認識しており、こうした取り組みをさらに進めていく必要性が高いと考えられるが、同時に人口の流動性が高い川崎の特徴を踏まえた場合に、地域住民と地域の関係性、そして地域のまちづくりをどのようかを進めるかを検討していく必要性も高いといえよう。

いま問われる川崎の戦略と役割

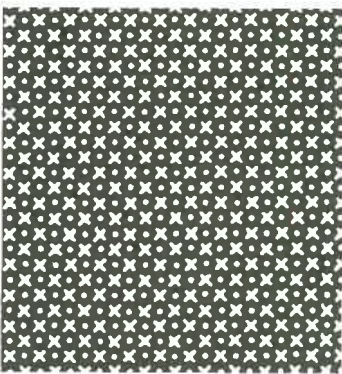
広域的な視点から川崎をみつめるとき、

その生活圏は閉鎖系では捉えることはできず、常に首都圏という開放系の中で捉える必要がある。ただ、広域的にみればこそ、単に需要に応える形で都市型住宅の供給や居住環境の整備を進めていくことでよいのか、その都心、新都心などを首都圏の中でどのように位置づけていくのか、つまり首都圏における川崎の位置づけを今後どのようにしていくかが問われるのである。

また、広域的な川崎の位置づけを構築していくための取り組みは、常に地域社会との関係性の中で検討される必要がある。特に、日々の生活の営みが地域社会の中で行われているとすれば、高齢社会、成熟型社会の到来を控え、これまでの行政主導のまちづくりの限界が露呈しつつある中で、地域を中心としたまちづくりを進め、持続可能な地域社会を構築していく必要性が指摘されていた。

このように、本特集では、広域的な視点から川崎で起こっている事象を捉えようとすれば、逆に地域社会の役割が重要であるという連鎖の構造がみえてきたといえ、地域に目を向けた施策の積み重ね、地域社会における実践の積み重ねの重要性が喚起されていたのである。

ただ、本特集では、広域的な視点、地域社会の視点からみた行政の役割については論じることはできなかった。この点については、今後の総合計画の策定作業において活発な検討が行われることを期待したい。



伊勢野紙

第2回市民自治創造・かわさきフォーラムのご案内

第2回市民自治創造・かわさきフォーラム「まちを耕そう！小さなまちづくりとコミュニティ・デザイン」のご案内

●地域における新しい自治の創造と、市民の多様なネットワーク構築を目指して、「第2回市民自治創造・かわさきフォーラム」を開催することとなりました。昨年度は、多様な主体による連携の可能性を探る場として、「連携がひらく地域社会」をテーマに開催いたしました。第2回フォーラムのテーマは「まちを耕そう！小さなまちづくりとコミュニティ・デザイン」です。地域にはその地域の固有の様々な環境資源や歴史資源はもとより、何よりも個性豊かな人々のなりわいが息づいています。今、そうした豊かな地域資源を市民が共有し、これからのまちのあり様を共に考えていくことが求められています。「まちを耕そう」とは、そうした地域資源の発見と共有、そして同時に地域の課題に気づき、それを解きほぐす作業であり、その前提となるような様々な人たちとの出会いとふれあい自体を深めていくことだといえます。そしてそれは、それぞれのまちの記憶や人の思いに寄り添った地域の「小さなまちづくり」や豊かな関係性に満ち溢れたコミュニティを作り上げていく「まち育て」の営みであるともいえます。今回のフォーラムにおいて、市民、行政、専門家が出会い、協働作業を重ねる中で、互いに響きあう関係づくりを進め、これからのまちづくりやコミュニティのあり方について考えていければと思います。

◆日時 2004年2月13日(金)・14日(土)

◆会場 川崎市高津市民館・てくのかわさき(川崎市高津区JR武蔵溝ノ口駅・東急溝の口駅)

■2月13日(金) 午後・夜間

◎全体会(高津市民館大ホール)

◆アトラクション 洗足学園音楽大学の学生による打楽器などの演奏

◆基調講演「まちはもっと豊かに、人はもっと優しく！音楽と幻燈と語りの響きあうひととき」(仮)(講師)延藤安弘(NPO法人まちの縁側育み隊代表理事)

◆七星の輝き！各区分まちづくり推進組織の活動から！7行政区でユニークかつ精力的な活動を展開するまちづくり推進組織。その活動報告を受け、引き続き行なわれるパネルディスカッションや二日目の議論につなげていきます。

◆パネルディスカッション
 「コーディネート」延藤安弘(NPO法人まちの縁側育み隊代表理事)(パネリスト)阿部孝夫(川崎市市長)梶谷有華(NPO法人多摩川エコミュージアム事務局長)川崎泰之(高津まちづくりビジョン委員会委員長)武道子(市民福祉事業センター・かわさき)

◎かわさき元気メッセ(高津市民館大会議室)様々な市民活動団体がブース形式で出展し、市(いち)を形づくり、情報の発信と交流をはかります。

◎交流会「出会いのひろば」(てくのかわさきホール)地域や領域を越えて他者との出会いの場を創出し、重層的な人的ネットワークの形成を進めるため

に、交流会を開催します(会費制)。

■2月14日(土) 午前・午後

◎エクスカッション「高津区を知る」(午前)

「高津区の歴史を知る」(大山街道・蔵めぐり) Ⅱ「高津区の緑を楽しむ」(里山保全の可能性・市民健康の森を歩く) Ⅲ「子ども夢パークでたき火をしておやつをたべよう！」

◎屋外イベント(丸井前広場)こどもたちによるロックソーランやダンス、演奏などの発表を行ないます。

◎かわさき元気メッセ(高津市民館大会議室)

◎「まちづくり井戸端会議」(分科会)

①「てくの銀座」くさりわいとにぎわいのまち
 ②区とまちづくり！まちづくり推進組織が織り成す小さな七つの物語のために「コーディネート」高松昭(高津区まちづくり協議会)藤井恒夫(川崎区まちづくりクラブ)目黒喜六(多摩区まちづくり推進協議会)

③水と緑と歴史のまちづくり(コーディネート)長島保(NPO法人多摩川エコミュージアム代表理事)塚本昭二郎(市民健康の森交流会代表)(パネリスト)田中喜美子(二ヶ領せせらぎ館館長)尾崎寛直(川崎まちづくり研究室)平林謙三(麻生多摩美の森の会副会長)

④人権とまちづくり！多文化共生のまちづくり(コーディネート)小林英子(かながわ女性会議川崎)中村ノーマン(友夫(中原区まちづくり推進協議会)前川崎市外国人市民代表者会議委員長)

⑤子どもの遊びとまちづくり！話そう！

遊ぼう！(講師)中本賢(俳優)

⑥「おやじの汗と涙の感動体験」(進行役)久保田洋司(おやし考)(コメンテーター)桂米太郎(落語家・なごみ中野島おやじの会)大下勝巳(おやじの会「いたか」)

⑦協働とまちづくり！自治基本条例、中間支援組織を題材に考える(コーディネート)小島聡(法政大学人間環境学部助教授・川崎市自治基本条例検討委員会副委員長)(パネリスト)大場博(財団法人かわさき市民活動センター市民活動推進課長)川崎あや(NPO法人まちづくり情報センターかながわ事務局長)小倉敬子(LEIS国際ボランティア交流会代表・川崎市市民活動推進委員会副委員長)

●主催：第2回市民自治創造・かわさきフォーラム実行委員会(川崎市)

●実行委員長：松井隆一(平瀬川流域まちづくり協議会事務局長・宮前区区分づくりプラン推進委員会)

●参加費 無料

●問合せ 実行委員会事務局(川崎市総合企画局政策部)担当・橋本、中村、鴻巣
 TEL044-2000-3708
 FAX044-2000-3800
<http://www.city.kawasaki.jp>
 E-mail:20ziti@city.kawasaki.jp

●関連イベント

2月7日(土) 森づくりフォーラム in 麻生 主催：市民健康の森交流会

3月6日(土) 市民活動センターフェア 主催：市民活動センターフェア実行委員会

会

本市の政策展開から①

宅地開発指導要綱の条例化とともに、緑地保全施策等との連携を図る建築行為及び開発行為に関する総合調整条例を中心とした「まちづくり三条例」(平成二六年一月一日施行)の取り組みや

「アライシヤスカワサキ」の広報展開などを進める川崎市のシティセールスに関する政策展開を紹介しています。また、本市における今後の市民活動支援のあり方として、「かわさき市民活動センター」の取り組みを報告しています。

分権型社会におけるまちづくりルール まちづくり三条例における条例策定過程とその意義

まちづくり局総務部まちづくり調整課

猿渡由紀子

「まちづくり三条例」とは、それぞれ建築行為や開発行為を対象とした三つの条例「建築行為及び開発行為に関する総合調整条例(平成一五年川崎市条例第二九号。(以下「総合調整条例」という。))」、「中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例(平成一五年川崎市条例第三〇号。以下「紛争調整条例」という。))」及び「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成一五年川崎市条例第二七号。以下「許可基準条例」という。))」(注1)の総称である。これらは地方公共団体がその事務について定めるローカル・ルールとしての条例であるが、総合調整条例及び紛争調整条例は川崎市が自ら定める自主条例、開発許可基準条例は法の委任を受けた委任条例とそれぞれ法的性格を異にし、また、おのの事業計画の総合的調整、紛争の調整、開発許可における許可基準と、

その役割も異なっている。しかしながら、この三つの条例は建築及び開発行為を行うにあたって密接にかかわりあうものであるため、「まちづくり三条例」と総称し、素案の段階から市民説明会や市民意見を募集し、検討を行ってきた(注2)。今回は、特にその中で総合調整条例を中心にして、まちづくり三条例における制定過程とその意義等について考えてみたいと思う。

まちづくり三条例制定に関する背景と課題

川崎市の宅地開発指導要綱は「団地造成事業等施行基準(以下「団地基準」という。))」の名称で、全国に先駆けて昭和四〇年に制定されたものである。制定当初の目的は、昭和三五年ごろから顕著となった旺盛な住宅需要により急速に市域に広がって

適正な運用が図られている(注5)。
しかしながら、宅地開発指導要綱の制定から四〇年以上の年月を経た今日、川崎市は建築や開発事業をめぐる状況の変化という本質的な問題に直面している。

第一に、開発事業が土地区画整理事業による戸建宅地の造成や団地の建設による大規模な面的開発が少なくなり、一棟のマンション等による小規模な点的開発が大多数になったことがあげられる。これはバブルの崩壊、景気の後退、工場や住宅の転出による遊休地の増加に伴い、開発事業の形態が生活基盤のない自然的土地を開発するものから、周辺に一定の生活基盤のある既存市街地における更新となった変化の現れである。

第二に、これら開発事業の変化に伴い、近年の川崎市では、市街地に残った希少な緑地の保全に対する市民要望の高まりや、平成六年の建築基準法の改正により採算のとれる事業となった斜面地での地下室型マンション建設の問題に代表されるような建築及び開発行為に関する紛争の増加がある。これは、良好な市街地の形成に係る考え方の違いから、周辺の環境との調和を求める近隣関係住民と開発事業を行う事業者との軋轢が顕著になってきているためである。

建築基準法及び都市計画法では、建築確認の審査及び開発許可の基準が法に明確に定められている。法に定める基準は全国一律の最低限度のものであって、地方公共団体が抱えていた地域的問題にまで対応できるものではなかった。地方公共団体は、「自分たちのまち」に望ましい建築及び開発行為を誘導するため、建築確認や開発許可等、法令に規定する申請の事前に調整を行う手

いった新規住宅開発のコントロール、これによって生じた新市街地における公共公益施設の整備、及びこれに伴う市の財政負担の軽減であり、その内容は新規開発事業におけるルールと手続、法の補完として法令に定める基準の上乗せや法令に定める以外の公共公益施設の整備基準を具体的に定めたものであった。この団地基準は、制定からその時代ごとの行政課題に対応する形で改正を重ねた(注3)が、昭和五八年に国の規制緩和政策の一環として要綱による行政運営に見直しが求められたこと(注4)、また、所期の目的はおおむね達成されたことから平成八年三月に廃止された。しかし、公益用地の提供等の基準を一部緩和、その他の基準や手続についても改正され、平成八年四月、新たに「住宅・宅地事業調整要綱(以下「調整要綱」という。))」として制定され、現在も事業者の理解と協力を得て、

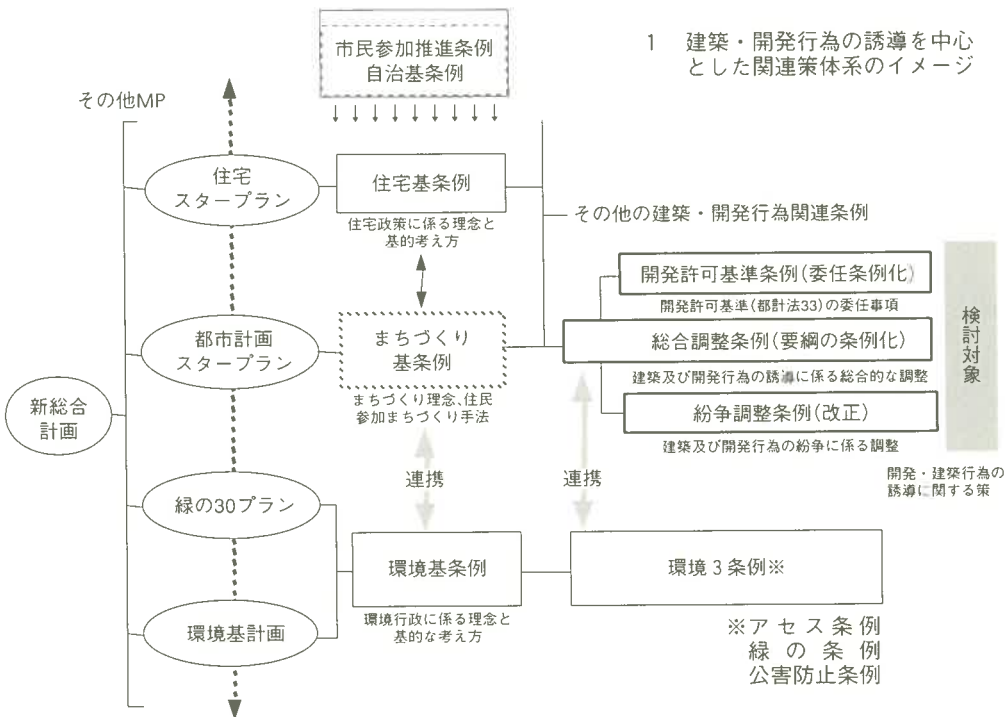


統として各種の宅地開発指導要綱を定めた。つまり、建築確認や開発許可の法令申請を行う事前にこれらの手続を取らせることにより、計画熟度の低い段階から、方針、指針、基準等、地方公共団体の独自の施策への適合性のチェック機能を発揮させたわけである。そして、これまでの行政においては、地方公共団体が求める手続及び整備基

準を満たしていない場合には、建築確認や開発許可の法令の申請を受理しない、又は処分を保留するといった対抗手段を取ることに、それらの手続や基準を担保してきた経緯があった。しかし、これらは法令の申請要件の書き換えであり、いかに強い住民要求のもとで良好な市街地の形成のため地方公共団体がとった苦肉の策であった

としても、正規の立法手続を経ない、あくまで行政指導でしかない宅地開発指導要綱に基づいて、一定の作為、不作為義務を課すことについては、法律による行政の原理から問題とされており、違法と判断される恐れがある行政運営でもあった。^(注6) さらに、これら市域における建築及び開発状況の変化に留まらず、公平で透明な行

1 建築・開発行為の誘導を中心とした関連策体系のイメージ



政という視点から制定された行政手続法（平成五年）、国が進める民間活力の利用を目的とした規制緩和としての建築基準法の改正（平成一〇年）による指定確認検査機関の導入、地方分権一括法（平成一二年）の制定、独自の条例によるまちづくりの展開を拡大させる^(注7) 都市計画法の改正（平成一二年）などがあり、地方公共団体が、主体的にみずからのまちづくりに取り組むことが可能になったことがあげられる。川崎市においてもこれらの法的制度環境の変化に対応するため、平成一四年三月「川崎市地方分権推進指針」により、市民の義務や権利に係わる行政については、要綱等による行政指導によらず、条例化を図るべきという方針が出された^(注8)。

これまでの宅地開発指導要綱の初期の目的であった人口増加に対する公共施設設の整備はおおむね達成されたことから、今日の川崎市のまちづくりに求められているのは、既成市街地で行われる個々の建築及び開発行為に対し、総合的に調整を図りながら、「良好な市街地の更新」を誘導する仕組みである。

まちづくり三条例、特にそのうちの二つ、調整要綱の条例化である総合調整条例にあつては、これまで調整要綱が果たしてきた土地利用及び住環境整備における役割を検証し、これに係る諸制度との関係を踏まえ、新しいその枠組みを設定した上で、今日的要請に応えるとともに地方分権時代に即した制度となるべく検討した。検討に際しては、要綱指導による事業者への負担には一定の限界があること、関連諸施策の体系化を図るべきであること、そして各関係施策や部局との総合的な調整機能等、法令には

ない独自の機能については、制度の整理、統合を図りつつ今後も維持するべきであること、以上の三点を基本的認識としたものである。

総合調整条例の特長

今回策定された総合調整条例は、基本的には調整要綱を検討の基礎とした条例であるといえ、建築行為及び開発行為に関する総合的な調整——時間の経過を縦軸とした事業計画の熟度に関する垂直的な調整と、関係関連施策、事業者と近隣関係住民を横軸とした事業計画の利害に関する横断的調整——を図るといふ観点から、従来の住宅を建設する事業のみならず、今回は新たに五〇〇平方メートル以上の事業区域において行われる建築行為及び開発行為（総合調整条例（以下カッコ内同じ）。第二条第一号及び第二号）に適用対象を拡大した。次に、三ヘクタール以上の大規模事業における公益施設用地（第八条）及び〇・三ヘクタール以上の住宅建築行為における公園又は緑地（第九条）の整備基準、計画熟度の低い段階から住民への事業計画の情報公開及び説明等に関する手続（第一〇条から第一八条）を制度、公共施設の管理者等との協議（第十九条）による誘導を三本の柱としたものである。また、総合調整条例の求める手続と基準、さらに、これら手続を終了した事業に対する市長の承認（第二〇条）、市長の承認を得ない事業に対する工事の着手の制限（第二七条）、命令違反に対する罰則等（第三五条）を規定し、その独自の制度の担保を法令申請の要件とせず、明確に分離して構築したことが大きな特長

であり、これまでの調整要綱の長所を存置するとともに、新たな機能が付加された、まったく新しいものとなっている。

（１）新たな機能「住民周知、説明等の手続」

これまで、建築及び開発行為の計画地における標識の設置による事業計画の事前公開、近隣に居住する住民に対する説明は、中高層建築物（注）を対象とした「中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成七年川崎市条例第四八号）」又は開発行為を対象とした「都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則（昭和四十七年川崎市規則第七六号）」の規定に基づき行われてきた。しかし、建築及び開発行為に関係して紛争となつた住民からは、「変更を求めても、すでに事業計画はできあがっている。」「事業者に話し合いに応じてもらえない。」「事業計画を知った時には手遅れ。」「という声が多く聞かれた。これは、事業計画の熟度が高まつた段階において初めて住民周知の手続に入ることが主な原因であると考えられた。

そこで、総合調整条例においては、計画の策定段階での届出である「事前届出書」（第一〇条）、事業計画の概要の届出である「事業概要書」（第一二条）を一般の縦覧に供し（第三二条）、また、隣接住民に対する事業計画の通知及び標識の設置を行うこと（第一三条）、説明を行うこと（第一四条）により、事業計画の早期段階での情報公開及び周知を明確に規定した。

さらに、近隣関係住民は事業者に対し要望書を提出することができ、これについて事業者は見解を述べなければならないこと

とし（第一五条及び第一六条）、近隣関係住民が事業者に対し、事業計画の変更や修正を求めるための手続を規定した。

また、これら建築及び開発行為に関して事業者から説明を受ける場合、どうしても専門的な内容になつて理解が困難である場合には、近隣関係住民の要請に基づき、制度に関する理解を深めるため必要であると市長が認めるときは、都市計画や建築に関する専門家を派遣することができる（第三〇条）としている。これらの一連の手続を経ることによって、建築や開発行為に関する近隣関係住民の無用な不安や懸念を取り除くことができ、紛争の未然防止効果も期待できるものと考えている。

（２）存置された機能「公益施設用地」「公園又は緑地」「公共施設管理者等との協議」

先に述べてきたように、団地基準や調整要綱において従来機能してきた公共公益施設の整備基準として、公益施設用地、公園又は緑地については、従来どおりの整備基準を定めた。ただし、公益施設用地の譲渡については、譲渡の面積についての要件（事業区域の三パーセント）を廃止し、公益施設の規模に応じて確保できるようにし（第八条）、市が譲渡を受けるときは、適正な価格によるものとした。また、住宅建築行為の場合、原則として事業区域の六パーセント以上の面積の公園又は緑地を設けることと定めた（第九条）。

公共施設の管理者等との協議については、これまで協議を行ってきた各種の基準及び指導内容を確認し、整理、統合を図つた。事業計画の策定及び実施に関して必要と思

われる公共施設の管理者や、その他、市の施策との関係から協議が必要な事項について、協議を行わなければならないとした（第十九条）。

（３）他の施策との連携「手続の体系化」

総合調整条例では計画熟度の低い段階から「事前届出書」の提出を義務づけており、市は、事前届出書の提出を受理した段階で、事業計画の策定に関し必要な事項について指導又は助言を行うとしている（第一〇条）。計画の策定の事前段階での届出により、市が事業計画について把握し、早期段階から配慮を求めることについては、特に一度伐採してしまえば回復の困難である緑地や自然的環境の保全に関して重要であることから、連携を図ることとした（注10）。

その他、川崎市環境影響評価に関する条例（平成一一一年川崎市条例第四八号）に規定する指定開発行為等については、説明会の開催等による事業計画の説明が同条例に定められていることから、同様の効果があると思われる周知の手続の一部について適用除外とした（第三条第二項）。さらに、公共施設の管理者等との協議（第一九条）においては法令に規定する協議について除外することで、関連がある手続について整合を図つた。

また、今回、一部改正を行った紛争調整条例（旧・中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例）は、その適用対象を従来の中高層建築物のみならず、総合調整条例の適用対象である五〇〇平方メートル以上の事業区域で行われる建築及び開発行為や斜面地における建築物に拡大した。建築及び開発行為を起因とした紛争

は、相互の立場を尊重し、互譲の精神を持って自主的に解決するのが原則ではあるが、当事者間で解決が困難な場合は、申し出に基づき、あつせん・調停(まじり)を行つて解決の方策を探すものであり、事業計画に關して総合的な調整を担う総合調整条例と、主として紛争を解決に導くための手続を定めた紛争調整条例をあわせて運用することにより、良好な近隣関係や生活環境の保たれた良好な市街地の形成に資するものと考えている。

今後の課題

これまで、総合調整条例の検討の経緯と策定の趣旨、目的について記してきたが、最後に今後の課題をまとめたいと思う。総合調整条例は調整要綱の長所を残しながら、川崎市の今日的な課題への対応策を盛り込んだ内容となっている。

総合調整条例の適用対象は、事業区域の面積が五〇〇平方メートル以上の建築行為及び開発行為としている。これは、かつての団地基準が対象とした大規模住宅開発のような「面」だけでなく、個別の建築行為及び開発行為のような「点」としての事業の問題についても対応できるようにしたためである。

しかし、現在の法的制度の範疇において、それらの「点」は、地域や地区、又は街区(ブロック)等に望ましい建築及び開発行為として行われるものとは限らないため、「法にあつていれば何でもできる」といわれる所以になっている。そういった場合において、あくまで総合調整条例ができる働きは、個別の建築行為及び開発行為が、一

定の範囲における日影、工事による公害等、物理的に及ぼす影響について、その直近の近隣関係住民との調整を図るための手続が適正に行われることを確認し、指導するだけに留まらざるをえない。これは総合調整条例が建築物の用途、ゾーニング、土地利用に關する基準等、事業計画の策定の根幹にかかわる制限を行っていないこと、つまり、公益施設用地等一部の整備基準の他は、住民周知等の手続を定めた性格の条例であるためである。また、「まちづくり三条例」と称した三つの条例は、いずれも具体的な都市の整備に關するルールを定めたものにとすぎず、つまり、ハードに關する個別具体的な手続と基準であり、どんな「まち」を創るべきか——、そういった構想、いわばソフトに關する内容、川崎市における土地利用の規範となるべき、まちの未來像の具体化の追求には及んでいない。

「こういうまちに住みたい。創りたい。」

そんな想いを実現させる手法は、都市計画における地区計画制度、建築基準法による建築協定制など、実は法にも既に用意されている(注12)。これらは、ある一定の地区で、一定数の住民が合意に達した内容を、法の基準として具現化する手段として最終段階に確保されているものであるが、住民の利害調整、住民発意の計画をまとめる等の手段や手続を定めているものではない。「まちのつくり方」を考え、共有する手法は、いまだ定められておらず、だからこそ、建築及び開発行為という都市整備にかかわる行為を行う時、市民が思い描く共通の「まちの未來像」がない現在では、多様な価値観を原因とした紛争が絶えないという状況に直面するのである。川崎市としては、

まちづくりの理念や住民参加の手法を定めた「まちづくり基本条例」の策定が、今後必要となるだろう。

市が描く将来の都市像については、現在、大きなところでは、策定中の新しい総合計画、それより細やかなところでは、都市計画マスタープランの各区別の構想がある。これらはまさに市民の意見を聞きながら策定されているところであり、求められているのは単なる市民参加ではなく市民参画、市民からの発意、そして提案である。「まち」とは、人間が住んでいるからこそ「まち」である。地域に住居し、生活する人間「住民」が参画するからこそ「まちづくり」であり、それがこの言葉の意味するところである。その「まちづくり」を担うシステムが、もし、「まちづくり基本条例」と呼ばれるものであるとするならば、二九万の住民が暮らす川崎市は、いよいよその制定を検討しなければならぬ時期に来ているのかもしれない。新たな「まちづくり」のシステムが制定された暁には、今、求められている課題に対応する以上に「まちづくり三条例」が機動的に活かされるに違いない。その時には、「まちづくり三条例」は、川崎市という「まち」をキャンパスに、市民が共通に思い描く「まちの未來像」を描く絵筆、まさに一つ一つの建築や開発行為をより地域に望ましいものへと導くための手段として「まちづくり」に貢献することができよう。

注3 平成七年「団地造成事業等施行基準見直し調査報告書」参照
(改正五回 一部改正一回)

注4 昭和五十八年八月二日建設省通達「宅地開発指導要綱に關する措置方針」について

注5 調整要綱については、平成一六年一月一日廃止予定

注6 これらについて、昭和五〇年代には、いくつもの要綱指導致に基づき裁判があつた

注7 都市計画中央審議会(平成二二年二月)「今後の都市政策はいかにあるべきか」

注8 川崎市地方分権推進指針「七ページ」条例による行政運営」参照

注9 住居系地域で一〇メートル、非住居系地域で一五メートルを超える建築物。中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に關する条例第二条第二項第三号

注10 今回は総合調整条例の策定と併せ、川崎市緑の保全及び緑化の推進に關する条例(平成一一年川崎市条例第四九号)も一部改正が行われている。これは、保全配慮地区を緑の基本計画に位置づけたこと(第八条第二項第四号)特に緑地保全法の規定に基づく緑地保全地区以外の地区で、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区及びその地区における保全に關する事項について、事業者自らが自然的環境配慮についての書面を作成し、市長に提出しなければならない(同条例第三〇条の二)と規定している。また、開発許可基準条例では、配慮地区内における開発許可基準として樹木等の保存措置の対象となる開発区域の面積を、従来の一〇万平方メートルから三十万平方メートルまで引き下げを行った。

注11 「あつせん」は市長(市職員)が事業者と近隣関係住民の間になつて、双方の主張の要点を確かめ、適切な助言や情報を提供し、また、「調停」は建築等の専門家が構成する「川崎市建築等紛争調停委員会」が中立、専門的な立場から調停案の提示を行い、解決に導こうとするもの

注12 建築基準法第四章、都市計画法第二条の四等参照

注1 平成一五年七月四日公布、公布から六月を超えない範囲で施行、平成一六年一月一日施行予定

注2 条例案案に關する市民意見の募集(パブリック・コメント)平成一四年九月一日から三〇日まで、同月

川崎の新たなイメージづくり シティセールスの展開

総合企画局広域企画課主幹・シティセールス担当

稲垣正

川崎のイメージは

「川崎」という言葉の響きからあなたは何を連想し、どのようなまちをイメージするだろうか。

たとえば、札幌であれば雪祭りや時計台、横浜は港や外人墓地、京都なら神社仏閣というように、それぞれの都市には多くの人が共通して思い浮かべる地域の宝があり、これらをベースとしたイメージが定着している。

しかし、残念ながら川崎という地名からは、未だに重工業地帯や公害問題に苦悩した過去の姿を連想し、工場や工業のまちをイメージする人が少なくない（表一参照）。公害がひどかったのは今から三〇年以上も昔の話で、今ではむしろ、それを克服する過程で培った高い技術力を背景に、世界的なハイテク企業や研究開発機能が数多く集積する先端技術産業都市へと飛躍している。

さらに産業の分野のみならず、来年、市制八〇周年を迎える本市では、その歴史の積み重ねの中で育まれた文化がそれぞれの

地域にしっかりと根づいており、国際的にも質の高い音楽ホールである「ミュージアム川崎シンフォニーホール」を核とした「音楽のまちづくり」の取り組みなどといまっつて、先端技術産業と文化が融合する国際的な文化都市へと大きく変貌を遂げつつある。

こうした川崎の本当の姿を多くの人に知ってもらい、二一世紀にふさわしい新たな都市イメージづくりを行う取り組みが、本年から着手したシティセールスである。

シティセールスとは

シティセールスとは、一言で表現すると「川崎の魅力売り込むこと」である。

市民一人ひとりが川崎に愛着を持ち、胸を張って誇れるような都市となるよう、本市の持つ様々な地域資源を掘り起こす、魅力づくりに取り組みとともに、その魅力を市内外に向けて戦略的に情報発信することにより、イメージアップと都市ブランドの向上を図る取り組みである。

他都市のシティセールスの状況をみてみると、地域経済の活性化を目的として、観光の振興や企業誘致のために実施している

事例がほとんどである。本市ではこうした地域の経済振興のみならず、シティセールスのコンセプトをより大きな概念として捉え、分権時代にふさわしい真の市民自治社会を構築していく上での一助となるような取り組みとして展開していきたい。

地方分権が進む中、これからのまちづくりには市民の参加が不可欠であり、それにはまず、その地域を誇りに思い、より良いまちにしようとする住民の意識を醸成しなければならぬ。シティセールスの取り組みは、こうした川崎に対する住民の一体感・帰属感を形成するものであり、このことが市民の社会参加の促進、ひいては地域課題の解決や地域文化の新たな創造などにつながっていくものと考えている。

戦略的なプレ広報活動の展開

シティセールスのこれまでの取り組みであるが、まず、本年は初動段階のプレ広報活動の期間と位置づけ、「デジタルシヤスカワさき！」をキーワードに戦略的な情報発信を行っている。

人口約一三〇万という大都市に発展した

本市であるが、メガロポリス東京と国際都市として世界的にも知名度の高い横浜に挟まれているため、残念ながら情報発信力が弱く、存在感が低下しているのが実情である。

今回の「デジタルシヤスカワさき！」の広報は、東西に細長く東京と横浜にピツタリと挟まれている点をむしろ逆手に取ったもので、東京・川崎・横浜をサンドイッチに見立て、東京と横浜はパン、川崎こそがおいしい具のたっぷり詰まった中身であるというコンセプトの下、女性モデルが川崎の地形をかじるという斬新なデザインで本市の魅力のスポットを紹介している（図一参照）。

大手新聞日刊紙の全面広告、全国雑誌への掲載のほか、ポスター・リーフレットを作成し、市外へも配布するなど積極的な広報に努めている。その内容もできるだけビジュアルな形で視覚に訴えけるとともに、多摩川に浮かぶ「タマチャン」が愛くるしい表情で「川崎の美味しいスポットを、ご賞味あれ」と呼びかけるなど、役所の固いイメージを払拭するよう配慮している。

今後のシティセールスの展開に向けて

さいごに、シティセールスの今後の展開の基本方向について、若干述べてみたい。

本市では、一〇年前の市制七〇周年の際にもイメージアップ事業に取り組んできたが、七〇周年をターゲットとした一過性の取り組みであったため、あまり効果があがらなかったのが実情である。この反省を踏まえ、今後のシティセールスに向けては、来年の市制八〇周年を終着駅にするのではなく、むしろスタート台と考え、そこからキックオフし、継続的・反復的な取り組み

図1 「デリシャス川崎！」をキーワードとした広報ポス



川崎を 食べよう。

かわさきを
食わず嫌いのまちにしていませんか？
実は、文化の香る音楽や
映画のまちだったり、
自然豊かなスポットがあったり…
東京と横浜に
サンドイッチされたかわさは
具がたっぷり。
知れば知るほど
かわさは、おい・しい。





JR南武線

新百合ヶ丘



新百合ヶ丘駅前
日本映画学校

登戸



生田緑地「ばら苑」
岡本太郎美術館

武蔵溝ノ口



洗足学園音楽大学
かながわサイエンスパーク

武蔵小杉



専々力緑地
市民ミュージアム

川崎



多目的な産業ホールが
来年7月、川崎駅前口に
完成予定
ラチャダテラ
川崎大前
ミュージアムシフオーホール

ポイント1 日本の頭脳が集うまち
ハイテクラインJR南武線の沿線には、200を超える研究開発機関が集積。学術研究開発機関に働く人の比率は日本一。

ポイント2 安心して集えるまち
政令市の中で、刑法犯罪の件数は2番目に少なく、検挙率は90位。

出典：総合企画局企画課
 お問い合わせ 総合企画局シティセールス担当 TEL 044(200)2473 <http://www.city.kawasaki.jp/>

として展開していきたい。そして、各局・各区との連携を図りながら、魅力づくりやイメージアップ事業を点から線につなぎ、線から面と広げていきたいと考えている。このため、七月には若手や女性職員の斬新な発想を活かしながら全方位的な取り組みとして進められるよう「シティセールス

戦略プロジェクトチーム」を発足し、今後の戦略について検討を重ねているところである。また、シティセールスは新たな取り組みであるため、当面は市が主導的な役割を果たし、先鞭をつけることが必要であるが、魅力づくりやイメージアップを成功させる

鍵は、市民や事業者との連携の下、地域全体の取り組みとしてどれだけの広がりを持たせられるかにある。これまでも、商工会議所や青年会議所をはじめとする各種経済団体、観光協会、マスコミ関係者さらにはNPO団体等と様々な会合等を通じて意見交換を行っている

表1 政令市の名から連想するものとシンボル

連想するもの	シンボル	
札幌	雪祭り・時計台	時計台・大自然
横浜	港・中華街・外人墓地	港・山下公園
名古屋	名古屋城・広い道路	名古屋城・金の鯨
京都	神社仏閣・古都	金閣寺・京都御所
神戸	港・異人館	港・六甲山
大阪	商人商業・大阪城	大阪城・御堂筋
広島	原爆・原爆ドーム	原爆ドーム・平和公園
北九州	工場・工業	関門海峡・鉄
福岡	博多どんたく・人形	どんたく・大濠公園
川崎	工業・工場	工業・川崎大師

※ 大都市企画主管者会議で行った都市イメージ調査より

が、行政がコーディネーターとなり市民・事業者との連携を図り、川崎全体のムーブメントとして、魅力を対外的に発信していくような取り組みとして展開していきたいと考えている。

市民活動センターのオープンと 今後の市民活動支援のあり方

かわさき市民活動センター市民活動推進課長

大場博

開設

平成一五年四月に「かわさき市民活動センター」(以下、「当センター」という。)が東横線武蔵小杉駅近くの中小企業・婦人会館二階にオープンした。当センターは昭和五七年に市民の社会参加とボランティア活動推進拠点として設立された市の出資法人である「財団法人川崎ボランティアセンター」(以下、「ボランティアセンター」という。)にはじまる。当初、その対象は福祉分野を中心としていたが、その後の市民活動の広がりにともない、対象を市民活動全般に拡大して、その役割を増してきた。そして、川崎市から市民活動推進の全市的拠点と位置づけられたことを契機として、市民活動推進のための中間支援組織として支援機能を強化するとともに、団体名称も「財団法人かわさき市民活動センター」と改め、新たな活動を開始するにいたった。また、中小企業婦人会館にある当センターの施設は、他の自治体に多く見られるような条例に基づく「公の施設」ではなく、市

の意向を受けつつも、その出資法人が設置・運営するものとして開設されている。

中間支援組織に期待される役割

中間支援組織とは、「多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」(内閣府「中間支援組織の現状と課題に関する調査」平成一四年二月)のことをいい、具体的には次のような役割を果たす組織である。

一つは、社会的課題解決のために活動を立ち上げた団体に對し、必要な人材、資金、場所、情報等を提供し、その目標を達成できるように手助けするとともに、すでに活動している団体が、その事業を拡大し、または新たな課題解決に取り組み、より多くのあるいは、新たな市民ニーズに応えようとすると、必要な支援を行い、市民活動団体の活動がさらに充実するための手助けを

することにあり。

もう一つは、これらの市民活動団体の活動を支えるボランティアの育成を図るとともに、市民に對し市民活動への理解と、その社会的役割の認識を深め、より多くの自主的な公益的な活動が行われるような手助けをすることにあり。

これらの役割は、市民社会の実現にとっても非常に重要な鍵であるといえるが、そのための支援機能としては大きく次の三つがあげられる。

第一は、「活動資源の仲介」である。活動資源とは活動を推進するために欠くことができない、人材、資金、場所、情報等のことで、これらについて資源提供者と市民活動団体の間を取り持つことである。

第二は、「団体間のネットワーク促進」である。これには、同分野の団体間のネットワークと異分野の団体間のネットワークの二種類があり、いずれも情報交換、交流または協働を通じて、それぞれの課題解決の糸口を見つげたり、新たな課題発見につながるなど、市民活動全体の活性化を押し進めることができる。

第三は、「価値創出」である。これは市民活動団体の様々な活動事例やニーズ、あるいは市民のニーズについて調査研究し、活動団体の成果を広めたり、新たな活動を促したりするとともに、必要に応じて行政等に提言活動を行うことである。また、新しい事業の育成を目指す団体に対して立ち上げ支援を行うことなどもその一つといえる。

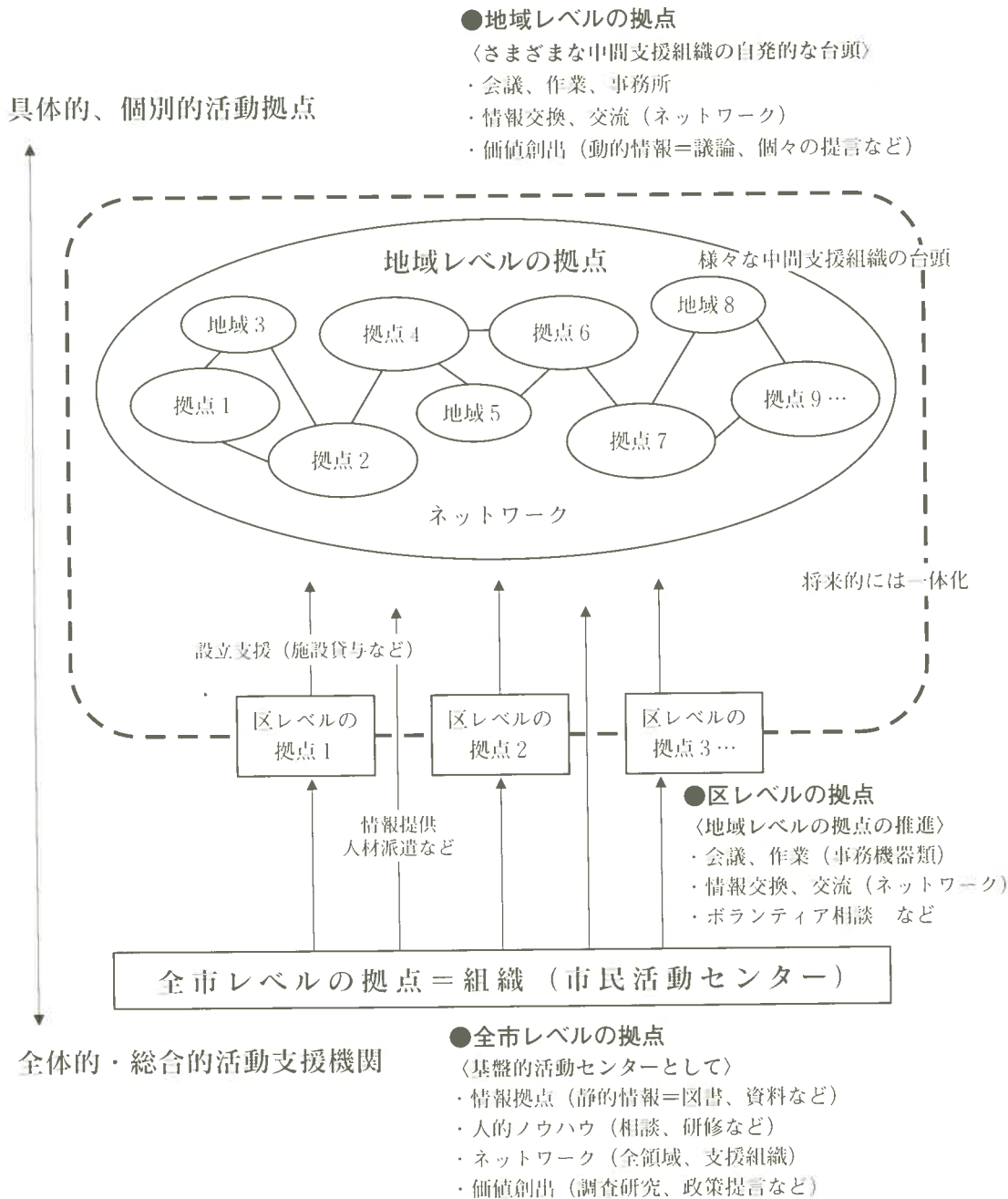
中間支援組織のあり方

このような役割や支援機能を持った市民活動の活性化を促すための中間支援組織は、本来、数多くの民間組織により構成されることが理想であるが、現状ですぐにそのような状況にならないので、川崎市では全市レベル、区レベル、地域レベルという拠点別に役割を分担し、市民活動を活性化し、そのような状況を作り出す(図1)ことを目指すべきであるという方向性が、川崎市市民活動推進委員会「市民活動センターの開設に向けて(提言)」(平成一四年一月)によって示されている。この提言では、全市レベルの拠点として、当面、出資法人であるが、そのような役割を果たしてきたボランティアセンターの活用を述べており、ボランティアセンターから改組された当センターは、この提言に基づき、全市の拠点として市民活動の活性化に向け各種の支援事業を展開している。

支援事業

当センターは、ハードの面では会議室、フリースペース、作業室、パソコンコーナー

図1 中間支援組織のイメージ図



●地域レベルの拠点

- 〈さまざまな中間支援組織の自発的な台頭〉
- ・会議、作業、事務所
- ・情報交換、交流（ネットワーク）
- ・価値創出（動的情報＝議論、個々の提言など）

●区レベルの拠点

- 〈地域レベルの拠点の推進〉
- ・会議、作業（事務機器類）
- ・情報交換、交流（ネットワーク）
- ・ボランティア相談 など

●全市レベルの拠点

- 〈基盤的活動センターとして〉
- ・情報拠点（静的情報＝図書、資料など）
- ・人的ノウハウ（相談、研修など）
- ・ネットワーク（全領域、支援組織）
- ・価値創出（調査研究、政策提言など）

市民活動団体の仲介組織・交流促進組織・連合組織 = 中間支援組織

1、図書コーナー、貸ロッカー、貸レターケース、各種貸出機材等をそろえ、登録制で市民活動団体の利用に供している。九月現在の登録団体は三六〇団体となっている。また、ソフトの面では次のような事業展開をしている。

情報提供事業として、ホームページによる情報提供のほか、広報誌「シーズン」、情報紙「ナンバーゼロ」の発行、神奈川新聞コラムの掲載、各種新聞情報の提供などを行っている。人材提供事業として災害ボランティアコ

1 デイネーター養成講座のほか、人材育成講座として、入門編と専門編を行っている。活動相談事業としては一般的なボランティア相談に加え、一〇月から公募により市民活動団体による専門相談を開始し、相談事業の拡充を図った。また、学生を対象と

してボランティアを体験する夏期ボランティア体験事業を実施している。ネットワーク事業では、支援機関のネットワーク会議を主催し、情報交換を行うことと、それぞれの機関が様々な情報を得て、それを実際の活動に役立てられるように努めている。また、活動領域別では防災ボランティアネットワーク会議を主催し、災害時ににおける対応について協議を進めている。これに加え、全領域ボランティア・市民活動ネットワーク連絡会議を主催し、市内の各領域でネットワークを構築している団体が、領域を超えて交流・連携することにより市民活動の発展と活性化を目指している。そのほか、調査研究事業としてバリアフリーガイドマップの作成に取り組んでいる。これらが当センターの主要な自主事業の概要となっているが、当センターは、改組をきっかけとして、川崎市から青少年事業を受託しており、具体的には市内五八館の「こども文化センター」、市内一〇箇所の「わくわくプラザ」の管理運営を行っている。こうした中で、平成一五年度は「こども文化センター」を市民活動・青少年活動の地域拠点化を進めることを重点目標として掲げており、こども文化センターに地域の人々で構成する協議会を設け、市民とのパートナーシップによる運営を進めている。具体的な取り組みには、事業内容の充実と施設の有効活用があり、事業内容の充実は地域で様々な活動を行っている市民が、積極的に「こども文化センター」の運営に関わるように努め、子どもを軸に、地域の活性化を進めようとするものである。一方、施設の有効活用については、打合せ・団体交流・情報交換・提供など地域の市民活動

の拠点として、さらに地域の課題について地域の住民が協力して解決に取り組み場としての活用を図ろうとするものである。特筆すべきは、この両面からの取り組みを担保する組織として、地域の青少年関係者、住民組織関係者、ボランティア・市民活動関係者、施設利用者等で組織する「運営協議会」を各ども文化センターに設置する点にある。現在、地域の特性を生かした、地域主導の拠点づくりを進めるべく、各ども文化センターで、この協議会の立ち上げに取り組んでいるところであり、将来的には、各運営協議会が中心となつて、パートナーシップによる自主管理体制づくりを推進し、各ども文化センターが地域拠点施設となることを目指している。

今後の課題

さいごに、当センターが今後取り組むべき大きな課題として、次の二つが挙げられる。

一つは、先述の「各ども文化センター」の地域拠点化の推進である。市民活動は地域の課題を抽出し、その解決を目指すところからはじまる。この点で地域の活動拠点の持つ意味は大きい。拠点があることにより、そこに地域の人々が集まり、話しあうことから課題に気づき、あわせて共通認識を持った人々が課題解決に立ち上がるという機会がより多くなるからである。そして課題解決に向け地域の人々が様々な形で活動を始めることから市民活動を推進する地域の中間支援組織が、必要に応じ自然に生まれ、さらに市民活動の活性化が図られることとなる。

このことから当センターでは、全市の中間支援組織として市民ニーズに的確に応え、市民活動団体の育成、市民への啓発を図ることはもちろん、各ども文化センターに設置を進めている「運営協議会」がすべてで立ち上がり、パートナーシップによりその活動機能を増して地域の青少年活動の拠点として、また、市民活動の拠点として機能させていくことにより、地域の中間支援

組織の台頭を促し、より暮らしやすい、活気あるまちづくりの担い手をより多く生み出すことが今後の大きな課題となっている。もう一つは、当センターの運営についてである。当センターは条例設置ではなく財団設置という形式を取っており、フレキシブルな運営が可能であるという長所がある反面、市民活動推進のための中間支援組織を出資法人が担うことについていくつかの

課題もある。こうした課題には、市民活動の自主性・自立性を確保するための中間支援組織への市の職員の出遣の是非、センターの運営方針の決定機関である理事会のあり方、市民ニーズに的確に応えるためのより多くの市民参加の促進などがあげられ、今後さらに民間化に努め、より市民に開かれた法人としていく必要性が高いと考えられる。

研修の窓①

平成一四年度政策課題特別研究Aチーム

海外事例の調査を通じて本市の政策課題について研究を行う政策課題特別研究について、臨海部の再生方策や都市における子ども権利擁護方策を報告しています。

また、臨海部の工業地帯や多摩区の生田緑地を事例として取り上げた都市観光のあり方や、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた提言、大学院派遣の成果報告、オーストラリア・シドニーからの報告など盛りだくさんな内容となっております。

重工業地帯の再生と創造

もうひとつの「都市再生」

総合企画局都市再生・臨海部整備推進室主査

小沼博司

総務局総務部庶務課

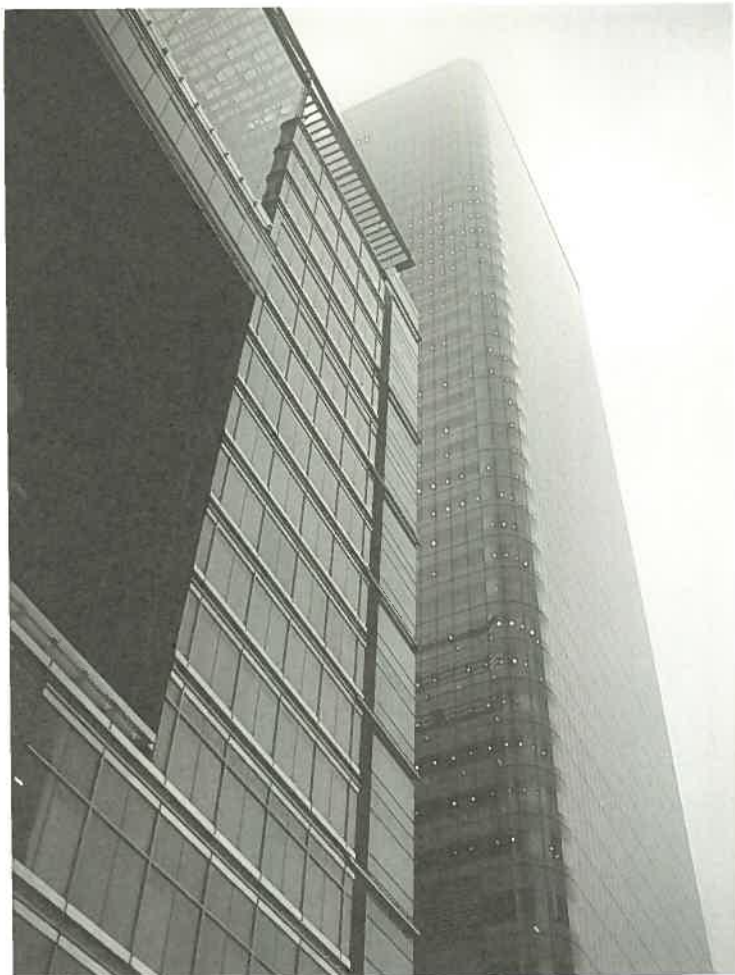
大橋理映

臨海部の現状と対策

大正期からの埋立てによって誕生した川崎臨海部は、震災や戦争など幾多の試練を乗り越え、重工業を中心に日本の高度経済成長を支えてきた。しかし、現在、製造業を中心とする臨海部の生産機能の低下が続いており、二〇〇haを超す遊休地が生じ

ている状況である。その主な原因としては①産業構造の変化やコストが低い東アジアへの工場移転などの国際分業体制による産業の空洞化、②パブル経済の崩壊に伴い地価が下がり事業費回収が見込みにくくなつたことによる再開事業や企業の設備投資の意欲減退、③公害などの都市問題を解決すべく制定された工業等制限法（昭和三四年制定、平成一四年廃止）などの規制によ

る製造業衰退などが挙げられ、臨海部の衰退とともに日本経済の世界での位置づけも下がっている。（世界競争力ランキング九二年一位→二〇〇二年三〇位）
臨海部を再生する施策として、民間資本による都市再生を目指す都市再生特別措置法や民間の活動を妨げている規制を緩和する構造改革特区の導入により、民間活力を誘導し、地域の再編整備をめざす動きも活



ロンドン・ドックランド再開発計画。エンタープライズゾーンの巨大オフィスビル

発になってきており、平成一五年九月には産学公民からなる「川崎臨海部再生リエゾン推進協議会」が発足し再生プログラムの具体化を推進することとなった。しかし、土壌汚染対策が深刻な課題として残され、その対策費用が大きな負担になり土地利用の機能転換に影響を及ぼすことが懸念される。

ロンドン・ドックランド再開発計画とドイツ・IBAエムシャーパーク計画

そこで私達は、民間活力を導入するための制度面で共通点を持つロンドン・ドックランド地域の再開発と、八〇〇平方キロメートルという広大なエリアの再生を権限も

事業費もマスタープランもなく三〇名ほどの少数の組織で行ったドイツ・エムシャーパークの二つの事例を調査した。ドックランドは河川港と造船業、エムシャーパークは石炭と鉄鋼業により繁栄したが、時代の潮流に逆らえず一九八〇年代には産業の衰退とともに地域が衰退し、人口の流出や高い失業率が深刻な問題となった地域である。

ロンドン・ドックランド再開発計画は、民間の投資による地域の再生を目指し、費用対効果とスピードを重視した企業的手法で再開発を行うために、従来の地元自治体（ロンドン・バラ）ではなくサッチャー政権によって設立されたロンドン・ドックランド都市開発公社（LDDC）が開発の主

体となった。LDDCには、地域内の他の公共機関の土地をLDDCに帰属させる帰属権限、強制土地収用権限と開発の許可を行う開発統制権限の三つの権限と中央政府からの資金、ドックランド地域の土地の大半が与えられた。LDDCは、一九八一年〜一九九八年の一七七年間で交通インフラ等の整備を行うとともに、土壌汚染対策等により土地を整備し、民間事業者に分譲し高層オフィスビル群を創出し、これに隣接する欧州諸国へのビジネス空港や魅力的な住宅街を整備するなど、ドックランド地域を再生させた。

もうひとつ、ドックランド再開発計画成功の大きな要因として、日本の都市再生特別措置法と類似するエンタープライズ・ゾーンがある。一〇年間ゾーン内の税制の優遇措置や建築の規制緩和を行う制度であり、LDDCによる交通インフラ整備の効果と相まって民間投資の誘導に非常な大きな効果をおげた。ゾーン内には民間事業者が殺到し、人気のあまり地価が高騰し税の優遇効果を打ち消すなど予想外の一面もあったものの、ゾーン内は巨大なビジネス街として再生した。

ドイツ・エムシャーパーク計画は、当初から一九八九年〜一九九九年の概ね一〇年に期間を限り、ルール工業地帯に広がるエムシャー川流域八〇〇平方キロメートルの自然回復、産業の再構築、職場環境・住環境の改善、産業遺産の保存と活用を目的とし、住民の生活と文化活動の活性化を図るプロジェクトである。その推進にあたり、国際デザインコンペで選ばれた建築物を実際に整備するIBA（国際建築博覧会）方式が導入され、一七都市・二郡に点在する

全プロジェクトを把握する唯一の組織として、IBAエムシャーパーク社が設立され、各プロジェクト間の計画及び調整、補助金等の助成制度のコーディネート、広報等を行った。

エムシャーパーク社は州の全額出資により設立されたが、柔軟性と費用対効果を追求するために民間会社の形式をとり、職員も民間企業から採用し、意思決定の時間短縮を重視するために少人数に抑えている。また、社会情勢の変化に柔軟に対応するためにあえてマスタープランを作成せず、指針となるガイドラインに基づき計画を推進した。権限や事業費は一切なく、プロジェクトの実施はあくまで自治体や民間事業者が行い、エムシャーパーク社はプロジェクト実現までの調整役としてサポートやマネージメントを行い、一〇年間で八九のプロジェクトを実現に導いた。広報にも力を入れ、積極的に情報公開することで住民参加を促し、地域住民重視の運営を行った。エムシャーパーク計画は単なる経済の活性化のみを目指した開発ではなく、人間本位の「もうひとつの『都市再生』」として緩やかではあるが着実な地域再生のプロローグとなり、計画終了後の現在も地域は新たな産業の誘致等成長を続けている。

提言

一、先を見据えた投資、フレキシブルな計画と中間評価

臨海部活性化の再編整備には時間を要することが見込まれ、民間活力を導入することにせよ、多額の公共投資は必要であり、短期の効果実現は難しいため、先を見据えた投



ドイツ、デュイスブルグ市。製鉄所跡を利用した北部デュイスブルグ・カントリーパーク

資が必要となる。また、その間の社会情勢の変化に的確に対応していくためには、フレキシブルな計画と、予測される将来像に計画が適合しているか中間評価を行い必要に応じて計画の軌道修正を行うことが必要になる。

二、コンパクトな組織による柔軟かつスピーディーな運営

社会情勢に際しフレキシブルに対応していくには、機を逃さず早く意思決定を行う必要がある。そのためには、判断に時間を要する大きな組織よりもコンパクトな組織が望ましい。また、長期的な計画であつても個々の事業は迅速かつ的確に行う必要があり、事務処理のスピード化や手続きの簡



NRW州都市計画・住宅・文化スポーツ省Worner Barg氏と

素化、縦割り行政の効率的なコーディネーター等の機能が求められる。

三、「持続可能な発展」

地域再生において、『持続可能な発展』がキーワードであり、産業や雇用の創出とともに住宅や環境面で質の高い整備が必要である。

四、市民に開かれた臨海部をめざして

臨海部の活性化には多くの投資が必要となるが、その投資により、近い将来臨海部が活性化され地域全体に利益が還元されることを多くの市民に周知するとともに、今まで工業に特化され馴染みのなかった臨海部を市民に開かれたものとし、活性化を必要としている現状について理解を深めてもらう必要がある。

五、土壌汚染対策のための組織づくり

今後臨海部の土地利用の転換を行っていくにあたり土壌汚染対策は避けて通れない課題となる。そのため①費用負担の少ない土壌汚染対策方法の研究、②安価で土地を購入し土壌汚染対策を実施して良好な再開発用地として民間に売却するシステムづくりなど、土壌汚染対策を所管する組織を検討する必要がある。

都市における子どもを取り巻く諸問題について考える

健康福祉局児童部児童保健福祉課

出路幸夫・久保田信吾



カナダ・トロントのアドボカシー事務所会議室に掲げられた絵

研究の目的

近年、核家族化や生活様式の変化などに伴い、都市における子育て環境は複雑化し、児童虐待・不登校・引きこもりなど、子どもを取り巻く問題は深刻さを増している。私たちは、子どもが安心して自分らしく暮らせる社会を築くため、都市が抱える子どもを取り巻く諸問題に対してどのように取り組んでいくべきなのか、海外調査を行い検討した。

川崎市内では、既に児童虐待関連施策や子どもの権利擁護施策など、子どもに関する多種多様な施策や取り組みが、公的機関だけでなく民間団体やNPOなどによってもなされている。しかし、各団体がそれぞれ動きを十分にふまえて互いに連携をとって機能するまでには至っていないと思われる。このような状況のなかで、公的機関同士の連携をますます強化していくと同時に、行政と地域との問題の共有化、そして公的機関と民間機関との担当者レベルでの交流と連携、そして対症療法的な対応に留

まらずに子育て支援、児童健全育成プログラム、虐待予防プログラムのより一層の充実、問題を抱えた子どもの自立支援への取り組みを強化する必要性など、課題は山積しているといえる。

以上の点を踏まえ、私たちは調査対象国としてカナダとアメリカ合衆国の二か国を選択し、公的機関・民間団体を問わず、児童福祉分野の機関を中心に訪問した。

カナダにおける調査先

カナダでは、カナダの大都市であり移民率が四〇%を超える多文化・多民族で構成された国際都市・トロント市を訪問した。調査対象としたのは、①オンタリオ州政府より運営を委託された児童福祉の民間団体で、子どもとその家族に対して様々な保護・予防サービスを行っている日本の児童相談所に相当する「CAS of Toronto」、次に②子どもの権利を代弁する州政府の公的機関であるアドボカシー事務所（Office of Child and Family Service Advocacy）、そして③現在インケア（里親やグループホームなどに委託措置によって保護されている状態）にいるか、またはかつてインケアにいたことのある青少年たちの自立した生活を支援する組織であるベイブ青少年資源センター（PARC）の合計三か所である。

アメリカ合衆国による調査先

次にアメリカ合衆国では、まず建国の歴史が始まった地でありアメリカの教育・学術研究の中心地であるマサチューセッツ州のボストン市を訪問した。調査対象とした

のは、①児童福祉のNPO団体 Justice Resource Instituteの提供する青少年を対象としたHIV感染の予防プログラム。次に、②子どもの健全育成プログラムや虐待予防・里親調整などを行う、二〇〇年以上の歴史をもつ民間団体であるThe Home for Little Wanderers。そして、③ワークシヨップの手法を用いた体験型ミュージアムの先駆けて日本の博物館にも大きな影響を与えたThe Children's Museum Bostonの三か所である。

最後に訪問したのは、アメリカ合衆国最大の都市で世界の経済・文化の中心地でもあるニューヨーク市である。調査対象は、①ニューヨーク市の児童福祉行政の中心機関であるACS・NYC Administration for Children's ServicesとACSの先出機関で日本の児童相談所の一時保護所に相当するチルドレンズセンター。そして②重度身体障害児に対する里親及び養子縁組をサポートする民間団体であるNAC・New Alternatives for Children, Inc.。

提言・今後の課題

今回の訪問調査で印象的であったのは、カナダ、アメリカ共に民間NPO団体と公的機関の役割分担と連携の基礎がしっかりとできあがっていることであった。民間NPO団体は決して横並びのものではなくそれぞれの特徴（得意分野）を持っており、独自性（アイデンティティ）を明確にした活動を展開している。一方、公的機関は法的整備に向けた動きや、政策方針を立てつつ民間NPO団体との連携をはかっている。海外事例から得た制度や仕組みをその

まま日本国内に持ちこんでも、うまく行かないであろうことはいうまでもないが、今回の研修を通じて得た今後の課題と提言は次のとおりである。

一、青少年の育成と活用

施設等では利用者・参加者として受身の存在であった青少年を取り込み、やがては後輩達の良き支援者として積極的に活動することができるよう育成していくことが重要である。

二、ケア体制と予防プログラムの充実

現在の児童相談所の体制は対症療法的な動きに終始しがちであり、子どもと親のケア体制の充実が急務である。一方、予防プログラムの充実も重要である。児童虐待の問題は子育て不安等の延長線上に起こり、特別な家族だけに起こる問題ではないからである。

三、職員の専門性の養成と確保

職員には広い視野が不可欠である。研修を体系的に実施し、職員のメンタルヘルスにも配慮した専門性の養成と確保に努める必要がある。職員の燃えつきを防ぎ、よりよい子ども施策が展開されるよう経験に応じたバランスよい職員構成と人事管理も重要である。

四、子どもの権利保障（人権オンブズマンの権限強化）

人権オンブズマンは子どもや女性の人権侵害についての権利救済の役割を果たしているが、現状では決定権がなく、勧告や要請しかできない。解決が困難なケースについてその場で強制力を持った決定をすることができれば、より効果的な対応が可能になる。

五、民間団体・NPOとの連携

市内では多様な取り組みが行政・民間団体・NPOにより行われているが、各主体が十分に連携をとり機能するには至らない。今後は行政・民間のより一層の連携が必要である。

六、関係部局の担当者レベルでの連携

子ども施策に関する行政体制は縦割り状態で総合的・統合的な体制がとれているとはいいがたい。総合的・統合的な子ども施策の展開を図るよう抜本的な対策づくりが必要である。

おわりに

大人社会の問題のしわ寄せを全面に受け、子どもを取り巻く環境は年々厳しさを増している。写真はカナダ・トロントのアドボカシー事務所の会議室に掲げてある絵であるが、"Not Tomorrow, Today."とあるとおり、子どもに関する問題に待ったはきかない。今回の研究から得たものが今後の子ども行政の進展に少しでも活かされれば幸いである。



古伊万里魚皿

まちを観る

「都市観光」をキーワードとした地域文化の再発見と地域振興

経済局産業振興部商業観光課

勝山慶一

従来「観光」という言葉からは、余暇の時間を利用した名所・旧跡の見学や日常空間を離れて自然や文化に触れ合うことがイメージされますが(注1)、都市そのものを観光資源として捉え、その魅力を高めることで、交流人口の増加を促進し、まちの活性化へとつなげる「都市観光」の振興が政策課題として注目を集めています。私たちは「まちを観る」『都市観光』をキーワードとした地域文化の再発見と地域振興をテーマに、「都市観光」の振興が川崎市における「まちの活性化」にどのように寄与するのか、そして具体的な「都市観光」の振興施策はどうあるべきかについて研究を進めていきました。

育まれた文化や習慣、景観、技術、人々など都市のありようを観光資源にまで価値を高め、まちを訪れた人に触れてもらうこととして定義づけ、研究を進める上での基本的な考え方としました。

観光振興基本計画の不存在

川崎市には、観光振興に関する基本計画が存在せず、川崎市における観光の定義は明確化されていません。一方、川崎市の観光の現状としては、「組織体制」「情報の伝達」「ハード関連」等の多岐にわたる問題点があり、それらは複雑に関係しあっています(図1参照)。今後、川崎市には観光振興の目的と方針、それを実現するための大きな枠組みを提示して、個別に立案・実施されてきた施策を、その方針に基づき、より実効性のある施策にするべく体系化し、地域住民と行政等の共通の認識とすることが必要とされます。そして、それらを具体的な施策として実現することにより川崎市の都市イメージを強く印象づける

都市観光の定義

「観光」は総合的な概念(注2)として捉えられ、そのための政策は多岐にわたりますが、私たちは「都市観光」を「都市における観光」ではなく、「都市そのものを楽しむ観光」と捉え、「都市観光とは、そこで

ことができるといえます。

都市観光におけるエコツーリズム

私たちは図1にある多くの問題点の中から、①川崎市には観光資源のタマゴが数多く存在していること、②これらは個々に、または歴史や産業といった分野別に、その方策が考えられていることに着目して観光振興における統一した方向性について検討し、「エコツーリズム」の理念を基調として本市の観光振興を推進することを提案しました。「エコツーリズム」に含まれる本来の理念は、決して自然地域に限定されるものではなく(注3)、また従来の画一型、大型開発型の観光と対峙するものとして捉えられています。

エコツーリズムは「地域資源の保護・保全」、それを活かした「観光業の成立」、そして最終的な目標としての「地域振興」という三つの要素を融合させ、「地域資源の保護・保全」を起点として、循環しながら徐々に高い次元へと成長していく「循環構

造」を作り上げることが目指すものです。私たちはこのエコツーリズムの理念を本市の都市観光の振興における基礎理念として、まだ眠っている本市の有形、無形の地域資源を、住民自らの手で観光資源として掘り起こし、保全し、活用することにより、経済的な振興とともに、市民の地域へ関心と誇りを育んでいくことができなかつたと考えました。そして、本市観光行政の現状と課題の把握をし、具体的な施策のあり方を検討するため、川崎区と多摩区を対象地域として定め、事例研究を行いました。

川崎区・多摩区の事例研究

臨海部の工業地帯や大規模商業地域を併せ持つ川崎区では、①巡視船による臨海部調査、②川崎駅前から臨海部、そして川崎大師というコースで川崎区全体を見て歩く調査、③川崎区行政区推進課が実施している企業探訪ツアーへの参加、④川崎区の観光情報データの収集・整理等を行いました。また、東京近郊のベッドタウンであり、川崎市の観光資源として代表的な生田緑地を有する多摩区では、主に生田緑地と緑地内にある文化施設の現状に焦点をあて、①日本民家園や岡本太郎美術館でのヒアリング、②生田緑地での現地調査、③来訪者に対するアンケート調査、④多摩区の観光情報データの収集・整理等を行いました。そして、これらの調査を通じて、川崎市には活かすべき観光資源が数多くあることが改めて確認できましたが、同時に課題も見えてきました。

川崎市の観光の現状

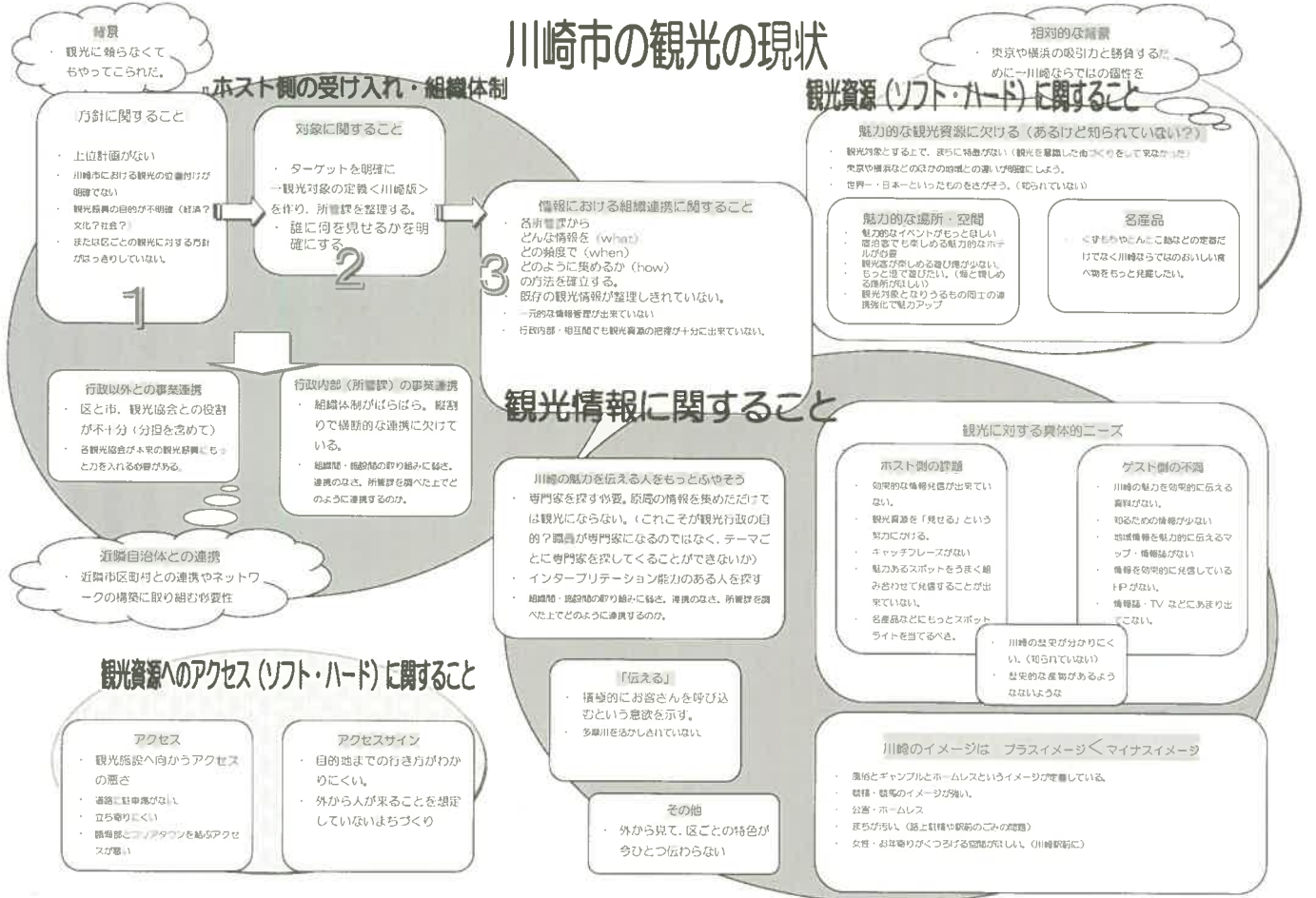


図1 プレインストーミングによる相関図

川崎市の観光振興の課題

川崎市の観光振興の課題として第一に挙げられるのは「観光情報の整理の必要性」です。特に川崎区は、多様な観光資源や集客を見込めるスポットを数多く抱えています。川崎市内の観光に関連する膨大な情報の収集・整理・管理を効率よく行なう方法の確立は大きな課題といえます。

第二に「観光資源の効果的な情報発信手段の必要性」です。有効な観光資源をアピールする方法・情報発信の手段を工夫することで、川崎市の魅力を多くの人が知る機会を提供し、個別の情報を必要に応じて提供することができれば、観光資源の価値はより高まります。

第三に「観光推進体制の充実」です。川崎市は、集客が見込めるスポットを数多く抱えている一方で、産業遺産をはじめ、地域の特徴、個性を読み解くための有形、無形の地域資源を有していますが、これらは統一された考えのもとに観光資源化がなされてはならず、個々に、または歴史や産業といった分野別に、掘り起こしや活用の方策が考えられています。また、観光協会などの既存の組織を行政として十分に活かし、観光協会や民間企業などと連携した観光推進体制を整える必要性を強く感じました。

そして、第四に「交通アクセスの改善」についてです。この点は観光振興を考える上では避けては通れない問題であり、交通アクセスを改善することにより、「点」として存在する観光資源を結びつけ、相乗的な効果を生み出すことができます。たとえば川崎区においては、大師地区と田島地区、臨海部の交通アクセスを改善するため

の交通手段(循環バス等の活用)の必要性を感じました。

他都市との比較

他都市との比較を行なうため、他の政令指定都市等に対するヒアリングや資料収集による調査を行なったところ、川崎市の観光振興に関連する組織体制や関連予算については、共に脆弱さが目立ちました(注4)。また「魅力ある個店などの民間情報の提供」「観光PRのための民間企業(旅行会社や交通機関)との連携」「観光ホームページの維持管理」「観光PRのための海外メディアの活用」「海外観光客の誘致、受入態勢」「観光案内所の設置」等、観光情報の収集・発信に関する他都市の取り組みには参考とすべき事例は多いといえます。これまで川崎市はわが国を代表する工業都市として急速な発展を遂げてきたため、わざわざ地域外から人を呼び込まなくても地域経済を十分に循環させることができましたが、結果としてそのことが本市の市政における観光施策の重要度を相対的に低くしてきたといえるかもしれません。

課題の克服に向けて

「地域資源の保護・保全」による「観光業を成立」させ、「地域振興」へと結びつけるエコシステムの理念を活かして、川崎市がこれからの都市観光振興に取り組み場合には、「集客力のあるイベントの開催や観光資源・施設の整備、開発などのハード整備」といった従来型の観光振興施策で

都市観光を通じての交流

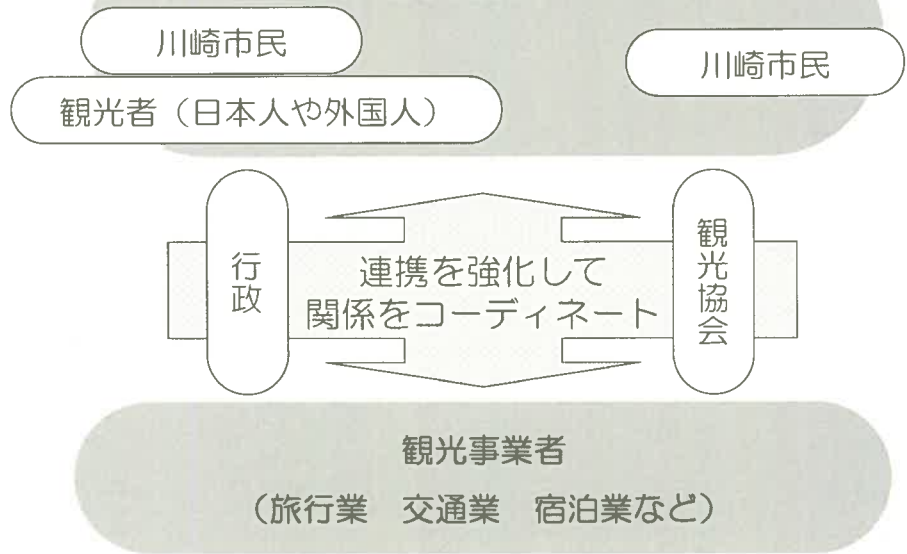


図2 都市観光振興の連携イメージ図

はなく、歴史や産業といった分野別の地域資源を統一された考えのもとに観光資源として掘り起こし、既存の観光資源と共に活用していくことが基本となります。そうした観光情報の集約・整理・発信については、川崎市の観光振興の課題として先に述べた四つの課題のうちでも、まず克服すべき、そして本市においても十分克服可能な課題といえます。たとえば、名刺やメールヘッ

ダー・フッター等の活用により職員ひとりが広告塔になること、ホームページの充実、ロケ地情報の活用、ラッピングバスの運行、川崎駅や高速道路のサービスエリア・パーキングエリア等の交通量の多い場所を利用した積極的なPR等は、情報発信に関する課題克服のための手段となりえます。そして、川崎市の魅力の発信を支える

「観光推進体制」の充実を図るため、行政は観光協会などとの連携を強く持ち、散在する観光情報を吸い上げ、個々の提案を「アイデアから施策へ」発展させていくための中心的な媒介として機能していくことが望まれます。また、既存の観光資源の効果的な情報発信と歴史や産業といった分野別に掘り起こされた地域資源を統一された考えのもとに観光資源化し、活用するためには、市民同士や市民と観光者、各種観光事業者相互間の円滑な関係をコーディネートできるような体制を整えることが川崎市の都市観光の振興に不可欠であると考えます（図2参照）。

おわりに

眠っている地域資源を観光資源そのものとし、川崎市の魅力として効果的に情報発信していくことが私たちの考えるこれからの川崎市における都市観光の理想です。現在、シテイセールスや中心市街地活性化への取り組み、BUYかわさきキャンペーン、川崎市観光データベースの構築等の川崎市の魅力を積極的に発信していく取り組みがなされていますが、川崎市と事業者、地域住民など関係する全ての人が連携して取り組むことで、川崎らしさのある都市観光政策として発展していくことを願いまして、私たち政策課題研究Aチームの報告とさせていただきます。

れた点を指し示しており、これを知ることが観光の本来の意味である。なお、実際に日本では「観光」という言葉が使われたのは、幕末の十八五年にオランダ国王ウィレム三世から徳川家定へ贈呈された日本最初の蒸気船に「長崎海軍伝習所長の永井玄蕃尚志が「観光丸」と命名したのが始まりである」とされる。

注2 観光の定義としては、①余暇（自由時間）を利用し、②体験（触れる）・学習（学ぶ）・遊び（楽しむ）等のために③義務ではなく自発的に、④日常生活圏を離れることを要索とし、それらを通じた自身のリフレッシュが観光の目的とされる。

注3 エコツーリズム（Eco-tourism）という言葉は「生態」や「環境」を意味するEco（エコ）と、観光を意味するTourism（トウリズム）をつないだ造語のこと。従来からの川崎市のイメージとはかけ離れており、実際、エコツーリズムは自然環境を基盤とする地域で実践されることが多いが、エコツーリズムの本来的な理念は、自然地域に限定されるものではないとされている。川崎市のよう工業を基盤に発展し、それを背景とした産業や文化が蓄積された地域においても適用できると考えられている。

注4 調査の一例として、平成一三年三月時点でのデータでは、観光関連予算については、川崎市は約一億円で、最下位から二番目の千葉市のさらに半程度程度であり、川崎市の住民一人あたりに換算した観光予算は八三円と唯一、一〇〇円にも達していない。観光担当職員数については、コンベンションビュロ1等に職員が出向している自治体もあるため一概に比較はできないが、東京都、大阪府、札幌市など、わが国を代表する観光都市は、観光担当職員数は三〇人前後と比較的多いが、川崎市は四人にとどまっている。

〔政策課題研究Aチームメンバー〕

- 岡部慶子（多摩区役所区民生活部地域振興課）
- 伊藤英介（環境局総務部環境調整課）
- 日笠健二（総務局人事課職員研修所）
- 大泉剛（麻生区役所区民生活部建築課）
- 井野達郎（水道局業務部給水装置課）
- 小竹誠（教育委員会学校教育部指導課）

注1 観光の語源は紀元前の中国、周の時代の「易経」という本にある「観国之光、利用賓王（国の光を観るは、用て王の賓となるに利し）」という句である。「国之光」とは、その土地が誇りにしているものという説や、当時の農業、水利またその国の制度を意味していたという説もあるが、いずれにせよ、その土地が持つ他の土地と違うところ、特徴的で優

ユニバーサルデザインのまちづくり システムとしてのユニバーサルへ

まちづくり局建築指導課主任

服部良

「ユニバーサルデザイン」という言葉を耳にしたことがあるでしょうか。

近年、ユニバーサルデザインという新しい考え方が注目されつつあります。バリアフリーという言葉はだいぶ定着してきていますが、ユニバーサルデザインは一部の意識ある人達の間でようやく理解されはじめたところです。

私たち研究チームは、まずユニバーサルデザインについて知ることからはじめ、ユニバーサルデザインのまちづくりが求められている背景を探り、それに対する行政のあり方について検討を行いました。

ユニバーサルデザインとは

ユニバーサルデザイン（以下UDと略す）は、アメリカの建築家であり工業デザイナーであった故ロナルド・メイスイ氏により提唱された考え方で「年齢や能力に関わりなく、全ての生活者にたいして適合するデザイン」と定義されています。

もう日本でも定着している言葉であるバ

リアフリーは、高齢者や障害者などが生活するなかで障害となるもの（バリアー）を取り除くことにより社会に関わることができ環境を整備していこうという考え方であり、この様な発想の基に施設などのバリアフリー化が行われています。一方、UDは高齢者や障害者だけを対象とするのではなく、全ての人にとって使いやすいものと考え、様々なニーズに配慮していこうという点でバリアフリーと発想を異にしています。

身近なUDなものの例では、シャンプーの容器についているキザミがあります。これによりシャンプーとリンスを触覚で区別できるわけですが、視覚障害者だけでなく洗髪の時、目を閉じる多くの人にとっても使いやすいデザインです。

注目されるユニバーサルデザイン

UDが、近年、注目されつつあるのには高齢化社会の進展、障害者の社会参加、人々の価値観の多様化といった社会的な背景があります。性別、年齢、身体的的差異、

生活や考え方など様々な差異をもつ人々が社会で行動する場合、この様な差異に関係なく誰にでも使いやすい社会環境づくり、すなわちUDなまちづくりが社会的に求められていることのあらわれです。

まちの現状

私たちはUDなまちづくりを考えるにあたり、まず、日常生活の中で使いにくいもの、障害になつていっているものには何があるのか、様々な身近な具体例から検証を行いました。その結果をまとめると、以下のようになります。

一、各施設や交通機関などは、各々単体のバリアフリー化は進んでいるが、それらを繋ぐ総合的なシステムの整備が不十分であり移動環境全体としては使いにくい場合がある。

二、特定の障害を持つ人のみを対象としたバリアフリーは、それを利用する障害を持つ人にとっては特別扱いされることになり、逆に利用しづらいケースが生じている。

三、テクノロジーの進歩は社会活動に多くの利便性をもたらしたが、使いやすいさへの配慮が不十分であったり、合理化のもと「人」により対応すべき部分が見過ごされている。

四、情報提供の重要性が増している社会状況にあつて、情報提供の手段や方法が利用者の多様性に対応しきれていない。

五、社会との関わりに困難な状況がある人を「他人ごと」として特別扱いする意識が多くの人にある以上、技術面のみバリアフリー化を行つても、まちの問題は解決しない。

これらのことから言えるのは、従来のものづくりの考え方、バリアフリーの考え方だけでは、あらゆる人にとって使いやすいまちには結びつかないということです。UDなまちづくりが求められ、必要な理由もここにあるのではないのでしょうか。

行政の取り組みとして

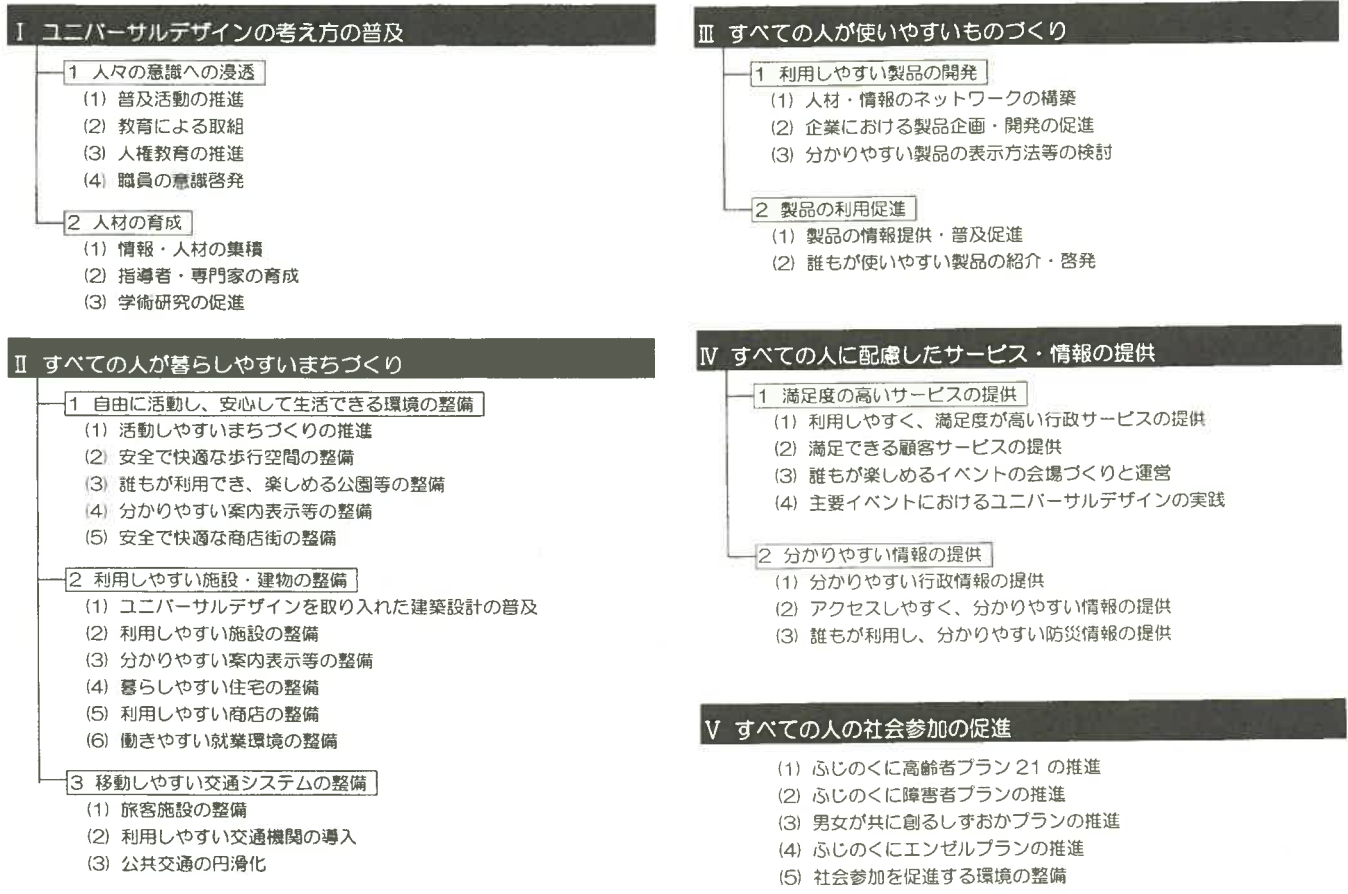
それでは、UDなまちづくりを行うためには行政の取り組みとしてどのようなことが必要なのでしょうか。この検討に先立つて本市のUDの取り組み状況を調査したところ施設等のバリアフリー化は取り組まれているが、UDという視点での組織的な取り組みは少なく、UDそのものの認知度も低いということがわかりました。これを踏まえ、私たちは行政が取り組むべき課題として次の三点について検討しました。

一、行政組織について

既に述べたように、移動環境の整備を考えた場合、単体のバリアフリー化とともにそれらを繋ぐ総合的なシステムが必要とな

図1 「しずおかユニバーサルデザイン行動計画」主要推進施策

施策体系



さいごに研究チームとして、これまで述べたような行政の取り組みを実現するために「ユニバーサルデザイン室」の設置を提

おわりに

三、職員の意識について
 庁内アンケートやヒアリングの結果からも職員のUDに対する認知度が低いのが現状です。UDな発想による行政を担うのは職員一人一人なので、研修や職場討議などにより職員のUDに対する意識啓発を行うことが重要です。

二、政策過程について
 UDなまちづくりを進めるためには、様々な住民のニーズを反映できるように政策形成のあり方を見直す必要があります。昨今、ワークショップなど住民参加による事業が行われるようになってきましたが、このような方向性をさらに推し進めることが重要です。このため政策過程として「計画」―「実施」―「評価」のプロセスが確実に実行され、その各段階に多くの人が参加でき多様なニーズを取り入れることができるシステムが必要となります。また評価の結果を次に反映できるフィードバックのしくみをこのシステムに組み込むことが大切です。

熊本県ホームページ内の「ユニバーサルデザイン」



案します。ここでは、UDに関する調査研究、情報提供、UD推進計画とガイドラインの作成などを行い、全庁的なUD化を推進するための初動を担う部署として活動します。このUD室を中心に本市においてUDなまちづくりの取り組みが展開されていくことを期待します。

審議会等における 委員公募制度の研究

〜川崎市の事例を中心に

総務局職員研修所

町田智子

本稿は、平成一四年度に一年間、政策研究大学院大学政策研究科地域政策プログラムに派遣された際に提出したポリシー・プロポーザルの内容を一部抜粋し、報告するものである。

研究テーマは、私自身が業務を通じて感じていた「漠然とした」問題意識に端を発している。つまり、本市には法律に定められるもののほか多くの審議会や委員会等が数多くあり、様々な会議が毎日のように行われている。そして何年か前から委員の一部を公募により選任するようになり、市民委員募集の記事もまた毎月のように市政だよりに掲載されている。このような状況のもと、私自身も所管する委員会の担当者として公募手続を何度か経験し、会議運営も行ったが、公募委員の役割や意義、またその実情については、断片的な情報や批判が委員や担当者の感想として語られるのみであったし、「他の委員会はどうなんだろう」、「公募委員の方々はどう感じているんだろう」という素朴な疑問もあった。

厳しい財政事情、地方分権の進展により、

今後より重要な決定を行う場面が増加してくる自治体において、首長の政策形成機能を補完する重要な資源である審議会等の委員会は、政策の専門性と妥当性を高めるとともに効率的で民主的に政策形成・合意形成を図る機関として、今後ますますその設置数が増えていくことが予想される。もはや公募委員の存在自体にその意義を求める段階ではなく、制度をより充実したものにしていくなかで課題にきている、と感じていた。

本研究では、公募委員を含む委員会の実情がどのようなものであり、委員公募制度がどのような成果を挙げ、またどのような課題を抱えているのかをアンケート調査の結果を中心に委員、行政双方の視点から明らかにした上で、今後、制度をより充実したものにしていくためにはどのような方策があるのかを考察することを目的とした。

研究の構成

本研究は、審議会制度をとりまく近年の傾向を文献調査及び他の自治体の事例等を

比較分析した第一章、本市における委員公募制度の導入経緯と過去の附属機関等の設置状況と公募委員を含む委員会についての属性分析を行い、類型化を行った第二章、アンケート調査を中心に、これまででない委員会の形態をとる委員会の事例研究を加え、委員公募制度の実情とその効果についてまとめた第三章、これらを踏まえ、制度の成果と課題についてまとめた第四章、政策提言を導出した第五章から構成されている。

本市の附属機関等の設置状況と委員公募制度

平成一四年七月現在のデータによれば「**1**」、本市に設置されている附属機関等の委員会は二七七、委員総数は三、七三二人、このうち公募委員を含む委員会は五五（一・八六％）、公募委員の数は一四二人（三・八％）であり、政令指定都市の中で最も設置委員会数、公募委員を含む委員会の数は群を抜いている（注2）。

本市において委員公募制度が導入されたのは、「附属機関等の設置等に関する要綱」及びこれに基づき委員公募実施指針を策定した平成九年のことである。兼任委員や高齢委員など委員選任の問題の指摘、附属機関等の活性化や行政管理の視点からの必要性がその背景にあったが、一四年二月、多様な市民ニーズをより適切に市政に反映させるため、公募実施指針を改定、強化している。

委員公募制度の実情

（アンケート調査結果から）（抜粋）

本調査では、公募委員のいる五〇委員会の事務局及び公募委員九六人を対象にアンケート調査を行った。（注3）本稿ではその一部を報告する。

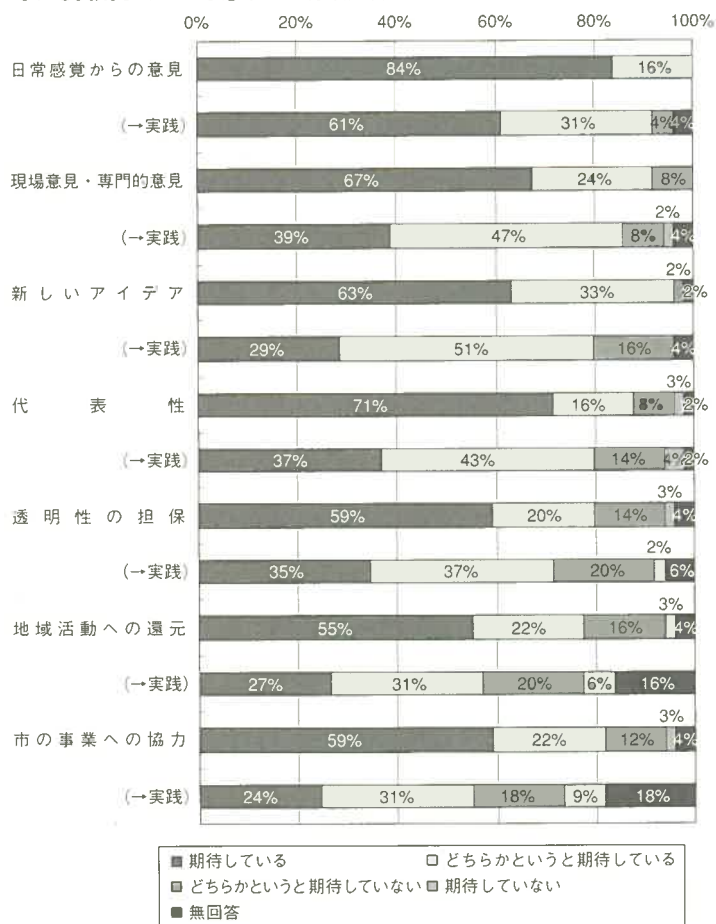
●公募委員への期待と実践

八項目の「役割」を挙げ、行政、委員の双方に「委員に期待しているか（されていると思うか）、またその役割を果たし、実践している（と思う）か」を尋ねた結果、行政側にとっては、日常感覚からの意見や新しいアイデアを期待する方が、地域への還元や協力を期待するよりも高く、透明性を公募委員で担保するということはそれほど期待しているものではないこと、委員側は、「日常感覚からの意見」と「代表性」が同じ程度期待されていると感じていること、「期待」と「実践」との差は行政側の回答の方がその差が大きいことなどが明らかにされた。（図1-1・2）

●委員公募制度の効果

行政側は委員公募制度の導入により、住民のニーズを直接把握できること、幅広い

図1-1 委員に期待するもの
→それを実践していると思うか*行政回答



住民意見を聴くことができること、政策形成過程の透明性が高まるということについてとりわけ効果があったと感じていることが明らかにされた(図2)。なお、別の質問項目では行政の八割以上が、「会議運営へのよい影響があった」と回答し、公募委員側も九割の委員が「委員に就任してよかった」と回答している。

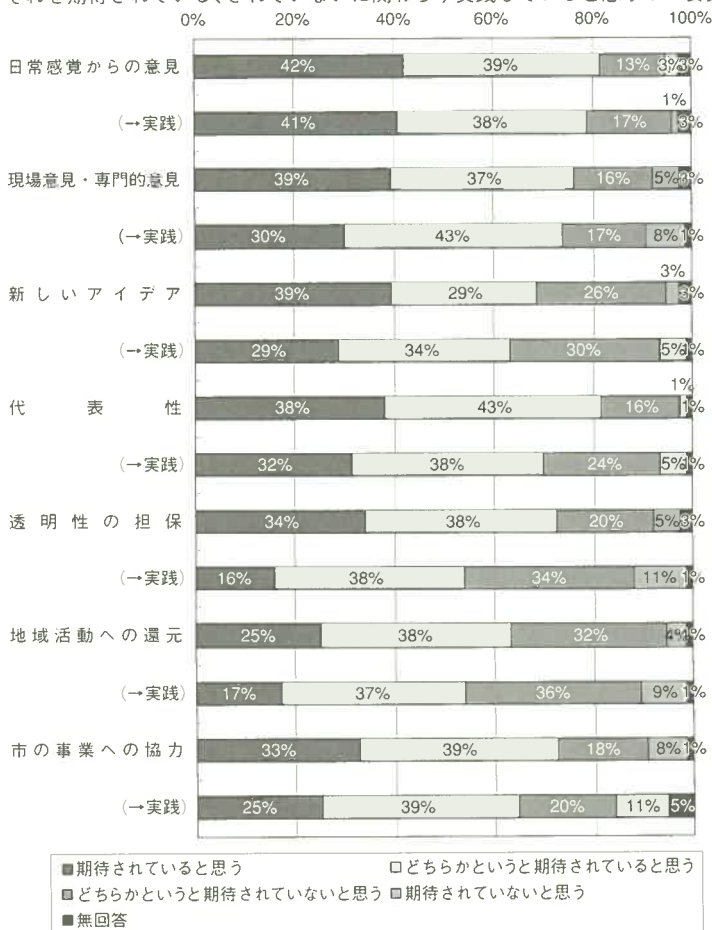
まとめ

委員公募制度の意義と成果は、○会議の活性化につながる、○政策課題の所在の早

期発見につながる、○地域の実情・住民意見を施策に反映させる手がかりの一つになる(審議に住民の日常感覚、市民活動の現場意見を反映させる効果。専門家には期待できない地域情報の提供者としての役割)。○政策形成過程を開かれたものとするきつかけとなる、○公募委員を経験した住民が政策形成過程におけるスキルや情報を地域に持ち帰ることで、住民のエンパワメント効果につながる可能性がある、といった点にある。

ただし、限界は当然にある。公募委員は個人としての立場での参加であり、住民の

図1-2 委員として期待されていると思うもの
→それを期待されている、されていないに関わらず実践していると思うか*委員回答



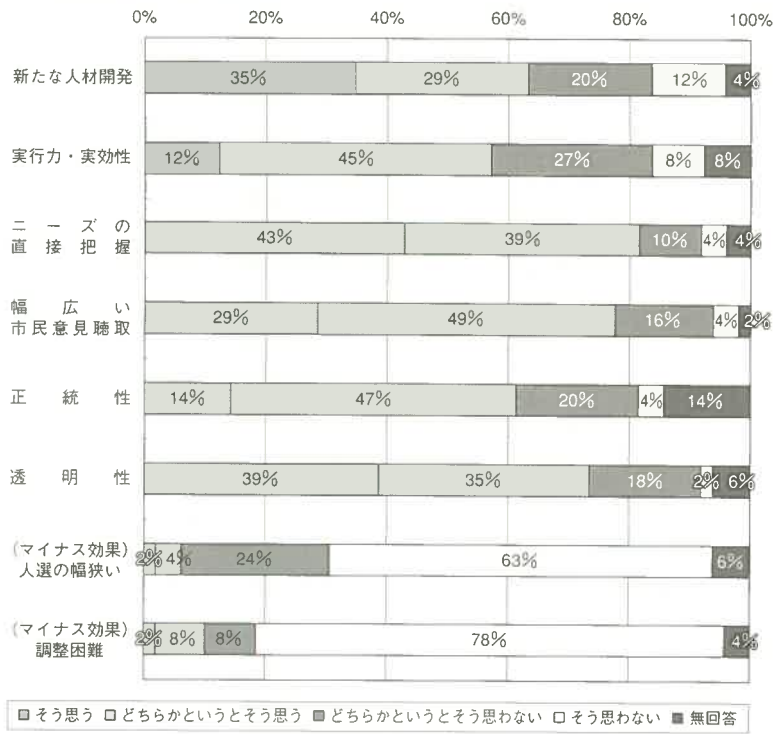
意見を代表するわけではない。また、一部委員の採用と限られた時間での審議では、公募委員の持つ積極性、特性は活かし切れない。幅広い住民意見の収集、コンセンサスの形成には他の仕組みの併用が不可欠であり、公募委員の特性を活かすのであれば会議運営上の配慮や委員会のあり方を見直す必要があるといえる。アンケート調査の自由記述回答からも、①委員募集時・選考過程、②会議運営、③任期終了後、④委員会設置検討時、の四つの局面での課題が抽出された。

委員公募制度には一定の限界はあるが、

今後自治体行政への住民参加の場として確保していくべきと考える。その上で、実現可能な運営上の改善方策として、次のような方策をとることが望まれる。

○直接情報提供をする対象を日ごろから把握し、効果的な情報提供を行う。そのためにも住民が公募に応じる素地をつくっておく。○必要に応じて面接を行えるよう、審査基準、具体的ガイドライン、支援体制の整備を行う。○目標や必要とする成果、機能を検証し、その構成員、与える権限、用いる手法等、適切な政策形成補充システムを選択する必要がある。

図2 公募委員導入の具体的効果



現地スタッフのSara Douglasさんとの打ち合わせの様子

財団法人自治体国際化協会に派遣され、二〇〇二年四月から任期三年で派遣されている。ここに集う職員の多くが地方自治体の職員で、東京にある本部で一年、七カ所（ニューヨーク、ロンドン、パリ、シンガポール、ソウル、シドニー、北京）ある海外事務所で二年を過ごす。

財団法人自治体国際化協会というのは、地域の国際化を一層推進するための地方公共団体の共同組織として設立されたもの。情報の収集・提供や調査研究を行う一方、対日理解促進のため、我が国の地方自治制度や行政制度を中心に諸事情を海外に紹介している。具体的に事務所が何をしているかという点、地方公共団体等からの調査依頼等に応じた調査や来訪者の対応のほか、主催する会議の運営などを行っている。

海外において調査をするということは、今日非常に難しいことだと思ふ。先進事例を求める時、多くの自治体は近隣自治体に求め、求めるものがないときでもまずは法的背景や様々な習慣を同じくする国内であ

おわりに

本研究にあたっては、自治体職員であり学生でもあるという立場を活用し、市の多くの委員会に会議傍聴に訪れたほか、全員公募の市民会議型の委員会を運営する他の自治体に足を運び、担当者及び住民の双方へのヒアリングなども行った。結果的に、研究はアンケートの結果に大きく依拠するものになったが、調査に多くの回答と生の声をいただけたことが何よりも成果であり、財産となった。いただいた言葉を今後

も大切にして職務に生かしていかなくてはと改めて感じている。この場を借りて、お世話になったすべての方に御礼を申し上げます。

注1 総務局人事課所有の台帳をもとに筆者が独自集計した。
注2 委員会数を把握している他の一〇市平均で設置委員会総数一三三・八委員会、うち公募委員を含む委員会四・三委員会である。
注3 回収率は委員会事務局九八%、公募委員七九・二%であった。

調査内容は、○公募委員に期待する役割○果たしている役割○会議での意見の言いやすさ○意見を述べる機会を設ける工夫○意見が実施段階、報告、計画策定に生かされているか○委員就任後の変化（行動・地域活動、考え方）○公募委員を委員会に入れる効果・影響○公募委員が活躍するための条件○選考方法における課題 等である。

研修の窓⑥

違いを知ること、
感じることに

オーストラリア通信

財団法人自治体国際化協会シドニー事務所勤務・総合企画局広域企画課

川村昌子

財団法人自治体国際化協会に派遣されシドニーに赴任し数か月。川崎市からは一九九六年一〇月に派遣されたのに続き、二人目。二〇〇二年四月から任期三年で派遣されている。ここに集う職員の多くが地方自治体の職員で、東京にある本部で一年、七カ所（ニューヨーク、ロンドン、パリ、シンガポール、ソウル、シドニー、北京）ある海外事務所で二年を過ごす。

る。しかし国内であっても、ましてや海外において、このように情報化が進み、多くの情報が居ながらにして得られるとき、わざわざ足を運ばなければ得られない情報とは何であろうか。居ながらにしては得られない情報は足を運ばなければならないのだろうか。表に出せないような、うまく言葉にならないような機微はその場に行けばすぐ得られるようなものではなく、五感で感じたことは感じたその人だけのもので究極的には一般化できない。にもかかわらず、私はいまここシドニーで生活をしている。せめて、住んでいるからこそ、ここに居るからこそ感じる、知り得る「何か」を「一般化」する努力をしたいと思う。

公務員制度の違い

行政についての調査を行うために日ごろから関係を作っておくため、つまり「うまく言葉にならないような機微」を得るために、そして私たち職員の見聞を広めるために近隣の自治体を訪問し、その自治体の幹部と意見交換する機会をこちらの事務所では年三回程度設けている。

オーストラリアの行政は国、州、自治体の三層制であり、日本の国、県、市町村の関係より州の力が大きく、自治体の力は相対的に随分小さいものである。教育、警察、消防、交通は州の管轄であり、自治体のしなければいけないことは都市部と地方部において果たす役割が異なる。また州域には区分されていても、自治体に区分されていないエリアもある。広すぎて自治体として機能し得ないからだ。それゆえ、その訪問した自治体の行政的な任務と川崎市のそれ

を比較してもそれが「一般的に」オーストラリアの基礎自治体がやっていることであるということではない。とはいえ、それは日本でも政令指定都市と村では請け負っていることは違つただから同じこと。しかし、自治体を訪問したおり、職場を「見た」雰囲気微妙に異なるのを「感じ」た。それは業務そのものによつていてではなく、その原因はたぶん公務員制度にあると思われる。オーストラリアでは公務員も「終身雇用制」をとっていない。被雇用者はその職そのものに就くので、解雇されることはあつても昇進もしないし異動もない。したがつて、日本のようにいわゆる「採用試験」があつて四月にいっせいに新人が入つてくることはない。職員の募集はほかの私企業と同様に新聞等の求人広告を用いて行われる。たとえば、こんな感じ。「介護認定士…当市では最近組織した高齢者と身体障害者のためのサービスチームで働く有能な地域サービスに関心のある専門職を募集しています。医療上の診断と身体機能の状態に応じて高齢者及びその介護者への公的私的にされるサービスを提供し、顧客が継続的にサービスを受けられるような契約を結ぶ協力をすることが仕事です。給料は四九、六九九・六二豪ドルから五四、八三〇・八八豪ドルの間でほかに能力と知識、経験によつて年金が支給されます。週三五時間労働を基準とし、私用にも利用可能な自動車を貸与します。時折、時間外の会議に応じていただきます。採用予定者は採用前に健康診断と運転の検査を求められます。その他の勤務条件は地方自治法に準拠します。申込方法は所定の申込様式により如何にふさわしい人材かを示してもらつたことになりま

す。申込様式は次のサイト、電子メール、電話により入手してください。締め切りは八月二日（八月五日付の新聞）」

職員の机は日本のそのように「島」になつてはいるのだが、各々の机には衝立があり、自らの領域を隣人に「侵略」される心配はない。雑然としているのはどこも同じではじめの机の独立性が高いことがその微妙な違いをもたらしているのかと思つた。いや、そうではない。独立性の高いのは「机」ではなく「仕事そのもの」なのだ。グループで仕事をし、異動してきた係長を部下が「説明」して業務内容を理解してもらふなどということは考えられない。引継も一日か二日。ほとんどの職員は当然万能選手ではなく専門家であり、五、六回の転職は当たり前。毎年のように面接があり、そこで目標設定をし、達成度を確認するという作業をする。ゼネラリストかスペシャリストかという選択や面接は今日、日本の自治体でも取り入れられはじめているが、組織内で異動して回るそれとは趣を異にする。自分の来し方は自分で決める。自治体そのものの目指す方向に左右されることや、予想に反する業務があつても、意に反する異動は解雇以外ないわけである。

こちらでの二大返事に窮する質問は「おまえの仕事はなんだ」と「おまえは日本でどんな仕事をしてきたのか」。川崎市において一つの部署ですごしてきたわけではない私は、各々無関係な部署のつながりに首を傾けられ、もつと関連性のない今の立場に首を傾けられる。各々の仕事の説明はできても、少なくともこちらの人を納得させるような理由はないためつながらの説明は不可能。赴任当初、私自身がそのあたりの

事情が認識できていなかったため、予想していない質問に彼らが納得するような理由を用意することすらできていなかったし、何を疑問に感じているのかも理解できなかったことがさらに彼らを混乱させることになつたのだ。

同じ理由で日本では考えられない面白いことは、はじめて訪問するA市のゼネラルマネージャー（GM）に会いに伺うと、その人はかつてB市のGMで、B市のGMとして会つたことがあるということが起きること。選挙で選ばれた市長は市議会議員を兼ねておりいわば議長の仕事も果たす。GMとはなんぞやというと、むしろ日本でいう市長のようなもので議会の政策決定に基づき日常の意思決定と執行に責任をもつてあたる首席上級職員（州によって首席上級職員の呼称は異なる）のこと。職員は、GMと数名の上級職員のほか一般職員によって構成され、その任命権者は、GMは議会であり、上級職員を含め他の職員は議会が定めた組織機構とGMになる。同じクラスの職ならば田舎より都会、小さな市より大きな市の方が権限も給与も多くの場合上になる。大きな市のある程度の職から小さな市の上級職に就いて、その後大きな市の上級職に戻つてくるという経歴をたどる。それゆえ、会つたことのないはずの人（職）に会いに行つたはずが、その人そのものには会つたことがあるということが起きるのだ。公務員制度の違いについては知られたことでもあるのだが、その違いが果たして具体的は何をもたらすかは「感じる」ことではないかと思う。ここに居るから気がつき易いことを今後もレポートできたら良いと考えている。

重症な障害のある人への 支援 サポートセンターロンドの取り組み

特定非営利活動法人「療育ねっとわーく川崎」
サポートグループ・ロンド・身体障害者ケアマネージャー

谷みどり

一、重症心身障害児者の介護：その厳しい 実態

特定非営利活動法人「療育ねっとわーく川崎」は、川崎市障害計画課の協力依頼を受け、二〇〇一年に、川崎市の重症心身障害児者の家族を対象に二ーズ調査を行いました。この調査の目的は、重症心身障害児者施設のない川崎市での、施設建設を含む支援策を検討する基礎資料作成にありま

した。日常的に重い障害のある人とその家族に
関わるものにとっては予測された内容では
ありませんが、あらかじめアンケート調査
をすることでその厳しい実態が一層明らか
になりました。食事や排泄、着替えや入浴、
車椅子からの移動、これらは平均で合計四
時間以上かかっていました。一回の食事だ
けで二時間かかる人もいました。この介護
のほとんどを、母親が担っています。医療
的ケアといわれる吸引や発作の対応、夜間
の寝返り、これらの介護が二四時間三六五
日絶え間なく続けられ、介護者の休養とい

われるものは、わずかに学校や通所施設に
通っている間だけという生活が浮かび上が
ってきました。一方でこの家族の介護を軽
減できる社会資源は乏しく、介護者が倒れ
たときに家族以外で代わられる人は「くわ
ずか」ということも明らかになりました。

この二ーズ調査の結果から、重症心身障
害児者施設の早期建設の意義が確認され二
〇〇五年には麻生区に重症心身障害児者施
設が建設されることになりました。このこ
とは、重症心身障害児者の家族にとって、
いざとなった時頼れる施設ができたという
ことでの光明を与えるものとなりました。
しかし、一施設建設だけですべてが解決で
きるものではないことも二ーズ調査は明ら
かにしています。

二、サポートグループ・ロンドを立ち上げる

「療育ねっとわーく川崎」は五年前にス
タートしました。重い障害のある人の家族
の介護負担を何とかしたいという思いをも
つ四名が集まったのがきっかけです。その
後は養護学校のお母さんたちともつながり、



サポートセンターロンド開所式の様子

ステイ施設の必要を訴える声が多く寄せら
れました。他団体の協力も得ながら、二万
名の署名を集めて要望した結果、北部医療
施設には発達療育外来がおかれ、施設的に
もバリアフリーがなされるなど一部要望は
受け入れられました。救急病院の性格上
サポートステイの施設確保は困難だとい
うことがわかりました。北部医療施設に期待
するのではなく、重症心身障害児者施設そ
のものを川崎市につくる必要性が浮き彫り
になってきました。家族のもう待てない
という声に押されて重症心身障害児者施設
の建設を要望しました。翌年、川崎市から中
期計画に基づき施設整備するという回答を
いただきましたが、具体的な計画の提示ま
では至りませんでした。

三、障害児者ホームヘルパー派遣事業をはじ める

川崎市とのやりとりのなかで、川崎市で
生活する重症心身障害児者の実態が行政の
関係者に伝わっていないこと、そのためど
のような支援が必要なのかもみえていない
ことが明らかになりました。それは、私た
ちの活動にもいえることでした。それまで
のように行政へ要望するばかりでは解決し
ない、自分たちで実際に活動する中でどん
な支援が必要かを見いだしていこうと、公
の中にサポートグループ・ロンドを立ち上げ
ました。

市内には障害のある人と家族のための地
域生活支援をおこなうグループがすでに四
か所できていました。私たちはそれらの先
進的な活動に学びつつ、特に重症の心身障
害児者のための支援を考えました。

サポートグループをはじめるとすぐに依



サポートセンター開所式の様子

頼が来ました。通院時の介助、家族が外出するときの見守り、遊び相手等でした。サポートに責任が持てるよう、一時間単位で介護料一、〇〇〇円をいただく有料のサポートとしました。

この年、国は障害児者のホームヘルパー派遣事業の充実を打ち出し、これを受けて川崎市は障害児者ホームヘルパー派遣事業を民間の事業者や市民業者に委託するという方策を取りました。当初から、サポート料を家族からいただくことに限界を感じていましたので、会としてこの委託事業を受けることにし、特定非営利活動法人の認可を受け事務所を開きました。理事長には川崎市で養護学校の指導医や障害児医療を進めてこられた江川医師にお願いしました。

委託事業開始当初の二〇〇一年四月には、一五人の障害のある方へ月に二一時間だったヘルパー派遣でしたが、二〇〇三年三月時は、一三〇人の方へ三、五〇〇時間と利用者が急速に広がりました。その中で、重症心身障害児者といわれる人は約三分の一、うち人工呼吸器使用の方が三名、気管切開や経管栄養などの医療的ケアが必要な人が過半数を占めます。ヘルパーの協力者も一〇〇名を超え、看護師資格のあるものも五名になりました。

人工呼吸器をつけて退院したSさんのところには、訪問看護師とヘルパーが一緒に訪問することで、入浴等の介護をお母さんに頼らずできるようになり、週一回ですがお母さんにまとまった時間外出をさせていただくことができるようになりました。

四、支援費制度・自立支援と社会参加

私たちはヘルパーとして家庭に入る中で、

母親よりもはるかに体の大きい四肢麻痺の男性を母が一人で入浴介護していたり、医療的ケアがあるために下の子を保育園に預けて、母が毎日学校に付き添わねばならなかったりといった一般の家庭とはあまりにもかけ離れた生活実態があることを改めて痛感しました。また、赤ちゃんのころから大きくなるまで、延々と続けられた母親による生活介護によって、親でなければ介護ができないという状況をつくりだし、成人しても容易には他人の介在を親も本人も受け入れ難くしている実態にもぶつかりました。

二〇〇三年から支援費制度がはじまりました。この支援費制度は、本人の自立支援と社会参加を目指すものです。障害のある本人がその人らしい地域生活を送る上で、本人に個別に寄り添う支援ができるホームヘルパーは、その支援の要となるといわれています。しかしヘルパー派遣が増えたことはいえ、まだまだ利用者はごく一部です。私たちのサポートはやつと母たちからその介護の一部をうけわたされたにすぎません。重症な障害のある人の生活を支えるためには、二四時間の介護や医療的なケアを家族以外の誰かが担当できる体制が必要です。その点では、現在の支援費制度でのホームヘルパー派遣は量的にも質的にも沢山の課題を抱えています。

重症な障害を持つ人たちは、自分で権利やニーズについて声を上げる手段がありません。ホームヘルパーとして私たちが現在できる範囲の支援をするだけで終わってしまふことのないよう、彼らが本当に望んでいる生活支援が何なのかを実際にサポートする中でうけとめ、代わって声を上げ続けていきたいと思います。

川崎港 港務所業務課の仕事

港湾局川崎港港務所業務課主査

藤井亮輔

●はじめに

港がどんなところであるのか、おぼろげに理解していても、そこで現実何をしていのか具体的なイメージはないのではないのでしょうか。港というのは遠い過去から物流の拠点でした。PORTは古代ローマ時代に都市を築く際、物資を運ぶ (portare) から運び込む門 (Porta) となり港の語源となったと言われています。輸送がもともと港の語源であるように、港は交易を行う際には大量物資運搬の唯一の拠点でした。古代のフェニキアは通商国家として栄えましたが、そのために高度に組織化された船員、通商ルート、それを支えるスタツフや荷役の人々が関わっていました。港のこの機能は今でも変わっていません。組織化された大規模なシステムと大規模な設備投資によって「港」は動いています。それはまた人々の生活の生命線であり、文化の連結点でもあるのです。

●川崎港の歴史

川崎の臨海部は江戸時代に農耕地として干拓されましたが、多摩川の氾濫による米の低生産のため、川崎沿岸部の人々の暮らしは主に海苔の養殖等の半農半漁でした。明治後半になって工都川崎のはじまりとして、現在は移転してしまつた明治製菓工場を始め、様々な工場が立地しましたが、川崎発展の祖といわれる浅野セメント会社の創始者・浅野総一郎は、安田財閥の安田善次郎とともに鶴見埋立組合を結成します。政府の却下に何度もあいながら浅野埋立ともいわれる安善町・大川町・白石町が誕生しました。つまり京浜地区の埋立は民間主導ではじまつたのです。その後、戦争などの理由もあつて民から官へ主導権が移りながら扇町、水江町と埋立てられ、そこには埋立てに関わつた浅野セメントをはじめとする企業が立地していくこととなります。こうして川崎沿岸部の埋立地は工業地帯を物流で支える港工業港として発展の方向性が決定されました。そして、海外から石油・液化ガス等の燃料を輸入し、石油を原料とする大工場群が形成されてい

きました。これはまた後に公害の町川崎の原因となり、そして漁業を営んできた川崎沿岸部に住む人々の生業を奪うことにもなり、人々の生活意識から「海」がなくなつていく過程でもあつたのです。

●港湾法

第二次世界大戦以前の港湾は国の監督下にあり、港湾管理者という概念はありませんでした。戦後、連合軍総司令部による日本の民主化の影響は、軍港として使用されてきた港湾も例外ではなく昭和二五年に港湾法の制定をみます。これは地方分権の嚆矢ともいえませんが、港湾管理権を地方自治体に委譲し、管理運営を任せ、ポートオリソリテイという概念を導入しようとした法律です。ポートオリソリテイとは交通体系の総合的な管理運営を公共企業体方式で行うというもので、独立採算で空港・鉄道・バス等を包括するものですが、日本においては新居浜港以外には存在しないようです。港湾法施行によって、川崎市が川崎港の港湾管理者となり、港の管理運営を行なうものとされました。

●川崎港港務所業務課の仕事

港務所の仕事は大きく分けて陸域と海域に分けられています。船が港に入港し、物資が荷揚げされ、一時保管されたり、分配陸送されます。

業務課の仕事は市の港湾施設の使用許可や港湾管理者として川崎港の施設・設備を良好な状態に保つことが主となります。

① 施設の使用許可業務

川崎市港湾振興会館(通称川崎マリエン)には官公庁及び海事関係者の利便を図るた

めに貸事務室があります。使用許可申請がされると、一定の手続きに従い、使用許可書を発行し、使用料の徴収を行います。またマリエンはコミュニティ施設としての機能も持つており、テニスコート・体育館・展望室・会議室を市民に開放しています。ほかに東扇島の荷さばき地の使用許可を行つています。荷さばき地とは船舶から荷揚げされた貨物の一時保管場所です。この使用を許可することで使用料を徴収します。船が接岸し、荷さばき地の利用店社から使用許可申請書が提出され、荷さばき地使用の許可をします。この時港務所職員は、荷さばき地での作業が安全に行われているか巡回・確認を逐次行つています。

その他、外貨貨物(海外からの貨物)を取扱う場所として、荷さばき地には保税蔵置場があり、一般的にこの保税蔵置場内では関税が加算されません。そのメリットは流通の円滑化ですが、この管理を行なつています。

② 港湾施設の維持管理

業務課の大きなもう一つの仕事として、東扇島の港湾施設の維持管理があります。このために職員は当該施設の巡回を行つています。その中で事故や破損、問題等を見し、良好な状態を維持するために対処することになります。

荷さばき地はアスファルト舗装の広大な平地ですが、貨物の重量によって地盤沈下が発生します。発生した場合補修作業を早急に行い、利用しやすい荷さばき地を維持します。また、川崎市海底トンネルは東扇島と千鳥町をつなぐ2kmほどのトンネルですが、昭和五四年に完成してから二四年の歳月が過ぎ、経年劣化が著しいため、この

補修は継続的に行わなくてはなりません。さらに、川崎マリエンも建築後一年が経過し、あちこち傷みはじめています。市の財政状況を見るまでもなく、経済の状況や環境問題を考えれば、既存の施設をいかに有効に、長期にわたって使用するかということが最大の課題でしょう。その意味で施設の維持管理は長期的な視点で計画を立てないといけない段階にきています。

●川崎港の困ったこと

東扇島は商業港と市民施設を目指して「シビルポートアイランド」と命名されました。コンテナ船による海運革命が進行し、商業港への転換を目指してコンテナ船の寄港地としての整備がされ、また最近やとと市民の憩いの場としての緑地の整備も本格稼働をはじめました。その中で、海運と陸運の連結点である港は、大部分の利用者が港湾関係者と陸運事業者であり、夜間人口はほとんどない状態となります。「まち」といえる愛着がないために不法投棄が絶えないことが、今問題となっています。コンビニの袋に入った弁当の殻から放置自動車（巨大なトレーラー！）まで、ありとあらゆる物が捨てられています。モラルの問題を提起することもさることながら、利用者、ひいては市民に愛される港とする努力・工夫が必要だと思えます。

またアメリカの同時多発テロを起因とした「ソーラス条約」の改正に伴う港湾保安施設整備への莫大な費用投入の問題もあります。ソーラス条約は有名なタイタニック号遭難事件を教訓に国際的な海難事故防止・救援体制整備のための条約です。船の安全な運行のための条約ですが、昨今の情

勢では港の保安対策まで要請されるようになりました。

●おわりに

港の管理運営には、莫大な費用と関係する多くの団体の調整やシステムによって成り立っています。そこには「人・物」が存在し、維持運営する「金」も必要となりますが、港の設備・システムは重厚長大であるばかりでなく、その保守・補修をはじめとする維持費もまた莫大なものとなります。しかし、日本の物流の九五%以上を支える港の持つ機能を代替できるシステムはなく、財政が危機的状況にある今、どの程度の費用を港に費やし、どのような港湾運営を行っていくかが再び問われているのだと思います。「維持の時代」「ソフトの時代」といったキーワードを手がかりにしながら、一般市民から切り離されてきた川崎港をいかに市民に近づけていけるか、市民が港都川崎を実感できるかということも今後の一つの方向性であるように思えてなりません。



記者の目

ホームレスの自立支援と子供たち

神奈川新聞川崎支局

出沼康男

川崎に赴任してきて半年にもならないが、一〇月中旬に発覚した川崎区内の小中高生一〇人が集団でホームレスを襲撃していた事件は、いまま心に重く残っている。赴任直後から、ホームレスの自立支援策を検討している市民協議会の取材が数回続き、委員たちが熱い口調で熱心に議論をしている様子に触れていたためもあるが、いまの川崎市が抱える課題がそこにあるような気がした。

事件は県警の調べによれば、少年たちは六、七人のグループで五月から八月までで三回、未明などいずれも夜間に計三人のホームレスの男性を襲い、一人には頭などに約二週間、もう一人にも頭に約一八日間のけがを負わせたという。昨年のもころから、小石などをホームレスに投げつけ、追いかけてくるホームレスから逃げるといふ行為を繰り返して、スリルを楽しむうち、徐々にエスカレート。自転車の鉄製空気入れで頭部を殴打したり、寝ていたホームレスの上に自転車を倒し、その上から踏みつけるなどの暴行に及んだという。

犯行に及んだ少年たちのうち、一部は逮捕された当初に「社会のごみ掃除をした」などと動機を供述していたという。取り調べが進む中で、事件の重大性に気づいて涙を流したというが、このような少年たちの心理的背景には、子供たちの周囲にいる大人たちが「ホームレスは社会のごみ」という見方をしていることがあるのでは、と指摘する声を取材の中で聞いた。問題点を挙げる声は「なにげない大人の言動を子供たちはしっかりと見ている、それを自然に覚えている」と続いた。

川崎市が行った調査では、市内にいるホームレスが約一、〇三〇人。居場所は以前から集中していた川崎区、幸区といった南部から、中原区以北に広がっているという。多くの市民が日常生活でホームレスの人たちとかわる機会も多くなるだろう。

自立支援策を練る市民会議はこれからも続く。川崎に住む大人たちがホームレスの問題から目をそらさず、真剣に考え、そして対処していることを、もっと子供たちに伝えていきたい。

アイデアを 活かして 頑張るお店

井熊昭夫

経済局商業観光課副主幹

商業は俗に立地産業といわれるように立地条件の良し悪しが業績を左右する傾向が強い。

たとえば、駅前や繁華性の強い商店街は店頭での通行量も多く、おのずと購買頻度が高くなるのは当然といえよう。今回は、立地条件としては、決して恵まれていない場所であるにもかかわらず、アイデアを駆使した魅力の創出で地域のお客から支持されているお店を紹介する。

アットホームな雰囲気溢れる

中華料理店

▼香の木

今回紹介する「香の木」は川崎区伊勢町本通り商店会の中程にある中華料理店である。

当店が属する伊勢町本通り商店会は日常必需品の業種構成を中心に、高度成長期をピークに繁栄してきたが、平成一〇年におよそ五〇〇mほどの至近距離にイトーヨーカドーミナトマチプラザが出店した影響で廃業する店が相次ぎ空き店舗が増えた結果、平成一四年に実施した通行量調査では、休

平日ともに八〇〇人前後の通行量となっている。

昭和五四年の開業以来、ラーメンや餃子を中心としたごく一般的な中華飯店として店売りと出前の注文で地域需要に応じてきた。昨年、店舗の老朽化により住宅部分を含めた個別造成に併せて店舗の全面改装を行ったが、その前段階で当市の経営診断を受診し、その提言を踏まえた上で基本コンセプトを従来の「気軽に利用できる定食屋」から、「街なかの評判中華料理店」に変更し、本格的な中華料理店にあわせたメニューの改善とともに、高級感の漂うイメージの新店舗になった。一度は、店舗の改装を契機としてあまりにも人通りの少ない商店街に見切りをつけ他の立地への進出も考え

たが、味でお客を呼べる絶対的な自信があることから現在地での改装オープンに踏み切ったとのことである。店舗改装にあわせて商品メニューの幅も増やしたが、その中でも具がタップリで一口ほおばると肉汁と野菜の甘さが口いっぱいに広がるビック餃子は、一個が普通サイズの四倍のボリュームもあり、わざわざ遠方より来るお客もあるとのこと、餃子好きの方には是非一度味わっていただきたい逸品である。そのほか洋食屋さんとは一味違ったオムライス、暑い夏にも寒い冬にもびったりの坦々麺、デザートも杏仁豆腐などお勧めメニューがたくさんある。

戸惑いを感じる様子もうかがえたが、日増しに以前からの常連客も戻りつつあり、旧店舗ではまず見られなかった女性客やファミリーという違った客層が明らかに増えており、改装による効果は着実に現れているとのことである。その要因としては、味の良さは勿論であるが、経営者夫婦と後継者である息子夫婦との家族経営というアットホームで落ち着いた店内の雰囲気も支持されていることもあると思われる。最近、息子さんとの意向でホームページを新たに開設し、お店の広告宣伝の強化を開始しており、今後は予約システムを構築してファミリー客や小宴会の需要を獲得する先進的な経営を目指すこととしている。当店に限っては商業界で課題である後継者問題とはまった



香の木。店の外観



高級感の漂う店内

く無縁に後継移譲が行われている。

会社概要

店名 香の木
所在地 川崎区伊勢町一―一六
代表者 星野 正治
業種 飲食(中華料理)
電話 〇四四―二四四―〇二〇八
従業員 四人
創業 昭和五四年四月

子供の夢をかなえるケーキ屋
▼パティスリーリュッフェル

元住吉駅からブレイメン通りを通過し、およそ八〇〇m歩くと井田仲ノ町商業会につながらその片隅に当店がある。オープン は昨年六月で、自家製のケーキの販売と店内に喫茶コーナーを設けている。開業にあたっては市の創業者支援資金を利用し、一年以上経過した現在、経営計画作成当初の売上予想を大幅に上回る業績を上げている。

市内にも数多くのケーキ屋があり、それぞれの店の商品を食べ比べてみても味やデザインに実感としてそれほど違いを感じなかったが、当店は、キャッチフレーズのとおり誕生日ケーキやXmasケーキのデザインにキティちゃんや機関車トーマスなど、特に子どもが描いた絵をモチーフにオリジナルデザインを造る店として、今日までにおよそ七〇〇個を越える注文があり、それら製作したケーキを写真としてフイルム化して、新たな顧客ニーズに対応するなど特色を打ち出している。店舗スペースも狭く、他のケーキ専門店と比べると種



パティスリーリュッフェル



狭いながらもファンが集まる店内

類は少ないが、中でも「猫の手シークリーム」は名前のとおり猫の手を型取ったシークリームで、ユニークなデザインが特に子どもや若い女性客に人気である。

開店当初より買い上げ客にDMを出すなど徹底した顧客管理を行なってきた効果が浸透し、オリジナルケーキの評判が口コミで広がり、中原区以外はもとより市外からの来店客が着実に増え続け、今はDMを発送する隙もないほど忙しさに追われている。さらに、地域の祭事に合わせたセールや敬老の日にはお年寄りを対象にした半額サービスの実施、ハローウィンの時期に店の入口に大きなカボチャをおいての重さ当てクイズなど、曆の祝祭日にそったイベントを行なっている。そうした販売促進の効果も

手伝い、店奥の喫茶コーナーには常時ファンが集まり、情報交換をするいいコミュニケーションの場所になっている。

当店が地域の人々の評判を得ている要因は店内の雰囲気はさることながら、何時までも味が薄まらないで同じ味を楽しむことができるようにアイスコーヒーにコーヒーから造った自家製の氷を入れるなどのきめ細かい配慮や、狭い店内でケーキの仕込みをする際にカウンターのお客の前にご了解の立て札をおくなど、お客の立場に立つたきめ細かな接客サービスに感じ取ることができる。近隣のお住まいの方で、小さな子どもさんがいるご家庭には是非一度オリジナルのケーキを注文することをお勧めする。子どもさんには絶対に喜ばれること請け合

いである。ただし、時間にはある程度余裕を持つていくことが肝要である。

会社概要

店名 パティスリーリュッフェル
所在地 中原区井田仲ノ町九―三
代表者 二見 秀夫
業種 洋菓子製造販売・喫茶
電話 〇四四―七九九―二八三七
従業員 三人(アルバイト一人)
創業 平成一四年六月

川崎市政日誌

(2003年1月～6月)

一月三日

成人の日を祝い集いが中原区のとどろきアリーナで開催。今年の新成人は二万四、六七九人で昨年より一〇九人の増加。

一月二六日

羽田空港に四本目の滑走路を建設する再拡張事業の進め方について、話し合いを行う初の協議会が開催される。扇千景国土交通大臣と首都圏七都県市の首長が集まり、地元負担に関して反対の意見表明がなされた。

一月二七日

西武百貨店は、JR川崎駅東口の川崎西武について、今年の八月末をめどに閉鎖する方針を固めた。再建計画を進める中で、慢性的な赤字から脱却できない同店の存続は困難と判断した。

一月二九日

市は、循環資源を会場物流で結ぶ「総合静脈物流拠点港」として、川崎港を整備する方針を明らかにした。国の同拠点港拡充策にあわせた措置で、既存の港湾施設を有効活用し、循環型社会への寄与を目指す。

二月二日

市は行財政改革委員会を開催し、社会環境の変化に合わせて、敬老バス事業をはじめ一三事業の見直し作業を進めていることを明らかにした。

二月二七日

麻生区王禅寺の産業廃棄物施設の排水が

ら高濃度のダイオキシン類が検出された問題で、市は施設を運営する大伸建設に黒須田川への流入水路に堆積していた汚泥の除去費用七三〇万円の負担を求めた。

一月三十一日

科学技術による川崎再生の方策を話しあってきたサイエンスシティ川崎戦略会議(吉川弘之産業技術総合研究所理事長)は市民情報プラザネットワークと三つの産業創造拠点、イノベーションシステムの形成を促す提言を行った。

二月一日

市の社会福祉施設や保育園など一四七施設で第三者委員による外部の目を導入するなど新しい苦情解決体制がスタート。サービスの質の向上を目指す。

二月三日

市長は二〇〇三年度の予算を発表し、「行革の断行と市民本位の元氣都市づくりを二本柱に編成作業を進めた改革断行めりはり予算」と総括。行革による節約で一四四億円が生み出されている。総額は一般会計で五、四八五億円、以前から決まっていた施設の取得などで四%の増加だが、実質は超緊縮予算。

二月七日

市包括外部監査で監査人の大木壮一氏は、市水道局と関連法人を対象にした二〇〇二年度の監査報告書を市長に提出。人件費の高さや過剰な給水能力がコスト増加要因になっているなど指摘。経営努力で一立法メートルあたりの給水原価を三〇円近く下げられるとした。

二月十一日

市は、平成一五年度予算で一千万円以上の補助金、助成金のうち、定額部分を平均五%程度削減するなど、三三億円の減少を行うことを明らかにした。また、

市の補助金の一覧表を市のホームページで公開することとした。

二月十四日

市は、かわさき新産業創造センター(BIC)を設立した。第一期入居企業として既に情報・サービス系やものづくり系、食品・バイオ系など計一七社の入居が決定。

小田急電鉄は、都市基盤整備公団の特定区画整理事業が進められている、小田急多摩線黒川、永山駅間に「はるひの駅(仮称)」を設けることを明らかにした。二〇〇四年度中の開業を目指し、今年の夏に駅舎工事に着手予定。

二月十九日

京浜工業地帯の中核として日本の産業発展を支えた川崎市南部の近代化遺産や産業文化財を保存する「かわさき産業ミュージアム」構想がまとまる。各企業に残る機械や建築物一五七件を候補に上げ、川崎区が登録して地域全体を展示場に見立てる分散型の博物館づくりを目指す。

三月一日

市は、全国ではじめて携帯電話やインターネットで市内七〇〇箇所弱の病院の診療時間や外国語の診療の可否などの検索ができる「川崎市医療情報システム・かわさきのお医者さん」を導入。

市は、日本フランチャイズチェーン協会と連携し、同協会加盟のコンビニエンスストアを環境浄化のために活用する運動を後押しする。コンビニエンスストアを「セーフティステーション」と位置づけ、安全・安心の街づくりや青少年の健全育成を促す取組を全国初のモデル地区として試行する。

三月八日

大学発の起業家を発掘、育成し、新事業

創出に結びつけようという「大学ビジネスフラン・コンベンション」が産業振興会館で開かれた。最終選考に残ったのは、五大学、六大学院の一三件。

三月一日

川崎市や国土交通省は川崎駅前と臨海部を結ぶ二つの路線で信号制御システムを使った目的地までの所要時間短縮システムを導入し、バス利用を促進することで通勤時間帯の混雑を解消する実証実験を開始した。

市立中原中の男子生徒が平成一二年夏に熱中症で死亡し、業務上過失致死罪で有罪が確定した教諭が別の生徒には暴力をふるっていたことが明らかになり、市は同教諭を減給三か月の懲戒処分にした。

三月一七日

(仮称)川崎駅西口文化ホールにおけるフランチャイズ契約を川崎市と締結した東京交響楽団は、市立四谷小学校の体育館で初演を行った。

川崎臨海部再生リエゾン研究会(座長・久保孝雄アジアサイエンスパーク協会会長)は、新たな街づくりと新産業創出へ向けた再生プログラムの最終報告をまとめた。最終報告では、一三〇ヘクタールの土地の利用転換、約一万八千人の雇用創出を目標に掲げ、研究開発拠点形成などが盛り込まれている。

川崎市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル(KCT)」はこのほど同社の二〇〇二年度の償却前利益が三千万円となった。同社は、設立後初めて黒字を計上したことになる。

四月一日

川崎市を含む二七道府県市が共同で市場公募債を発行。職員希望に基づいて現在の役職から下

位の役職への降任を認める人事制度を導入した。全職員約二割にあたる係長級以上の職員が対象となる。

市は各区の保健所と福祉事務所の組織を統合し保健福祉センターに改組した。区役所機能強化策の一環として、幼児や高齢者、障害者らが抱える保健・福祉関係の様々な問題に対する相談窓口を一本化し、縦割り行政の弊害をなくす。

川崎ボランティアセンターが「かわさき市民活動センター」に生まれ変わり、幅広い市民のボランティア活動を支えることになった。あわせて、「こども文化センター」の運営も担う。

市は、行財政改革の一環として、職員に対して支給されていた五五の特殊勤務手当のうち、一六の手当てを廃止するとともに、一六手当ての支給基準や金額などを見直す。

市は、これまで使用していた「助役」の呼称を廃止し、「副市長」の呼称の使用を開始。

四月三日

市環境保全審議会は、授産学園福祉の杜、岡上東光院の二箇所を「緑の保全地域」に指定するよう答申した。

四月九日

市環境政策審議会は、阿部市長に二〇〇二年版の環境基本計画年次報告書を提出した。ディーゼル車の排ガス対策の推進や公用車への低公害車の積極的導入とともに地球温暖化防止のための行動計画の見直しを早急に行うように求めた。

四月一六日

クリーンな燃料として注目されているDMFを使った低公害車を京浜臨海部で普及させるため、NKKなどが経営統合して発足したJFEホールディングスと県

は、普及促進へ向けたモデル事業のあり方を検討する「京浜臨海部DMF自動車普及モデル事業準備委員会」を発足。

四月二三日

市が運営する保養施設のあり方を検討してきた市民保養施設検討委員会（委員長＝長谷川徳之輔・明海大学教授）は「保養施設事業の目的は達成されており、市はすみやかに撤退すべきだ」との報告書を阿部孝夫市長に提出した。

市は、川崎港が船舶輸送を活用した広域的なリサイクル物流ネットワークの拠点となる港湾「リサイクルポート」として国土交通省の指定を受けたと発表。今後、循環資源を取り扱っている千鳥町地区の公共ふ頭を重点的に整備し、他拠点港との効率的なネットワーク構築を目指す。

四月二六日

昨年一月にオープンした川崎市川崎区の複合商業施設「L.A. CITY TOWN L.L.A.」のモールが完成し、記念式典とイベントが行われた。

五月一日

市は、屋外広告物条例を改正し、バスや電車の車体を広告で被う「ラッピング広告」解禁した。

五月三日

市は国土交通省と連携し、災害時の緊急復旧活動拠点となる河川防災ステーションの整備に乗り出すことを明らかにした。多摩川河口沿いに位置する大師河原の用地にヘリポートや水防センター、緊急用資機材、土砂の備蓄場などを設ける。

五月六日

市は、ビルの屋上緑化や里山保全などを盛り込んだ「緑化推進重点地区計画」を発表した。今年度の事業費は約八、二〇〇万円。指定した九地区のうち川崎駅周

辺、小杉、新百合ヶ丘の三地区で今年度から事業をはじめ、五年間かけて「花見の場」などを整備する。

五月七日

市は、平成一四年度の市内児童虐待相談件数を発表した。これによると、児童相談所と児童虐待防止センターに過去最高となる六五二件が寄せられた。

五月九日

地域限定で規制緩和する構造改革特区が決定され、市の申請していた国際臨空産業・物流特区、国際環境特区などが認められた。

五月二八日

市は、管理する公文書の日録をホームページ上で検索できるシステムの運用を開始。電子市役所の一環として、「文書管理システム」稼動にともなうサービス提供で、政令指定都市で初。

六月一日

廃川となった江川が「せせらぎ水路」として生まれ変わり、完成式典が行われた。「清流の道」や「桜のプロムナード」など八つのゾーンに分け、遊歩道の整備などが行われている。

六月三日

市は、地震や大雨などの災害時、インターネットを通じて震度や雨量をリアルタイムで確認できるシステムをスタートさせた。政令市ではじめて、河川水位や潮位、市内天気とあわせて提供を行う。市は、窓口業務を含めた全ての事務の効率化やすばい処理を目指した指針「川崎再生ACTIONシステム」を発表した。業務の改善目標を担当課がつくり、年度末に年間の業績を自己評価する。

六月九日

阿部孝夫市長は、川崎縦貫高速鉄道事業

推進の是非を市民一万人に聞いたアンケートの集計結果を発表した。事業の「延期」が最多の四〇％、ついで「中止」三二・九％で、厳しい財政状況下で、七割強が現時点での着工を望んでいない状況が明らかとなった。

六月一〇日

川崎市議会は、議会運営委員会を開き、阿部市長が就任直後から要望していた区長の本会議などへの出席を六月定例会から代表質問に限って認めることとした。阿部市長は、議会の定例会に「多選自粛条例」を提案することを発表し、同案を公表した。

市オンブズパーソンとオンブズマンは、活動報告書を阿部市長に提出。人権侵害を扱うオンブズパーソンには、一か月平均八三件の相談が寄せられ、救済申し立てが三三件、オンブズマン道路整備など一か月平均一三件の苦情を受けた。

六月一日

川崎臨海部再生リエゾン研究会は、阿部孝夫市長に新産業創出による街づくりプログラムをまとめた提言を提出。インフラ整備のための財源調達手法や鉄道・道路網の早期整備を提案。

六月二日

市内全一四校ではじまった新児童健全育成事業「わくわくプラザ」の利用状況がまとまり、平日は七、〇〇〇人超が利用、これまでの留守家庭児童事業（学童保育）の利用者四、四八〇人を上回った。

六月一六日

阿部孝夫市長は、市議会本会議で、国の許可を受けて今年度の着工を予定していた市営地下鉄の着工を五年程度延期すると正式に発表した。

■政策情報かわさき11号特集

【特集1】都市における産業振興とサイエンス
テイ川崎へ向けて

●サイエンステイ川崎戦略会議公開シンポジウム・基調講演「科学技術創造立国に向けて」地域戦略の取り組みの重要性(日本学術会議会長・産業技術総合研究所理事長 吉川弘之) ●サイエンステイ川崎戦略会議公開シンポジウム・パネルディスカッション「21世紀の科学技術と地域経済活力の創出(「コディネーター」) アジアサイエンスパーク協会会長・川崎市産業振興財団理事長 久保孝雄/那須大学教授 原田誠司/「ハネリスト」東京大学教授 鳥海光弘/慶應義塾大学教授 中島真人/内閣府大臣官房審議官 有本建男/経済産業省地域経済政策課長 乾敏一/日本鋼管株式会社常務 若松幹人/株式会社リエンエ代表取締役 辻永) ●川崎臨海部再生リエン研究会(総合企画局臨海部整備推進室副主幹 船橋兵悟) ●環境・産業の複合政策セロ・エミッション/エコタウン事業(経済局産業振興部産業振興課主幹 宮内武雄) ●動き出したマイコンシティ(経済局誘致推進課副主幹 清水均) ●京浜臨海部環境シテをめざす日本鋼管の取り組み(NKK環境ソリューションセンター企画営業部長 小倉康嗣) ●知識経済時代の「頭脳」新産業政策研究所開設(川崎市総合計画課専門調査員 藤江素子)

【特集2】総合的人権施策の推進に向けて

●総合的人権施策の推進と川崎人権指針の役割/人権と共生のまちづくりが意味するもの(明治学院大学国際平和研究所特別所員 上村英明) ●自立・平等・快適「男女平等かわさき条例」がめざすもの(市民局人権・男女共同参画室 町田智子) ●川崎人権オンブズマンの設置に向け(市民オンブズマン事務局主幹 竹本康一郎) ●子どもの権利委員会/市における子どもの状況や子どもに関する施策を検証する仕組み(市民局人権男女共同参画室子どもの権利担当主幹 土屋和彦)

■政策情報かわさき12号特集

【特集1】第2ラウンドに入った分権改革/川崎市の試み

●シンポジウム 第15回「地方新時代」市町村シンポジウムPART4/第1分科会/住民自治を拡げる制度・手法/自治基本条例を中心として(「コディネーター」中央大学法学部教授 辻山幸宣/龍谷大学法学部助教授 土山希美枝) ●パネラー 大阪府市民活動課 井東明彦/二セコ町長 逢坂誠二/東京都立大学法学部教授 人見剛/三鷹市民 牧野洋子/事例報告 元川崎市総合計画課専門調査員 打越綾子/地域総合研究所主任研究員 齊藤睦/うるおいのあるまちづくり地域問題促進委員会事務局長 松井隆一) ●何が問われ、何が語られたのか/第一五回「地方新時代」市長村シンポジウム/第1分科会から(総合企画局都市政策課副主幹 伊藤和良) ●分権型自治体の創造を目指して/川崎市地方分権推進指針の策定と当面する課題(総合企画局都市政策課主査 土方慎也) ●川崎市墓地等の経営許可等に関する条例の制定/新たなルールづくりへ向けて(健康福祉局健康部生活衛生課主幹 鈴木一美) ●ポランテア/市民活動の総合的ネットワーク化について(ポランテアセンター 村石彰)

●分権市政における自治立法のあり方/要綱を市民に公表する問題を中心に(東京都立大学名誉教授 川崎市市民オンブズマン 兼子仁) ●国・地方の対等な政府関係は樹立されたか/関与に関する三つの事例から考える(横須賀市総合部行政管理課 出石航)

【特集2】都市計画マスタープラン

●都市計画マスタープランの意義と課題/川崎市における市民参加の試みから(まちづくり局建築指導課 宮崎伸哉) ●まちづくり活動と都市計画マスタープラン(川崎区政推進課まちづくり推進担当北沢仁美) ●都市計画マスタープラン宮前区構想/民提案の策定を終えて/策定プロセスにおける市民参加とその後(都市計画マスタープラン宮前区構想検討委員会副委員長 大塚真) ●「友好都市」の都市計画マスタープラン(中津川町都市計画マスタープラン「環境首都なかしべつ」をめざして(中津川町建設水道部建設課都市計画係長 矢島竜二)

■政策情報かわさき13号特集

【特集】成熟型社会におけるまちのすがた/自治体計画をめぐって

●《座談会》改革の総合計画とは?(出席者) 国際基督教大学教授 西尾 隆/総合企画局企画調整課長 田中則之/財政局財政部財政課長 三浦淳/まちづくり局企画課長 本木紀彰/健康福祉局企画課長 菊地義雄/麻生区政推進課長 太田直/《司会》総務局行政改革推進室参事 総合企画局政策部長 木場田文夫) ●転換期における総合計画/新たな総合計画の策定に向けて(総合企画局企画調整課副主幹 稲垣 正) ●総合計画策定における統計情報の役割と課題/スバイスの効に総合計画とするために(総合企画局統計情報課副主幹 野口 茂) ●政策領域別総合計画を通してみる総合計画の役割(成城大学法学部専任講師 打越綾子) ●改革の時代に求められる自治体運営/川崎市行政改革推進室主幹 鈴木 孝) ●川崎市の財政状況と今後の見通し(財政局財政課主幹 豊本欽也) ●区別計画と区長権限の強化(市民局区政課主査 小林哲喜) ●先進都市の総合計画/総合行政改革計画としての多治見市の総合計画(多治見市役所企画課長 水野高明)

■政策情報かわさき14号特集

【特集】これからの地域福祉をさぐる/共創的市民福祉社会の構築へ向けて

●《リレートーク》これからの地域福祉を探る(千葉大学教授 大森彌氏に聞く) ●社会福祉基礎構造改革の意義/契約への転換が意味するもの(武蔵野女子大学教授 三浦文夫氏に聞く) ●地域福祉を考へる意義/地域福祉計画の策定をきっかけとして(法政大学法学部教授 武藤博巳氏に聞く) ●市民生活支援の意義/市民が市民を支える相互支援/リレートークを終えて(編集部) ●「共創的市民福祉社会」の実現に向けて/地域福祉ネットワーク構築に向けて(健康福祉局総務部企画課副主幹 小坂橋厚) ●新たな参画と協働による地域福祉計画の策定に向けて(健康福祉局地域福祉部地域福祉課主幹 佐田東等) ●福祉を担う福祉の現場から/地域におけるコミュニティ・ビジネスの可能性について(総合企画局政策部 鴻巣玲子) ●市民が市民を支えることで作り出す地域の介護力/育児力/川崎市の事例22から

③中原区「つきやま会・つきやまサロン」世代を超えた地域コミュニティサロン ④高津区「あけぼの会」地域で支えるミニデイケア ⑤宮前区「すずの会」みんなが主役の介護支援活動とベストセラー介護雑誌「タツチ」 ⑥多摩区 主婦が運営する「コスモスの家」(特定非営利活動法人秋桜会) いつまでも住みつづけられる地域福祉 ⑦麻生区「特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブあひ・あひ」配食活動を通じて高齢者等の地域での見守り ⑧子ども ⑨幸区「たつのこ」地域コミュニティ施設を拠点とした子育てサークル ⑩中原区「子育てネットワー」自主的な学習活動を通じて子育て支援 ⑪高津区 フリースペース「たまりば」ありのままの生活クラブ/子育て協同センター「すきっぷ」保育機能とひろげ機能をおわせもつ子育て支援センターをめざして ⑫多摩区「特定非営利活動法人 ままとんきつ」子育てのポリシー伝達のための情報誌作成 ⑬麻生区 国際子育てクラブ「ファンキーキッズ」外国人のママたちと共に支えあいながら育児の情報交換と交流をたのしむ ⑭障害者 ⑮川崎区「あおぞら共生会」地域で共に暮らす障害者の生き方を求めて ⑯川崎区 精神障害者と地域福祉作業所「サボン草作業所」環境と人間が響きあう川崎へ ⑰幸区 精神保健ボランティアグループ「フレンド93」心の病をもつ人々と共に生きる社会を ⑱中原区「社会福祉法人 しいの実会」さらに深く地域の中へ支えあい解決していく仕組みづくりをめざして ⑲多摩区「社会福祉法人 なごみ福祉会 障(碍)害の有無にかかわらず、地域の中で「あたりまえの生活」をめざす ⑳麻生区「映像工房ペリ」(麻生区百合ヶ丘)独自性を発揮して進化する障害者地域作業所 ㉑その他 ①幸区 滞日外国人と連帯し支援する会「カワカサン」活動を通じて見えてきた行政の境界 ②宮前区「福祉ネットワークみやまえ」利用者本位の苦情処理システムとは? ③市内「特定非営利活動法人 グループ・ピポ」夫からの暴力から逃れてきた人のためのシェルター ④取材を終えて/福祉概念のパラダイム転換/制度が構築する福祉から、地域社会が規定する福祉制度へ(編集部)

◆以前、「混沌の中から確かな未来を」と題した一文を本誌に掲載させて頂いたことがある。以来数年、日本社会は依然として混沌とした中にある。経済不況からの脱却は、政府による様々な手立ても、これに対する様々な批判も、決定的な有効策を見出すことなく、今も出口の見えないトンネルのなかにある。一方で、欧米の二〇〇〇年を二〇〇〇年で経験するともいわれる日本の少子高齢化の進展は、年金・保険・介護等制度の抜本的な見直しを、緊急かつ具体的な課題として突きつけている。

◆今や改革の必要性を否定するものは誰もいない。求められているのは、混沌の中から、確かな未来への道筋を、具体的かつ現実的に指し示すこととであり、そのためには、社会の現実を正面から向き合い、解決に向けて格闘しつつある人々（市民）の問題意識と先見性を的確に受け止める感受性を研ぎ澄ますことしかない。地域社会の抱える課題をどのように解決するか、その道筋を示す新たな総合計画の策定の成否も、その点にかかっている。（総合企画局政策部長 木場田文夫）

◆本号から編集委員を仰せつかりました。自分自身第一号から所持しているからというわけではありませんが、この「政策情報かわさき」何年かたつたあとに「その時」を読み解く楽しさもあるのではないかと感じています。さて、特集に登場するいわゆる「川崎都民」か、かという私は東京北部から川崎に通勤する「市民」ですが、メディアなどを通じて自分の住むまちが登壇するのと何となく頬がゆるみます。この何となく嬉しいカンジを「愛着」といったりするのでしょうか。もちろん、川崎が登場したときは「おわっ！」と声をあげますが。（総務局職員研修所 町田智子）

◆今、都心部では幾つもの大規模開発が稼働し始めている。六本木や汐留、品川、大崎等々。

また住宅や商業・業務ビルの建て替えが各所で進行し、青山同潤会の建て替えも高名な建築家を迎え注目を集めている。この不況下に、と率直に思うがテナント料や稼働率の低下とともにこれも受給バランスの崩壊の一面と見るべきものなのか。都心回帰という言葉をよく耳にするが今後どの位の傾向が続くのか、東京の外縁部に位置する川崎はその中でのどのような方向に向かうべきなのか、この先の二〇一〇年問題も含め皆さんも考えてみませんか。

◆今号から、新しく編集委員を務めさせていたただくことになりました。現在「環境問題」は、解決しなければならぬ最も重要な課題の一つとなっており、環境負荷の少ない持続可能な社会経済システムの構築に向けた取り組みを進めていくことが求められています。一方で、地域社会では、少子高齢化や産業の空洞化が進み、地域活力が低下しており、その活性化が急務となっています。このため、環境保全に配慮した形で地域の活性化を進めていくこと、環境保全と地域の発展を両立させていくことの重要性が増しております。環境局の一職員として、環境という視点を編集の場で少しでも盛り込むことができればと考えております。

◆最近気になっていること。ここ二、三年でメンタルが急激に増加していることです。業績・能力主義は世の流れにしても、アメリカを真似て取り入れるには歴史的に無理があるような。人が人として認められ、元気に仕事に精を出して、仕事が終わったら笑って家路に着く、そんな社会が作れたら良いなど。そのためには市民の元気が出る事業を「金が無くても」ガンガン打っていくことが必要ですよね？ 自分的反省・・・ぜんぜん編集のお役に立てなくてすいません。（港湾局川崎港務所業務課主査 藤井亮輔）

◆今年四月に、保健所と福祉事務所の統合により、新たに誕生した保健福祉センター。それに伴う人事異動で、この本に載るような仕事とは全く縁のない業務から一転、前号で特集した地域福祉計画の区販担当となり、見聞を広げるためこの情報誌の編集委員もお引き受けさせていただきました。新しい業務で戸惑うこともありましたが、おかげさまで固定概念にとらわれないこと、
「へえ」と新鮮な気持ちでお仕事させていただいている毎日です。（麻生区役所保健福祉センター地域保健福祉課 蛭川睦）

◆政策部に配属されてから。今までのない経験の連続。前職が訴訟担当、その前が条例審査など、いわば固い職場を歩いてきたが、政策部は、硬軟取り混ぜた職場。着任早々、地方制度調査会の中間報告に対する指定都市の意見のとりまとめ、三位一体改革等に関する国への要望行動にはじまり、里山保全運動の事務局として草刈り・竹の伐採、市民と協働したフォーラム実行委員会の事務局、自治基本条例や住民投票制度の検討委員会の立ち上げ。市民とひざを付き合せての議論、学識経験者とのピルを囲んでの談話風発。そしてこの情報誌の編集。あつという間の七か月である。でも、まだまだ序の口と周りにおどかさながら助けられ、楽しくも戦々恐々の毎日である。（総合企画局政策部主幹 海老名富夫）

◆最近、よく、「協働」という言葉を耳にすることが多い。協働推進条例、協働のルール、協働型事業委託と、まさに協働のオンパレードである。しかし、流行り言葉には常に落とし穴があるもの。これまでも多くの自治体で、時の流行り言葉に躍らされてきた。先目もある自治体に呼ばれて話をした時に、「流行り言葉には気を付けよう」と、あえて苦言を呈してきたが、そのまちはそのまの記憶や自治の営みに相応しい協働の形があるものだ。地域を見据え、これからのコミュニケーション・デザインのありように思いをめぐらせながら、川崎らしい協働のあり方を市民とともに築き上げていきたいと思う。（総合企画局政策部主査 中村茂）

◆今、まさに市民とともに自治基本条例の検討を進めています。市民との協働作業の中で、何かを築き上げるといふ経験の乏しい私にとっては、この条例づくりに対する市民の方々の熱い思いがとても鮮烈に感じられてなりません。今後、どのような方向で条例の検討が進むかは今の段階では誰にもわからないことですが、一三〇万人川崎市民それぞれの思いが凝縮されるような、そんな条例になっていかないと密かに期待しています。委員のひとりと言っていました。「生活感のある条例に！」私も、同じ気持ちで条例づくりに参加しています。（総合企画局政策部主査 今村健二）

◆人間の住む世界を機械がつくりあげたイメージとして描き、この巨大システムのなかで、人は気づかぬうちに機械に支配され、管理されながら生きている。この現実を知った一部の人間たちだけが、仮想現実の外で暮らすという映画が注目を集めた。この映画は、仮想現実と現実世界を描き出すことで、「自分の存在」とは何かというような哲学的な問いも含めて様々な課題提起を行っているようにも思われた。

◆日々の営み、日々の業務の中で見失いがちな視点、それは一歩下がって現実世界、現実の営みを客観化して考えてみることもかもしれない。首都圏における川崎、それは目の前の事象で手一杯になりがちな行政にとって、既成概念を打ち壊す、その再考を促すものではないかと思つた。（総合企画局政策部 鈴木洋昌）

投稿をお待ちしています

本誌は職員の方々が自由に意見を発表し、討論するひろばです。日頃の自主研究の発表の場として、投稿をお待ちしています（執筆は個人・グループのいずれでも構いません）
応募される方は、事前に研究の概要をA4判紙二枚以内にとりまとめて政策部担当までお送りください。



9784905913917

ISBN4-905913-91-8

C3031 ¥600E



1923031006003

言叢社

定価——(本体 600円+税)

15

第 号
2003 December no.15

政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

かわさき

川崎市総合企画局政策部

政策情報かわさき 第15号

2003年 12月1日発行

【編集・発行】川崎市総合企画局政策部

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

TEL.044-200-3708 FAX.044-200-3800

【発売元】有限会社 言叢社

〒101-0065

東京都千代田区西神田2-4-1 東方学会本館

TEL.03-3262-4827 FAX.03-3288-3640